

衆議院 予算委員會 議 録 第九号

昭和六十年二月十四日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 天野 光晴君

理事 大西 正男君

理事 橋本龍太郎君

理事 三原 朝雄君

理事 岡田 利春君

理事 吉田 之久君

理事 相沢 英之君

理事 伊藤宗一郎君

理事 上村千一郎君

理事 小沢 惠三君

理事 奥野 誠亮君

理事 倉成 正君

理事 砂田 重民君

理事 田中 龍夫君

理事 葉梨 信行君

理事 武藤 嘉文君

理事 山下 元利君

理事 井上 普方君

理事 大出 俊君

理事 佐藤 鶴樹君

理事 松浦 利尚君

理事 池田 克也君

理事 神崎 武法君

理事 大内 啓伍君

理事 小平 忠君

理事 瀬崎 博義君

理事 松本 善明君

出席國務大臣

內閣總理大臣 中曾根康弘君

法務大臣 嶋崎 均君

外務大臣 安倍晋太郎君

大藏大臣 竹下 登君

理事 小泉純一郎君

理事 原田昇左右君

理事 稻葉 誠一君

理事 二見 伸明君

伊藤 公介君

宇野 宗佑君

小此木三郎君

大村 襄治君

海部 俊樹君

小杉 隆君

住 榮作君

中川 昭一君

原田 憲君

村山 達雄君

井上 一成君

上田 哲君

川俣健二郎君

堀 昌雄君

矢山 有作君

近江巳記夫君

正木 良明君

木下敬之助君

小沢 和秋君

辻 第一君

出席政府委員

內閣官房內閣審議室長

官房審議室長

內閣審議官

內閣法制局長官

內閣法制局第一部長

前田 正道君

文部大臣 松永 光君

厚生大臣 增岡 博之君

農林水産大臣 佐藤 守良君

通商産業大臣 村田敬次郎君

運輸大臣 山下 德夫君

郵政大臣 左藤 惠君

労働大臣 山口 敏夫君

建設大臣 木部 佳昭君

自治大臣 古屋 亨君

國家公安委員會委員長

古屋 孝生君

國務大臣 藤波 孝生君

內閣官房長官 後藤田正晴君

國務大臣 河本嘉久藏君

國務大臣 加藤 紘一君

防衛大臣 金子 一平君

經濟企画庁長 竹内 黎一君

官房長官 石本 茂君

官房長官 河本 敏夫君

官房長官 吉居 時哉君

官房長官 海野 恒男君

官房長官 茂串 俊君

官房長官 前田 正道君

官房長官 吉居 時哉君

官房長官 海野 恒男君

官房長官 茂串 俊君

官房長官 前田 正道君

官房長官 吉居 時哉君

官房長官 海野 恒男君

官房長官 茂串 俊君

官房長官 前田 正道君

官房長官 吉居 時哉君

官房長官 海野 恒男君

官房長官 茂串 俊君

官房長官 前田 正道君

臨時教育審議會事務局長 齋藤 諒君

警察庁警備局長 柴田 善憲君

警察庁官房長官 手塚 康夫君

警察庁官房長官 佐々木晴夫君

警察庁官房長官 藤井 良二君

警察庁官房長官 古橋源六郎君

警察庁官房長官 竹村 晟君

警察庁官房長官 本多 秀司君

警察庁官房長官 古川 清君

警察庁官房長官 池田 久克君

警察庁官房長官 筒井 良三君

警察庁官房長官 西廣 整輝君

警察庁官房長官 矢崎 新二君

警察庁官房長官 大高 時男君

警察庁官房長官 穴倉 宗夫君

警察庁官房長官 山田 勝久君

警察庁官房長官 佐々 淳行君

警察庁官房長官 梅岡 弘君

警察庁官房長官 宇都 信義君

警察庁官房長官 大内 雄二君

警察庁官房長官 赤羽 隆夫君

警察庁官房長官 大竹 宏繁君

警察庁官房長官 堀内 昭雄君

警察庁官房長官 内田 勇夫君

警察庁官房長官 中村 守孝君

警察庁官房長官 中村 守孝君

警察庁官房長官 中村 守孝君

警察庁官房長官 中村 守孝君

警察庁官房長官 中村 守孝君

警察庁官房長官 中村 守孝君

警察庁官房長官 中村 守孝君

警察庁官房長官 中村 守孝君

警察庁官房長官 中村 守孝君

警察庁官房長官 中村 守孝君

警察庁官房長官 中村 守孝君

科學技術庁原子力安全局長 藤咲 浩二君

科學技術庁官房長官 永田 良雄君

科學技術庁官房長官 北島 照仁君

科學技術庁官房長官 和氣 三郎君

科學技術庁官房長官 小谷善四郎君

科學技術庁官房長官 田中 曉君

科學技術庁官房長官 北村 汎君

科學技術庁官房長官 後藤 利雄君

科學技術庁官房長官 栗山 尚一君

科學技術庁官房長官 西山 健彦君

科學技術庁官房長官 三宅 和助君

科學技術庁官房長官 國弘 道彦君

科學技術庁官房長官 藤田 公郎君

科學技術庁官房長官 小和田 恒君

科學技術庁官房長官 山田 中正君

科學技術庁官房長官 渡辺 幸治君

科學技術庁官房長官 北村 恭二君

科學技術庁官房長官 吉野 良彦君

科學技術庁官房長官 梅澤 節男君

科學技術庁官房長官 宮本 保孝君

科學技術庁官房長官 中田 一男君

科學技術庁官房長官 行天 豐雄君

科學技術庁官房長官 富尾 一郎君

科學技術庁官房長官 幸彦君

科學技術庁官房長官 幸彦君

科學技術庁官房長官 幸彦君

科學技術庁官房長官 幸彦君

科學技術庁官房長官 幸彦君

科學技術庁官房長官 幸彦君

科學技術庁官房長官 幸彦君

科學技術庁官房長官 幸彦君

科學技術庁官房長官 幸彦君

科學技術庁官房長官 幸彦君

科學技術庁官房長官 幸彦君

科學技術庁官房長官 幸彦君

文部省学術国際局長	大崎 仁君
厚生大臣官房総務審議官	長門 保明君
厚生省健康政策局長	吉崎 正義君
厚生省保健医療局長	水田 努君
厚生省生活衛生局長	竹中 浩治君
厚生省業務局長	小林 功典君
厚生省社会局長	正木 繁君
農林水産大臣官房長	田中 宏尚君
農林水産大臣官房予算課長	鶴岡 俊彦君
農林水産省経済局長	後藤 康夫君
農林水産省畜産局長	野明 宏至君
林野庁長官	田中 恒寿君
水産庁長官	佐野 宏哉君
通商産業省貿易局長	村岡 茂生君
通商産業省産業政策局長	福川 伸次君
通商産業省機械情報産業局長	木下 博生君
工業技術院総務部長	荒尾 保一君
資源エネルギー庁長官	柴田 益男君
資源エネルギー庁長官官房審議官	松田 泰君
資源エネルギー庁石油部長	畠山 襄君
運輸大臣官房国鉄再建総括審議官	棚橋 泰君
運輸省国際運輸・観光局長	仲田豊一郎君
郵政省通信政策局長	奥山 雄材君
郵政省電気通信局長	澤田 茂生君

委員外の出席者
予算委員会調査室長 大内 宏君

労働省労働局長 谷口 隆志君
労働省婦人局長 赤松 良子君
労働省職業安定局長 加藤 孝君
建設大臣官房総務審議官 豊蔵 一君
建設大臣官房秘書官 松原 青美君
建設大臣官房會計課長 望月 薫雄君
建設省都市局長 堀原 拓君
建設省河川局長 井上 章平君
建設省道路局長 田中淳七郎君
建設省住宅局長 吉沢 奎介君
自治省行政局長 小等原臣也君
自治省財政局長 花岡 圭三君
自治省税務局長 矢野浩一郎君

委員の異動

二月十四日
辞任
石原慎太郎君 補欠選任 中川 昭一君
小杉 隆君 伊藤 公介君
田中美智子君 辻 第一君
同日
伊藤 公介君 補欠選任 小杉 隆君
中川 昭一君 石原慎太郎君
辻 第一君 小沢 和秋君

本日の会議に付した案件

昭和六十年年度一般会計予算
昭和六十年年度特別会計予算
昭和六十年年度政府関係機関予算

○天野委員長 これより会議を開きます。

昭和六十年年度一般会計予算、昭和六十年年度特別会計予算、昭和六十年年度政府関係機関予算、以上三案を一括して議題とし、総括質疑を行います。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岡田利春君。

○岡田(利)委員 私は、本論の質問に入る前に、きのうカネミ油症訴訟の判決が行われておるわけです。これはカネミ油症訴訟の全国統一第三陣の訴訟に対する判決でありまして、ちょうど昨年の三月十六日、福岡において第一陣の控訴審の判決が行われましたけれども、そこで初めてこの事件に対する国の責任が認められたのであります。そして昨日、同様の判決が行われたわけでありまして、振り返ってみますと、昭和四十三年にこの事件が発生して、実にもう十七年もの長い時間が経過をいたしておるわけでありまして、したがって、被害者の救済という問題はもはや緊急を要する課題になっておるのでありまして、国はこの判決を素直に認められて控訴を断念されるのが最も妥当な道ではなからうか、私はこう思います。

そしてまた、現在まだこの被害に苦しんでいる患者の救済をどうするか、またこの治療の対策すらも確たるものがないという状況であります。また生活に非常に支障を及ぼしている被害者も多いのであります。もちろん政府としてはこの案件に対して、きのうの判決でありますから今すぐ態度を決めかねておるかとも存じますけれども、法務省、農林水産省そして厚生省がこの判決に対する態度を決めると同時に、これらに対する対策について、も当然積極的に取り組まなければならぬのではないかと、私はこのように極めて厳密に受けとめておるのであります。この点についての御答弁を願いたいと思います。

○中曽根内閣総理大臣 カネミ問題に關しまする被害者の皆様方に対しては、政府としても心からお見舞いを申し上げ、できるだけの措置を講じたものと念願しております。

訴訟に關する問題につきましては、内容が内容でございますだけに、我々も厳密に受けとめなければならぬと思ひます。ただ、判決の内容等につきましては、いろいろ法律的な観点からも検討してみることがあると思ひまして、今関係各省庁におきまして検討を開始し始めるというところであります。

具体的な問題につきましては関係各省大臣から御答弁申し上げます。

○佐藤国務大臣 岡田先生にお答えいたします。カネミ油症事件の被害者の長年の御苦勞に対し心から御同情申し上げるわけでございますが、判決に對しましてはまことに厳しいものがある、実はこう感じております。そんなことで、今總理から御答弁がございましたが、関係各省とも協議の上速やかに決定したい、こう考えております。

ただ、今まで、裁判の問題は別といたしまして二つの点で、一つは、厚生省によくお願いしまして、行政としての立場からとり得る措置をお願いしてあります。また我が省におきましては、会社がつぶれてしまつては事業の継続ができませんから、つぶれないためにはどうするかということ、事業の継続維持を図る努力をしようとしてございまして。

○増岡国務大臣 厚生省といたしましては、従来から油症に關する治療研究等できる限りのことをやっておるわけでございまして、今回國の主張が認められなかつたことは極めて厳しい判決だと考えておるところでございます。今後関係各省とも協議の上、速やかに決定をいたしたいと思ひます。

なお、治療研究につきましては、これまでどおり、またさらに力を加えてやつてまいりたいと思ひます。

○岡田(利)委員 今、總理からも答弁をいただきましたけれども、三月十六日の第一陣の判決が出る前に、福岡高裁は國に對しても和解の勧告を勧めたわけでありまして、この種の事件というのは過去非常に多いわけでありまして、從來の政府の

これらの問題に対する対応等から判断しても、私
はやはり早目にこの対策がとられるように心から
期待をいたしたいのであります。もちろん法律的
な検討もいろいろあるでしょうけれども、要はこ
の被害に苦しんでいる人々に対して政府は一体ど
う政治の手を差し伸べるか、こういう人道的な立
場にも立って十分対策を講じられましように心か
ら強く希望を申し上げまして、次の質問に移りた
いと思います。

中曾根総理は、今年正月早々アメリカを訪れ
て、レーガン大統領と首脳会談を行ったのであり
ます。ことは総理は元旦を二回迎えられたよう
でありますけれども、私も国民として、日米の
首脳会談に対しては極めて重大な関心を持って注
目をいたしておりました。お互いに、レーガン大
統領が再選をされ、総理も自民党総裁に再選をさ
れて、その後初めての首脳会談であります。また
正月早々でもありますので、総理はレーガン大統
領にたくさんお土産を持っていかれたのではない
かと思うのですけれども、お土産の内容を発表で
きますか。

○中曾根内閣総理大臣 別にアメリカにお土産を
持つていく必要はないのであります、新年おめ
でとうというあいさつ、あと私的に私は日の出の
農場でつくったロン・ヤスと彫つてあるひょうた
んを持っていまして、それは非常に喜ばれまし
た。日本ではこれにお酒や水を入れて飲むんだと
言ったら、レーガン牧場でカリフォルニア・ワイ
ンを入れて飲みましようというナンシー夫人が言っ
て、喜んでおられました。

日米関係におきましては、今や別にお土産を持
つていくとか持つていかないとかいうそんなかた
い関係ではございません。全くフランクに、自由
に彼等の感懐を述べ、そして世界の平和と繁栄の
ために協力し合う、そういう立場にございます。
○岡田(利)委員 日本には「ひょうたんからこ
ま」という話もあるわけでありまして、ひょうたん
をお土産に持つていかれて、ひょうたんから何か
こまが出ましたですか。

○中曾根内閣総理大臣 世界の平和と繁栄を念願
する日米協力というこまが出ました。

○岡田(利)委員 私も国民の側から見ますと、
どうも総理の土産は単にひょうたんだけではなく
して、別途二つのお土産を持っていかれたのでは
ないのかな、こう実は考えざるを得ないのであり
ます。その一つは、十二月に日本とアメリカで調
印をされたいわゆる日米共同作戦計画案、そ
してもう一つについては、いみじくもロスで総理
が述べられたように、今度の予算編成に当たって
他の歳出は私としては厳しく抑えた、だがしかし
防衛費六・九％、そしてまた政府援助についての
予算は最大限伸ばした、このような予算の伸びを
示しているのはNATOの諸国でもないと言つて
胸を張られたと実は報道されておるのでありま
す。まさしくその言動から判断をいたしますと、
この防衛費の突出六・九％、GNP〇・九
七％、この予算の内容を今回の会議のお土産に携
えたのではないのか、こう勘ぐりたくなるのであ
ります。この点については偏見ですか。いかがで
しょう。

○中曾根内閣総理大臣 日本の防衛は、日本独自
の見地に基きまして、日本列島の防衛を主に、
「防衛計画の大綱」の水準を達成しようという努
力の一環として行われておるのでございます。先
ほどの日米共同作戦計画というものは、長い間両
国の専門家の間で討議され、研究されました要
するに研究でございまして、これは時間が来て、そ
れがちゃんとまとまったというようなものであり
ます。

それから防衛費の問題は、日本の防衛を全うす
るために必要最小限の経費として私が覚と相談を
して決めたものでございまして、別にアメリカを
見てやつたというようなものではございません。
○岡田(利)委員 そこで、私は日米共同作戦計画
についてお尋ねをいたしたのでありますけれども
も、もう既に本委員会でもこの問題は取り上げら
れておるのであります。今回のこの共同作戦計画
は、もちろん日米安保条約に基づいて、そしてま

た「日米防衛協力のための指針」、こういうもの
に基づいて長い時間がかけられて作成されたもの
と思うのであります。しかしながら、この共同作
戦計画を進めるに当たつて一体どのような手続が
とられたのか、まだ明らかでないのではありません
。そしてまた、総理は一体この作戦計画につ
いて逐次どのような報告を受けたのか、同時に
また、この作戦計画についてそれぞれ制服の代表
者が署名するに当たつてどのような会議で最終的
に了承を与えたのか、依然不明なのであります。
この点について明らかにしていただきたいと思ひ
ます。

○加藤国務大臣 日米共同作戦計画の研究は、委
員御指摘のとおりガイドラインに基づいて行われ
ております。ガイドラインが決定されました五
十三年の国防会議及び閣議で防衛庁長官が責任を
持つてやるということが了承されて、その前提の
もとにスタートしたものであります。そして、確
かに制服組がやっておりますけれども、その研究に
つきましては内局が随時その内容を把握し、防衛
庁長官に報告があり、そしてそれぞれの主要な段
階では防衛庁の方から総理大臣にその進捗状況、
内容等を御報告いたしておりますので、シベリア
コンントロールの面からいいますと万全の体制
をとつてやっておりますつもりでございますし、その
自信はございます。

詳細に総理大臣に何月何日御報告したかにつ
きましては、政府委員より詳細にお答えさせたいと
思ひます。

○岡田(利)委員 ガイドラインに基づく場合は、
当然これを担当する委員会というものが存在いた
しておるわけですね。私の認識では、日米防衛協
力小委員会がこの日米防衛協力のための諸問題に
ついては随時協議をする、この位置づけられてお
るものと判断をいたしたのであります。しかしなが
ら、どうも今回の日米共同作戦計画の作成に当た
つて最終的にこれらの委員会に報告されていな
い、いわばこれらの委員会に付託することを、承
認を求めることを省略したのではないか、こうい

う認識があるのでありますけれども、この点はい
かがですか。

○矢崎政府委員 お答え申し上げます。
ガイドラインにおきまして、この共同作戦計画
の研究につきましては自衛隊と米軍との間で行く
ということがうたわれております、したがつ
て、その実施態勢は、我が自衛隊で申しますと統
合幕僚会議の事務局、それから米軍で申しますと
在日米軍司令部が担当をすることで進めるという
ことが了解をされておりますので、その点につ
きましては共同作戦計画の研究という形で現在まで
進めてきておるわけでございます。特段にこの
小委員会なりあるいはその上部機構にこの内容
のものを報告するということが予定されているも
のではありません。

○岡田(利)委員 しかし、日米安保条約全般に
関する運用については外務省の所管であり、外務省
の北米局がこれを担当いたしておると思うのであ
ります。したがつて、当然防衛庁だけではなく
して、外務省もそういう意味で重大な関連がある
と思うのでありますけれども、この作戦計画につ
いて、外務省は、この計画が検討されて調印され
るまでの間、随時相談にあつたのかどうか、こ
の点について明確にお答え願ひたいと思ひわけ
です。

○栗山政府委員 防衛協力小委員会との関係につ
きましては、先ほど防衛庁の方から御答弁申し上
げたとおりでございます。外務省といたしまして
は、防衛庁の方から共同作戦計画の内容等につ
きましては、必要に応じて通報、連絡を受けており
ます。

○岡田(利)委員 この通報を受けておる問題につ
いて、どういう段階、段階において通報という
連絡あるいは説明を受けておるかという点につ
いて、私の方に明らかにできますか。

○栗山政府委員 具体的にいかなる段階でどうい
う内容について説明を受けたかということにつ
いての御説明は差し控えていただきたいと思います
ますが、いずれにいたしましても、案の作成の段

階で外務省としてはその内容につき必要に応じ説明を受けておりますし、最終的に作成された研究案につきましても同様に説明を受けております。

○岡田(利)委員 実は私が説明を受けている資料の中には、今の答弁の面については欠落しているわけですね。私はこのことは非常に重要問題だと思ふのです。いわゆる我が国のシビリアンコントロールというものを確実に、しかもより機動的に常に発揮される一つの条件として、本件を私は非常に重要視するのであります。北米局長は今私に随時連絡を受けている、通報を受けている、こういうことを述べられておりますけれども、しかし、私どもが防衛庁から受けている説明の中にはその点は欠落しているわけですね。しかしながら、日米安保条約の運用上の問題としても、本件から考えれば極めて重要なポイントじゃないかと思ふのです。その点については間違ひがありませんか。外務大臣、いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 事安保条約の関連につきましては、外務省は防衛庁から正確に連絡を受けております。

○岡田(利)委員 この安保条約に関する問題ですが、ただいまの問題も含まれておるといふ外務大臣の答弁だと思ふのです。この問題は、予算委員会の理事会にも委員長預かりになっておられるわけですが、この内容がどこまで出せるのかということが一つの問題であります。全部の書類は出せなくても、相当な、やはり大綱的なものは出してもらわなければ、国会としてのシビリアンコントロールに問題があるのではないかとこのことを指摘をいたしているわけでありまして。これはいつ、どの程度の範囲のものを出すということになっておられるのか、この機会に明らかにしていただきたい。

○矢崎政府委員 お答え申し上げます。御指摘の問題につきましては、先般来当委員会におきまして種々御議論がございまして、その経緯を踏まえて理事会において協議をさせていただいているものと承知をいたしております。私どもの考え方は、先ほど来御説明申し上げておりますように、この研究内容自体は非常に機微にわたるものでございまして、これは公表をしないという考え方を持っております。そういう点につきましては今後とも引き続き御理解を賜るよう努力をいたしたいと思っておりますが、いずれにいたしましても、作戦構想の内容につきましては、その骨格はガイドラインの中に示しているところでございます。その辺のところも含めまして御理解をいただくように努力を重ねていきたいというふうに存じておる次第でございます。

○岡田(利)委員 私も理事の一員でありますから、この問題をここでこれ以上進めようということについては若干問題点を感ずるのであります。しかし、一応私の受けた説明資料の中には外務省の關係というものは含まれていない。これは明確だと思ふのです。したがって、今私の質問に対してそういう答弁をするが、そういう状況判断からすれば事実と違ふのではないか、こう言わざるを得ないのではありませんか。しかし、この資料を今ここで出すわけにまいりませんから、今後また理事会でこの点について究明をするということにして保留しておきたい、かように思ひます。

そこで、次の問題でありますけれども、既に衆議院、参議院の補正の中でも、今回訪米に当たつてのいわゆる戦略防衛構想についての問題がいろいろな角度から質問されておられるのであります。私もこの問題について総理の答弁を聞いておるのでありますけれども、総理は極めて楽観主義者だといふことは感じがいさすのであります。アメリカ内部でも、いろいろな意見が今日出されておることは総理も御承知のとおりであります。特に、この構想を進めることによって、逆に宇宙の軍拡競争が果てしなく始まっていくのではないのか、こういう懸念といふものは非常にアメリカ内部でも大々いのであります。

あるいはまたストックホルムの年次報告の中にも、この問題について触れられておることは総理も御承知ではないかと思ひます。その内容は「米ソ双方ともに、核兵器の一部が相手の目標に到達

できるようにするため、攻撃核兵器を大幅に増やすであろう。こうした弾道弾防衛システムは核軍拡を抑制するどころかかえって加速するであろう」という見解をこの年次報告は述べておるのではありません。またアメリカの内部でも、アメリカ議会に対する資料の中で述べられている点をここで取り上げて申し上げますと、確かに「長期的には、S D Iは核兵器の大幅削減、さらに究極的にはそれらの廃絶」への手段としながらも、「抑止力を顕著に高めるために、一〇〇%の防護を提供する必要はない」のだ、こういう重大な基本的な考え方の変更と思われるものが資料として出されておるわけでありまして。この意味は、都市を一〇〇%防護するというのではなくして、いわば相対峙しているミサイルの基地を防護する、そのことで十分足りるということを意味いたしているわけでありまして。そういったことと、ミサイルとS D I、これはちやうどやりと盾との關係になると言わざるを得ないのであります。私はそういう点についてアメリカの議会の資料は非常に大きな問題を投げかけておるのではないかな、こう思ふのであります。ですから、このアメリカの議会の資料でもこういうことが述べられておる問題でありますから、我々国民がこの問題について疑念を表明することは極めて当然だ、かように思ふのであります。

そういう意味で、私どもはこのS D Iに対する認識は総理のような楽観主義ではなくして、むしろ宇宙における軍拡競争が一段と激しくなっていく。もし一方において一方的にS D Iの研究を進め、この配置を進めていくとすれば、一割でもあるいは〇・五%でも大陸間弾道弾が相手に届くように核弾頭を大幅にふやしていく、あるいはまた移動性、低空を飛ぶ巡航ミサイル、そういう新たな兵器を開発していく、もちろんS D Iの総合的な配置も当然行われていく可能性があると思ふのであります。いわばそういう意味で、世界の経済そのものが軍拡によってさらにいびつになつていくような状況すら私は予想されると思ふのであります。

であります。したがって、総理のこの楽観主義というものは、私はむしろ国民のためにも、また世界の資源というものを軍拡から解放放すという観点に立つても、あるいはまた平和軍縮の総理の言う施政方針の趣旨からいっても、この問題についての考え方を考える必要があるのではないかと、こう思ふのでありますけれども、私の一連の指摘について総理の見解を求めたいと思ひます。

○中曽根内閣総理大臣 S D Iにつきましては、このお正月のロサンゼルスでレオガン大統領領自身から私に對しまして、それは防衛兵器であり、非核兵器であり、そして核兵器の廃絶を目的とするものである、そしてこれはまだ長い研究を要するものである、この研究の情勢によってソ連とも話し合う、そういうことを聞きまして、私は、非核であり、防衛兵器であり、かつ核兵器を地球上から完全に追放するための一つの方法としてこれが研究されるということについては理解を示した、こういう態度でございます。しかし、S D Iのその意図はよくわかりません。そういう意図を表明するについては、研究もある程度進んでいるのではないかと思ひます。しかし、その具体的内容等については、いざ研究の成果が出てきたときにわかつてくるものでございまして、常に情報を日本に与えるように、また必要に応じて協議してもらいたい、そういうことを言ひまして、先方は了承したわけでございます。私は、以上のような意図を持っておる新しい兵器体系が出て、核兵器を地上から抹殺することができれば非常に大きな前進である、そう思ふのであります。そういう意味において今後の展開と推移を見守つておる。

ここで大事な点は、この開発研究が進むにつれてアメリカはソ連と話し合うと言つておることです。これは恐らくソ連との間で、核兵器廃絶を目的とするためにこの発展に応じて話し合うという態度を持つておるのである、そう思ひます。今回のS D Iの研究というものの影響も受けて、ジュネーブ会議が開かれたという面もある

のではないかと予想しております。ジュネーブ会談において、米ソがともかくテールに着いて、世界の平和と軍縮のために四つの分野に分けて具体的話に入るといふことは大きな朗報でございす。全世界がその成功を祈っていると思ふのです。SDIというものに触発されてかどうか、ともかくテールに着いて氷が解け始めつつある、薄日が差し始めつつあるという情勢がもたらされたことは、私は大きな前進でもあると思ふのです。国際政治におきましては、やはりそういう具体的、着実な段階をたどって平和と核の軍縮というものは進むのでありまして、そういう現実的な方法に一步ずつ前進していることを私は歓迎するものであります。

○岡田(利)委員 しかし、総理は反面、我が国の憲法や我が国の国是、こういうものを十分念頭に置いて今後の推移に対処してまいりたい、こういうことも実は述べられておるわけであります。そのことはSDIの持つ危険性といひますか、軍拡への歯止めになるのではなくして、むしろこれをより促進する結果にもなりかねないというもう刃のやいばの効用もあるのではないかとこの心配があるのではないかと私は思ふのであります。私は、この計画がこのままもし進められていくとするならば、レーガン大統領は歴史に平和の名譽ではなくして、軍拡の悪名を残すことになるのではないかと、それに加担した中曽根康弘総理大臣も、いわば軍拡に加担をし、我が国の国是に反する行動をとった、そういう悪名が歴史に刻まれるのではないかと、この心配をするのであります。

先般参議院でも――当委員会の質問で総理は答へられておりますけれども、当面の問題として、既に技術協力の問題は公式、非公式を問わず、大體確かなる情報のように向こうの協力要請が伝えられておるのであります。それに光電子とかミミ波の問題が既に報道もされておるのであります。この場合には、私は、単にこういう技術を提供するというためには、その技術者、科学者が積極的に参加をしなければこの技術の提供というものは

實際できないのではないかと、こう思ふのであります。いわば武器輸出と同じように技術の輸出にとどまらないで、我が国の科学者、我が国の技術者がその研究に参加をしてその技術を提供していただく、ハイテクの場合にはこういうことにならざるを得ないのではないかと思ふのです。いわば表裏一体の関係にあるのではないかと、こう思ふのであります。

そういたしますと、武器技術供与の閣議決定が既に五十八年になされておりますけれども、これとまた別な意味合いを持ってくるのではないのか、こう思ふのであります。総理も答弁の中で、この武器技術供与の閣議決定には触れないで、そのときそのときの状況で十分判断をしてこの技術を提供するかどうか判断する、こう一応とどめておるのでありますけれども、この関連の問題についてどう考えられておるか。同時に、技術の提供と科学者や技術者を積極的に参加をさせるという点についての区別を明確に持たれておるか、どうか、見解を承つておきたいと思ひます。

○中曽根内閣総理大臣 岡田さんが申されましたように、私は、この将来の問題につきまして、どういうふうにするかというものが出てくるかわからないと思つておりましたから、用心深く日本の憲法あるいは日本の国是、政策の範囲内において我々は行つて、そういうことをちゃんと留保しておいてあるのでございす。その意味の中には、武器技術というような問題が将来出てくる場合のことも頭に置いて、それは今まで我々が国会の御承認を得、また政府の政策として国民から承認されている、いわゆるアメリカとの武器技術の取り決めの枠内においてこれは当然やるべきものである、そういう点についても用心深く先回りしてちゃんと留保しておいたわけなのでございす。どういふものが出てくるか、ともかくそれが出てきたときに、今のような立場に立つて、日本の独自性を守りながら、我々独自の立場において主體的に判断をしていく、こういう立場を貫いてまいりたいと思つております。科学者の協力とか派遣とかそ

ういうような問題につきましても、今申し上げたような立場に立つて行つていくことでございす。

○岡田(利)委員 そうしますと、五十八年、本委員会でも大要問題になったのですね、武器技術輸出の閣議。武器技術の提供の閣議とSDIに対する技術の提供の閣議と区別して考える、こう理解してよろしいですか。

○中曽根内閣総理大臣 憲法及び国是あるいは日本の国策の範囲内ということを書いておきますのは、今まで国会の中で御議論もされ、我が政府が皆さんにお約束してきたその範囲内において行つていくことで、SDIに關しまして、それは日本の武器技術供与に關する既存の枠組みの中でこれが行われる。もしそういうことが行われた場合でもそういうことであらう。しかし、その判断の場合には、それはどういふものが出てきてどういふ影響を及ぼすかという点については、厳密な検討を必要とするであらうと思ひます。

○岡田(利)委員 冷静に総理の答弁を聞いておりますが、やはり建前と本音が違ふんだという感じがしつゝ、やみくもにするわけですよ。いわゆる武器技術の輸出の閣議とこの問題というものは、前回答弁したと同じような文脈の中で判断をする、こう言つておられますから、そうすると既にこの面は穴があいておるわけでしょう。だから別々のものでは、五十八年の閣議決定のいわば枠内で判断をするのだというところになるわけですから、態度としては別に真新しいものではないのではないですか。いかがでしょう。

○中曽根内閣総理大臣 そうです。別に真新しいものではないです。

○岡田(利)委員 総理がそう答へられると非常にわかりやすいのです。ところが、総理の説明の文脈を聞いてみると、ごまかされちゃうわけですよ。私も非常に不思議だと思つて聞いておつたわけですよ。しかし、総理はこの問題についてはそういう見解があるけれども、さらに念には念を入れたいという意味を述べているのですか。

○中曽根内閣総理大臣 今までの我が方の立場を堅持しつつ、出てきたものについて判断をする、そういうことでございす。

○岡田(利)委員 時間もありませんから、また同僚の議員がこの点専門的に質問しますので、次に進みたいと思ひます。

次に、私は、日米会談の経済的な文脈の面についてお聞きしたいのであります。

総理は、首脳会談でレーガン大統領から、特に異例とも言われる四項目について提案を受けて帰られたのであります。だがしかし、総理が帰られてすぐ、木材の関税引き下げについては、その後訪米された二階堂自民党副総裁がブッシュ副大統領に対して、木材の関税の引き下げはできないという趣旨のことを申し入れをしました。また金丸自民党幹事長も、レーガンに対して同様趣旨の見解を述べておるのであります。いわば本件は農産物と全く同じであつて、決着済みだといふような認識が一致しておるものと、こう思ふのであります。こういう点について総理は一体どのような感想をお持ちなのか、聞きたいと思ひます。

あるいはまた通信機器のような場合、この場合もずっと調べてまいりますと、せっかく電電公社が政府調達率の五〇%を受け持っているわけでも、そういう努力をしておるのでありますけれども、一方において、我が国の通信機器の輸出はほとんど伸びておるわけでありす。これを五十八年で見ますと、輸入の方は大体十分の一強ぐらいなんです。十倍近くも輸出をされておるというところで、これは昨年も同様の傾向をたどつておるのであります。

ですから、こういう問題は全然触れないで、アメリカ側の要望を一体どう消化するのか、こういう点で問題を受けとめるという点について問題があるのではないのか。いわば、日本は今アメリカの産業の資材倉庫のような、資材供給基地のような観もあるわけでありす。そういう根本的な問題を掘り下げて考えてみなければ、この問題は基本的に解決しないのではないのか。あるいはいま

た、医療の問題についても同様であります。医療機器や薬品の問題、薬品などは基準なども違ふのでありますから、よく添加物などの場合にそういう問題が出るのであります。そういうものをもう少し細り下げて検討しないと、簡単にオーケーというものは言えない仕組みのものではないか、私はこう思うのであります。

あるいは石炭などについては、インフラの関係から見れば、国際的に見て圧倒的に高いものになつてしまふわけでありまして、千七百キロも内陸輸送があつて、一万二千キロも船で運ばなければならぬ、こういう状況にあるわけですから、高いものを買うというわけにはなかなか産業界は動かないのであります。ですから、そういう問題が既に厳然として存在しておるのでありますから、そういう点を細り下げて、やはり静かなる検討を続けていくという姿勢が大事ではないか、こう思うのです。

しかし、総理はいとも簡単に、私がチェックをして、三月までに解決するように努力をする、いわば新聞では、泣かせる文句だ、こう言つていますね。まさしくそうだと思うのですよ。これを聞いたレーガン大統領はやはりいたく感激をしたのだらう、私はこう想像いたしますね。

しかしながら、私はそれでは足りないと思うのであります。今日、日米間における基本的な経済関係の問題、マクロ経済において解決しなければならぬ問題、その中心になつていく課題、こういうものについて、第二期目を迎えているレーガン政権が新しく発足するのでありますし、ソフトラディングの新しい経済政策を打ち出してまいるのでありますから、そういう中で、真にこれらの問題について総理から発言を求めて、日米間で意見を交換するというのが基本的な課題ではないか。我々国民は、この会談の内容についていたく失望いたすのであります。この点についてはいかがでしょうか。

○中曽根内閣総理大臣 ロサンゼルスにおける首

脳会議におきまして、レーガン大統領より四項目にわたる要請があつたことは事実でございます。何しろ先方は、この年度におきまして三百五十億ドル以上に及ぶであろうと予想される貿易の対日赤字というものを抱えておりまして、アメリカの国内、特にアメリカの国会筋におきましては、日本との関係はこのままでいいのか、そういう面から保護主義の台頭が今非常に憂へられてきておる状態でございます。もちろん、アメリカの輸入超過という現象は、日本と南米あるいは日本周辺の途上国あるいはNICSと言われる国々あるいはECの国々の倍率を見ますと、ECや南米等々の国々からのアメリカに対する輸出は日本の率よりもはるかに大きい率になっておる。ただ、六百億ドルの輸出の中で三百五十億ドル以上も日本が黒字になるという面からこれは目につくわけです。そしてアメリカの千二、三百億ドルと予想される赤字の三割強近くが日本の輸出から来ているというふうな印象をアメリカの議員や国民は持つておる、事実としてそれだけの金額に上る危険性は十分あるのでありますから。

理屈はいろいろあります。私もレーガン大統領に、まずアメリカの高金利を直してもらいたい、彼我の金利差が五%という状態のもとにおいては円は安くなり、円が安くなればどうしたって輸出が伸びる、これをほつておいていかないと我々が努力したつてそうできるものではない。そういうこととか、アメリカ自身が日本に対してもっと売り込みに熱心になつてもらいたい。フランスは去年これだけのフェアをやつた。ドイツもドイツ博をやつた。フランスの場合には非常に売れたのもう一回やろうというくらいになつてきておる。したがつて、努力をすれば日本の市場には入れる要素もあるんです。アメリカは、それから見れば別にフェアをやつたこともないし、むしろ日本は、これは名古屋でアメリカ・フェアをやつてアメリカ商品を売る、そういう協力を名古屋やジェトロがやつておる。日本側としては、日本の代表的な経済関係の婦人等を三十人もアメリカへ派遣し

て、アメリカの各州を回つて、そして家庭用品やその他のいい物を買わしている。そして約三十万ドルの契約がそのとき直らにできた。あるいは今後この契約率等々を見ると、大体三百万ドルくらいにはなりそう。日本側としてはこれくらいに努力する実はやつておる。アメリカ側はそれに匹敵するようないふり売り込みの努力をしてくるか、私はレーガン大統領に最高首脳会議の席上でそういうことまで言つて、そしてアメリカ側の努力の不足を指摘してきておる。それは向こうも黙つておりました。そういうことをお互いが努力し合ひながら、この難関をお互いに協力して解決していきたいということでありまして。

そういう面から、ともかくアメリカ国会において課徴金であるとか対日差別撤廃法案等でも出されたら、これは日本の景気が一遍にダウンして不景気になつてしまふから、それを予防して、先制的に日本がそういう場面に陥らないように努力するのは政治の当然の今の仕事であります。そういう意味において、日本は総理大臣以下先頭に立つてこの問題解決に懸命の努力をしようといふ誠意を示すことは非常に大事なことである。私は、そういう意味から自分でチェックする。そのことは資本及び金融の自由化の問題について、竹下・リーガン会談及び大場・スプリングケル会談等によつてかなりの成果を上げてアメリカも喜んでおる。ああいうモデルがあるからほかの問題についておもしろい努力をしよう、やつたらどうですか、そういう話をして、そして今のようなものもできた、しかし木材は難しいですと私は言つておるのです。それは日本の環境の保全、緑の問題、水資源の問題、災害の問題、そういうものも係つてくるし、現在の森林保全という面から見ても、今のようないふり売り込みの低価格状態が非常に苦勞している状態ではなかなかこれは難しい。しかし、努力はするが継続審議だ、継続的に努力しよう、そういうことをちゃんと私は言つてきておるのであります。この間、ブロックさんが来ましたときも重ねてそのことは言つておる。

それで私は、帰つてきまして、言つたことは実行しなければいけませんから、閣議でまず閣僚諸公に、こういうことを言つてきているから次官を督励して、各省に次官を中心にする委員会をつくつて、自分の省の關係事項については対策を直ちに進めてもらいたいということを要請をして、それが進められていく。そしてさらにアメリカもやつてまいりまして、次官同士くらいのクラスで今話が進められておる。私は大体大事な省の次官を自分で呼んで、どういう状態である、これからこういうふうになりなさい、大蔵省の場合はこうである、そういうことも指示しまして誠意を示す。大体、今まで日本の公務員は非常に忠実であるから、やれやれ逃げの姿勢をやつて、あるいはあまいいなを答弁をする、これが日本に対する不信感になつておるのです。だから、そういうふうな逃げとかあまいいさというものはこの際に出してはいかぬ。端的に正札で勝負をし、真剣勝負をし、そういうやり方まで指示しまして今ややつておるのであります。今後も努力していくつもりでございます。

○岡田(利)委員 総理は、部内に指示をするときは建前よりも本音を優先させる、国会では建前を優先させて本音を隠す、こんな感じが私はしてならないのであります。日米首脳会談の新聞発表の記事もありましたけれども、今どうと述べられた、そう長くはなくても基本的なポイントというのはこういう新聞発表の中に明確に述べるといふ姿勢がなければ、国民は、どうも中曽根さんはアメリカに行つたら防衛費支出のような要らないことは言うけれども、あとの肝心なところは日本に帰つてきてからこう述べてきたという説明をする、こんな印象があるのであります。そういう不信感というものを持たせないためには、公式に発表される新聞発表などには、長くこの問題を述べ、こういう期待はしませんけれども、極めて重要ポイントについては日本側の主張として述べる、こういうことを私は強くこれからの日米関係において期待をいたしたのであります。そういう

う意味で、今回のこの経済的な文脈の面では残念ながら画竜点睛を欠いておる、こういう厳しい指摘を私はせざるを得ない、こう思います。

次の問題点として、私は太平洋協力の問題についてお伺いをいたしたいのであります。

この協力の問題については、ごくさうと触れられただけのようであります。また新聞発表についても、特段この問題については触れられていないのであります。しかしながら、日米首脳会談の中ではこの問題について相当触れられたのではないかと、こういう感じもするのであります。そして、先般一月三十一日、アメリカの外交政策を語る公聴会においてシムズ國務長官は次のように述べておるのであります。「アジア諸国間で広範な協力があることに勇気づけられる。地域協力を拡大されており、地域安全保障における共通利益を進展させるとの認識も存在する」この外交委員会において証言をされておるのであります。このアメリカの環太平洋構想、いわゆる太平洋協力については、アメリカの政策が既に発表されております。いわば太平洋共同体を目指す、そういう文脈になって構想が述べられておることは恐らく総理も御存じだろう、こう思うのであります。しかし総理は、その後南太平洋に行つて、中曽根ドクトリンとして太平洋協力についての考え方を明確に述べられております。そこには軍事的な共同体の文脈はないのであります。しかしながら、日米では一方において太平洋協力についての原則的な合意がある。もちろん、この合意の中にも安全保障面については触れていないことは明らかであります。だがしかし、日本の太平洋協力に対する基本的な考え方とアメリカの環太平洋構想から出てくる基本的な考え方、当面は、人事的交流あるいはまた経済的交流、文化の交流、こういう面では一致するけれども、アメリカの目指すのはこの共同体構想であり、中曽根さんが言うように、この原則が偏りが無いとするならば、そこでどうも折り合わない面がある、こう思うのであります。しかし、今日の日米関係からいえば、どう

もこの二つの面は結局は同心円になっているのではないのか。そして、中期で見ると長期で見るとよって変わるのではないのか、こういう心配があるのではないかと。この点について明確な御答弁をいただきたいと思ひます。

○中曽根内閣総理大臣 太平洋協力につきまして、私は、日本の国会におきましても、あるいは新聞記者会見等におきましても、いわゆる四原則の内容を申し上げてまいりました。ロサンゼルス会談におきましても、同じような四つの原則を述べて、我々は慎重に対処する必要があるということとを言うたのであります。

その一つは、まず第一に、これは経済、文化、技術等を中心にして、軍事的、政治的目的を含まない。それから、ASEAN等を中心にする。特にASEAN外相会議の機能というものを重要視する。それから、排他的でない。常にこれは窓を開いておくという原則でない。そして、民間を中心にして奨励していくのが望ましい。この四原則を述べてまして、そしてレーガン大統領も、その考えは非常に自分も賛成である、そういうことを言いました。

初め、アメリカは太平洋協力についてはかなり積極的な考えを持っておたようですが、フェアバンクス特使が太平洋の国々を回つてみて、そしてASEANやその他について独自の考えがあるということがわかつて、これは慎重にやらなければいかぬという考えになったのじゃないかと思ひます。私がそういうことをロサンゼルスで言いましたときには、先方もよく事情を理解しておつて賛成したわけでありました。私は、アメリカが賛成したから結構だなと。そういうことで、今度はオセアニアに参りましたときにも同じようなことを申し上げてきた。

こういう考えで、徐々に、着実に経済、文化等を中心にして、太平洋の交流、提携が進んでいくというところが現在の段階である。軍事的なことや政治的な結合というようなことは、もちろん考えたりおりません。

○岡田(利)委員 時間がありませんから次に進みますが、総理は、五月の二日から四日、ボンにおける先進国の首脳会議、サミットに出席をされる、こういう外遊日程が既に決まつておると思ひます。同時に、九月十七日、第四十回の国連総会に総理が出席をされて演説をされるのかどうか、これまた我々は非常に注目をいたしておるのであります。九月の時期になりますと、国際的な情勢も全体的に今の枠組みが濃くなつてくるのではないかと、こういう感じがするのであります。また、伝えられるところによると、総理はこの七月、八月ごろには中東、アフリカを訪問する、外交展開をする、こういう意思も持ちのようには報道されておるのでありますけれども、この日程は確定いたしておりますか。

○中曽根内閣総理大臣 ボン・サミットへ出席することは確定しておりますが、それ以外はまだ確定しておりません。しかし、やはり日本がこれだけ大きな力を持つてまいりますと、世界に対する影響もあり、また世界において安定した地位を確保していくために、常時日本の外務大臣あるいは総理大臣あるいは関係閣僚が各国へ行つて、そして友好親善を上げていくことは非常に大事なことであります。

最近見ましても、例えば国連の経済社会理事会の議長に日本の外交官がなつたとか、OECDの経済開発関係の議長に日本人がなつたとか、ガットの理事会の議長に日本人の大使がなつたとか、あるいは国際司法裁判所の判事に小田判事がまた再選したとか、あるいは軍縮会議におきましても日本が委員長を占めるとか、日本の外交官や日本人が相当国際機関、国際会議の長に今選任されておる。これは一朝一夕にしてできるのではないので、日本の国力あるいは日本国民のそういう国際意識、それから外務当局あるいは日本の各省、民間団体の常時絶えざる世界各国に対するそういう積極的な交流や誠意の努力の成果がだんだんだんだんそういうふうになってくる、また日本にそういう人材が養成されて国際機関にも顔を

売った人間が出てくる、こういう結果できておるのであります。そういう意味におきましても、これだけ経済的に世界に影響を持つておる日本は、今後そのような外交活動を積極的にやつて日本の国際的地位を確保していくということは非常に大事であるということをおのこの際強調申し上げたいのであります。

○岡田(利)委員 ボン・サミットの中で、恐らく今回の議題として経済問題も取り上げられるのであります。私は、その場合に、日本とECの関係の中で、いわゆるドル高問題に対する認識の落差というものが表面的に出るのではないかと、こういう感じがするのであります。日本の場合の考え方は一貫しておるのであります。日本の場合の考え方は一貫しておるのであります。最近のアメリカ経済の動向とにらみ合わせますと、欧州の関税は、余り極端なドル高は別に、ある程度のドル高についてはむしろ住み心地がいい、そのことが欧州の経済にとつても景気の良い面からいいますと、同時にまた、EC通貨の安定もむしろそのことによつてできる、こういう認識が最近強まつておるのでないかと思ひます。そのドル高問題について認識の落差というものが当然生まれるのじゃないか、既に生まれつつある、こう思うのでありますけれども、これらが議題になる可能性があるとお思ひになるかどうか。

同時にまた、通貨問題というのが研究課題として取り上げられるかどうか。いわば通貨問題というのは、通貨の改革の面を含むのであります。一方の説によりますと、既に通貨問題については、アメリカではまあ金本位なんていうことはなかなか難しいでしょうけれども、金準備というものをある程度リンクさせる、こういう新しい通貨政策等について検討されておる、実はこういう説もあるのだと思ひます。この点について政府の見解を承りたいと思ひます。

○中曽根内閣総理大臣 ボン・サミットにおける討議事項については、首脳個人代表が累次会合いたしましたそれを詰めている段階でありまし

て、まだ別に決まっております。しかし、今までの例等から見ますと、世界経済にわたる問題等は当然出てくる問題であると思いますが、各国がいかなるポジションを持つかということはその直前になってみないとまだ何とも申し上げられない状態です。

○岡田(利)委員 今回、米ソの関係改善という面で包括的な軍縮交渉が恐らく四月ごろから正式に開始をされるのではないかと、こう言われておるのではありません。また、シェルトン長官も三月日本に来て、その後ソ連を訪問するのではなからうかというような情報も伝えられておるのであります。

私は、今回のアメリカとソ連の外相会談で合意された中で、見落としがちな重大な文脈があるのではないかと、こう思うのであります。それは何かというと、軍縮交渉以外に今までアメリカがソ連側に提起をしておりました地域問題、あるいは米ソの二国間問題についても話し合いたいということがアメリカ側から投げかけられておったのであります。この会談の中で、これらの問題についても米ソ間で話し合う、こういう合意に達したという面があるのであります。私はこの意味を非常に重要視いたしておるわけです。

地域問題であれば、まず当面中東問題であります。エジプトの大統領は近くアメリカに渡って、米ソ間で中東問題を論議するに当たってエジプト側の意見を述べたいということも既に訪米の目的の一つに加えられておるのであります。したがって、米ソ間で中東問題について積極的なこの問題の解決について話し合いが行われる、二国間の問題についても話し合いが行われる、しかもそれは専門家レベル、すなわち局長クラスで全般的に行われていくということになっておるのであります。

私は、この面の進みぐあい、この協議の前進していく方向、一方において包括的な核軍縮交渉が行われる、相当時間がかかるでしょう。一方においては、ソ連の問題についても対話が始まる、貿易関係についても関係改善が行われる、今度はワ

シントンでこれらの会議も行われるという日程が既に決定をしております。と判断をすれば、米ソ関係改善の中で、米ソ首脳会談というもの、いわばこれはやれば十回目でありまうけれども、過去のようには、SALT IIとかそういう一つの交渉の協定時に首脳会談が行われるということももちろん想定されるでしょうけれども、そこから離れて、アメリカとソ連が率直に二国間の問題を、地域問題というのは中東のみならずアフリカの問題もあるでしょう、中南米の問題もあるでしょう、そしてまた米ソ二国間の問題もあるでしょう、これらの全般について話し合いをする。そういう意味では、核軍縮交渉は相当時間がかかるけれども、その過程においても米ソ首脳会談が開催される可能性があり、また総理は、そのことを期待しているという認識をアメリカで述べられたかどうか、この点について私は見解を承りたいのであります。

○中曾根内閣総理大臣 私は、前から申し上げていることとありますが、米ソ首脳会談が十分なる準備を持って実りある会談が行われることを、できるだけ早く開かれるように期待をし、そういう環境醸成に努力してまいりたいと思っております。これは一貫しております。

そういう会談が行われる場合には、軍縮の問題もありまうし、あるいは中近東その他のほかの世界情勢に関する問題も当然行われるでしょう。しかし、そういうような会談が行われるにについては、やはりある程度の準備とそれから実りのある成果を期待する、そういうことで行われるのであります。今どうということは何とも言えない状態だろうと思っております。

○岡田(利)委員 今日、の国際情勢から判断しますと、余りにも地域問題の解決が遅い。あるいはまた、中南米を見てアフリカ問題を見て、いわば東西関係の中でこれらの問題についても問題点が整理をされることが解決に近づく極めて望ましいことである、こういう認識も私はあるのではないかと、こう思うのであります。少なくとも、そういう米ソ関係が全般について話し合いができるような

環境づくり、このために我が国もその役割を果たすという意味のことを今総理が述べられたと思うんでありますけれども、そういう積極的な努力を私は期待をいたしたい、かように思っています。

次に、ちょっとこれは離れるのでありますけれども、昨年、アメリカ海軍の演習でフリーテックス85が行われたわけですね。そして、この中で日米の共同対潜訓練というものが行われているわけでありまして、対潜訓練といえは、アメリカのいわゆる航空母艦を日本の海上自衛隊の護衛艦が防衛をする、こういう側面があったらと思うのであります。しかも、これには、三空母機動部隊三十隻が参加をし、第七艦隊のみならず第三艦隊もこの演習に参加をいたしておるのであります。これに当たって吉田海上幕僚長は、海上自衛隊の、フリーテックス85に参加をしたいという希望を実は記者会見で述べられたとも伝えられておるのであります。いわば今回の日米共同対潜訓練はフリーテックス85に参加をした、こういう認識でよろしいかどうか、承りたいと思っております。

○大高政府委員 お答え申し上げます。

海上自衛隊は、昨年の十一月十五日から三十日までの間でございまして、本州の東南方海域に実施いたしました。この対潜訓練の末期でございまして、二十七日から三十日の早朝にかけては、米軍が別途独自に実施しておりますフリーテックス85と申す訓練、先ほど先生御指摘の訓練でございまして、これに参加中の米空母部隊三隻、機動部隊でございまして、これが北上いたしてまいりましたので、その際に、この空母部隊の方から戦術情報の提供等を受け、効果的な訓練を行ったということとございまして、フリーテックス85と、それから我が海上自衛隊が米海軍と行いました日米対潜共同訓練は全く別個のものでございまして。

○岡田(利)委員 私は、少なくともフリーテックス85がずっと計画が組まれていて、十一月十五日から三十日の間は今度はここだけが日米共同訓練

だという考え方が、フリーテックスに参加したのと別だということが通るかどうか、非常に疑問があるわけでありまして。

そこで、このフリーテックス85については、大體演習の概要、演習が行われる海域について事前に日本側は承知しているのかしていないのか、そういう連絡を受けているのかどうか、承りたいと思っております。

○大高政府委員 お答え申し上げます。

今回のフリーテックス85でございまして、これにつきましては、海上自衛隊におきましては、第二回の対潜特別訓練を行うということで米側と打ち合わせをする過程におきまして、米空母部隊が独自の訓練であるフリーテックス85、これで北上してまいるということが判明し、支援を受けられるということとで、先方から事前に状況を聞いております。

これによりまして、このフリーテックス85の訓練におきましては、米国の第七艦隊の司令官が演習を主宰するというところで、十月の中旬から十二月の初めでございまして、この間、五個の空母群、バトルグループでございまして、これを中核とする艦艇六十五隻、それから航空機五百機、人員三万四千五百、この実施の海域でございまして、この訓練を行うということとございまして、この訓練の際に、十一月の中旬くらいに第三艦隊の海域から第七艦隊の海域に入る、その後十一月の下旬に日本の近海に北上する、こういう状況について事前の説明を受けております。

なお、フリーテックス85でございまして、これにつきましては、あくまでも米空母部隊の艦隊レベルの練度の向上を図るためのものでございまして、このために必要な訓練想定というものは設けるけれども、特定の国からの攻撃を念頭に置いた訓練はない、高レベルの訓練である、こういうような説明を受けております。

○岡田(利)委員 十月十九日からフリーテックスが始まって、十一月の十五日から三十日の間、共同

対潜訓練が日米間で行われて、その後十二月に入
ってミッドウェー、エンタープライズ、カール・
ビンソン、これらが日本海に今度は入るわけだ
ね。艦船、大体五十隻と想定されておるのであ
ります。

したがって、この日本海における演習が行われ
た場所は、ソ連のいわゆる太平洋艦隊の基地のあ
るウラジオストク海域でありますから、沖合いで
ありますから、このときにソ連側は、洋上艦艇、
戦艦、巡洋艦、偵察機、潜水艦、米ソ間で、
第二次世界大戦後、このような近接して軍勢力が
対峙したということはないと言われる大変な状況
が生じたのであります。このことは、我が国の
ごく近海であり、我が国の二百海里、ソ連の二
百海里、これは日本海でありますから、我が国とし
ても極めて重大な関心を持たなければならぬので
あります。一体こういう訓練が何ゆえに必要なの
か。

最近、アメリカは、アリューシャン列島からオ
ホーツク海、日本海、いずれもアメリカの艦隊
は、海軍はどこにでも、その海を他の国に独占さ
せるものではないというデモンストレーションを
展開している傾向があるわけですね。こういうこ
とがもし日本側に綿密に事前に連絡なしで行われ
るとするならば、極めて私は重大問題だ、こう思
うのであります。今の答弁では、これまでの連絡
はなかったというぐあいには私は解すのであります
けれども、そのような理解でいいのかどうか。そ
うであるとするならば、この点について、アメリ
カ側に対して日本の外務省は照会したことがある
のかどうか。国家間の場合でも、国境の近くで大
演習をやる場合にはお互いに事前通知をする、こ
ういう関係が今地球の上では生まれつつあるので
あります。

我々は、第三者のアメリカは日米安保条約の締
結の相手国でありますけれども、米ソ間の関係か
ら考えますと、これらの大演習が日本海で行われ
るという点について無関心でおられるはずがない
と思うのですが、この点についてどういう見解を

持っているか、承っておきたいと思ひます。

○安倍内閣大臣 今お話ししたフリーデックス85に
つきましては、これは米独自の演習ですが、その
概要につきましては日本は説明を受けておりま
す。

それから、アメリカ軍のこうした種類の演習
は、これはやはり世界の平和といひますかアジア
の安定、そういうものに寄与するためのいわゆる
抑止力としてのアメリカの演習である、こういう
ふうに理解をしております。

○岡田(利)委員 理解するのはいいわけですが
でも、私は、こういうデモンストレーションが行
われて、いわば抑止力として理解しているとい
う、そういう態度でいいのかどうか。私は、国民
の側からすれば、むしろ、そういう点については
できるだけ緊張が弛緩しないように、そういう点
についてある程度の考慮を払ってもらうとか、ま
たそういう事前の打ち合わせがあつて当然しかる
べきではないのか、こういう素直な声があるので
すよ。だから、やはり外務省も、こういう狭い日
本海の中で、しかも漁業海域で言えば公海がない
わけでしょう、日本の二百海里とソ連の二百海里
しかないものでありますから。そして前には漁網に
対する事故も起こした経験のあるところでありま
すから、そういう海域で演習をする場合には、相
当日本に密度の濃い連絡とそして調整が図られる
ということが原則的に確立されたいといひない、
こう思うのですけれども、こういう主張に対して
は間違ひですか。やはりそういう国民の主張とい
うものは素直に聞いて、そういう方向で外務省は
努力しなければならぬ問題ではないでしょうか。

○安倍内閣大臣 こうした演習につきましては、
もちろん日本としても関心を持っておりまして、
アメリカが概要の説明をこれまででもしてきてお
りますし、今後ともこれはしていくわけですが、し
かし、こうした演習につきましては、先ほどから
申し上げますように、これはやはり、アメリカ自
体の抑止力を維持していくという意味ではそれな
りに御理解をせざるを得ないわけでありま

れはやはり、米ソ関係がそうした包括的軍事交
渉、軍備交渉が始まるとかあるいはまた米ソの二
国間の関係が緩むとか、そういう国際情勢は全体
的にいい方向に進んでおりますけれども、そうい
う中でも、やはり演習はそれなりの私は必要性は
あるものというふうに考えておるわけでありま
す。そうした演習が、しかしこれでもって何かそ
うした米ソ間の緊張緩和に水を差すとかそういう
ことには私ははつたがってはいってない、こういう
ふうに思っております。

○岡田(利)委員 外務大臣も楽観主義者で結構で
ありますけれども、しかし、大体世界の歴史とい
うものが証明してまいりますように、大演習という
のが相手国の国境周辺で行われるというのは一つの
やはり威圧的行為である、こういう受けとめ方が
普通常識なわけですね。ですから、何か問題が起
きると国境周辺で大演習が行われる、こういうこ
とがあるわけでしょう。それは社会主義国の場合
でもあるいは資本主義国の場合でも、そういうこ
とが最近の例からいっても行われておるわけであ
ります。それが極めて狭い日本海で、しかも公海
がないような海域で行われるということについて
日本が無関心でいられるはずがないし、そういう
意味では一歩進んで、もう常に、素朴な国民の声
というものを相手方に伝えるというような姿勢が
ないといひないと思うのです。でなければ、安倍
外交の積極外交だとか創造的外交なんといつた
て、国民の側は信用しないと思うのです。私
は、そういう点の整理を外交上なさるべきではな
いか、そういう点で国民の素朴な声について外
務省はどうこたえらるかという点について、いま一
歩ぜひ御検討願ひたいということを強く要求いた
しておきたいと思ひます。

きょう、問題をたくさん提供したいと思つてい
たのでありますけれども、時間もずんずんなくな
つてまいりましたから、ここで税制改革の問題に
ちよつと触れたいと思ひます。

本委員会でも随分税制問題について触れられて
おるのですが、総理は公正、公平、簡素、選択、

総理も随分スローガンが好きなお方なんです、
大抵はスローガンを出しますから。それで、ス
ローガンというのは一つの理念を象徴するものが
スローガンに掲げられる、こう思うのでありま
す。

そこで、このスローガンの意味を、私、わから
ぬものですからお聞きしたいと思ひます。公
正はわかりますけれども、公平というのはどうい
う意味でしょうか。

○中曽根内閣総理大臣 公平は公正の中へ入るも
のだからと思ひます。しかし、その公正の中
でも、公平というものを特に取り出すぐらい重要性
を持つておる、そういう意味で公平ということ
を申し上げております。

いわゆる公正ということはどういうことである
かといへば、財政民主主義に基づいて、そして
いわゆる国民の社会正義観念に合致する、という
ような税の体系あるいは執行の方法、これを意味
すると思ひますし、公平という場合には、国民の
バランス観念に合う、平等感というかバランス
観念に合う調和力の伴つたもの、そういうことが
強調されると思ひます。

○岡田(利)委員 何かわかつたようなわからぬよ
うな言い方ですね。税改革といひますか税理論的
に言つと、公平というのは、特別措置などとい
うものはできるだけなくする、こういうような思想
が一番強く含まれておると言えはわかるのです
よ。私のそういう理解でいいですか。

○中曽根内閣総理大臣 特別措置にもいろいろ性
格がありまして、不公平税制の是正ということ
は、順次直されてまいつてきております。しか
し、あれも、政策的立法として特別にいろいろ
な措置が図られた面でも歴史的使命を果たしたも
の、順次もう整理していく、これは正しい考え方
であると思ひます。

○岡田(利)委員 次に、簡素、シンプルの問題は
これはわかるのですが、選択といひのはどうい
う意味をこのスローガンで語つておるのでし

○中曾根内閣総理大臣 上から押しつけられるばかりの要素ではない、国民が自主的に、あれがよいこれがよい、あれがよいこれがよいというふうに分かち選べる、そういう国民の自由性というものを大いに考えたこととあります。

○岡田(利)委員 何か税調に対するスローガンですね、そうしますと。私は何か、これもやはり税感覚といえますか税理論的に言くと、間接税ですね、こういうものを意味するんじゃないのか。選択がきくのは間接税よりないわけでしょう。間接税の中の消費税ですね。買わなければ税金は払わなくてもいいわけですから、選択がある程度きくわけですよ。そういう意味で選択ということと述べられたとすれば、なるほどなと思うのですけれども、そういう意味にとることはいかがでしょう。

○中曾根内閣総理大臣 上から押しつけられないという意味において、国民が主體的に選ぶべきという意味になりますと、間接税の中へ、一部分に入ってくる、そういうふうな思ひます。が、しかし、基本的にはどういう税体系を選ぶかということ、最終的には国民の判断で、国民が自分がいいたいと思うことを選んでいく、そういうことが主軸でなければならぬ、そういう国民の主體的な意思と合意というものが基本であるというようにな点を強調したところもあるのです。

○岡田(利)委員 そうしますと、総理の言う公正、公平、簡素、選択の税改正のスローガンからいって導き出される総理の税制改革の理念というものは、どういう内容なんですか。

○中曾根内閣総理大臣 結局、国民を主体にして、そしてみんなが、これの方がいい、落ちつきがいい、そして国民の満足感が今以上に達せられる、そしてあんまり煩雑でない、割合にわかりやすい、そういうようなものを期待しているわけであります。

○岡田(利)委員 税体系が公正であり簡素であるとか、そういう意味はわかるのでありますけれども、税というのは我が国の経済の安定的発展、成長

長発展、これを目指すものであることは基本的原則だと思ふのです。同時にまた、我が国の財政事情からいえば、財政再建というのが最大の命題でありますから、財政再建にやはり果たせるもの、より効率的にそういう機能が果たせる内容も当然含まなければならぬのではないかと、こんな感じがするのですけれども、そういう意味で、私の述べた二点についてどのようにお考えになりますか。

○中曾根内閣総理大臣 私は、昨年の暮れ、ことの正月からは、財政再建を主とした目的とするものではございません、増収を目的とするものでもありません、シャープ税制以来のあのゆがみとかひずみというものを直して、国民の公平感や満足感に合致するようによりよきものを目指しているのです、そういうことを申し上げておる。政府税調を見ますと、十二月の答申を見ると、今までは財政再建というのは増収的な色彩が強かったですが、十二月の税調の答申というものはむしろそういうトーンは消えてきて、そして公平感とか国民の満足感というものを中心にした発想に大きく転換をしておるのがあります。これは非常に大きな転換であつて、いい方へ来てくれたと私は思っております。

○岡田(利)委員 増税なき財政再建、増税なき税制改革、そうなりますと、総理の諮問機関である現在の政府税調では、来年度の税制改革をやらなければならぬわけですね。短期的な問題も審議をしなければならぬわけですから、そういう意味を込めて、総理は、シャープ勧告以来の我が国の税制の大改革を断行する、そのためには税制審議というものが必要であるということをおっしゃったこともあつたわけですね。しかし、最近の動向を見ますと、あくまでもこれは、この税制改革は政府税調でやる、こういうことをびしっと決意されておるのですか。いかがですか。

○中曾根内閣総理大臣 別に税制審議なんて言つたことは全くありません。よく私の言葉が引き出されると、今度は税制審議だ、今度は防衛審議だ

と、よく審議という言葉が出されますが、そういうような考えは別に持っているわけではございません。今政府税調というものがあつたわけではございませんから、政府税調の内部において深く、広く、よく検討していただいたらいふではないかと私は思っております。

○岡田(利)委員 シャープ勧告、シャープ勧告という言葉も随分出るわけでありますけれども、このシャープ勧告というものをもう一度、我が国の戦後の税制の原点でありますから、それに立ち返つて、昭和二十五年に我が国が取り入れた税制の体系というもののついて再評価をする、こういう姿勢が私は当然出発点でなければならぬと思うのであります。そういう意味で、政府は、シャープ勧告、この税制についてどのような今日の評価を与えているのか、この機会に承りたいと思ひます。

○中曾根内閣総理大臣 私は総論を述べまして、あとは竹下大蔵大臣にお願いしたいと思ひます。が、私は、シャープ勧告というものはあの時点においては非常に画期的な、今までの日本の税体系を基本的な改革する画期的な、あの当時としてはいい改革ではなかつたかと思ひます。

その趣旨とするところは、直接税を中心に大体持つてまいりましたね。そして、その中でも所得税というものを重視しておるということ。それから、中央と地方との関係においても、平衡交付金でございまして、そういうようなバランス感覚を伴つた平衡交付金という発想をあそこへ持ち込んだ点。そのほか、当時としては非常に画期的な、国民の租税に対する観念というものを確立しようとした。つまり、自主申告的な発想というものを、租税に対する責任感とか自主性というものを非常に強調して、いわゆる財政民主主義を基本にした税体系というものを持つてきた。そういう点においては、あの時代としては画期的なものではなかつたかと思ひます。詳細は大蔵大臣からお聞き願ひたいと思ひます。

○竹下内閣総理大臣 私は、今の総理の答弁でねえ尽きておると思つております。昭和二十四年、カール・シャープさんがこちらに参られました、日本税制報告書に言うシャープ勧告でございまして、これは、所得税を日本の税体系の中心に置くという考え方としておつて、今日においても、税制の基本的考え方として、いわば基幹税とも申しますか、そういうことはやはり評価されるものの中へ含めて結構だというふうにしておられます。

いろいろな問題が指摘されておりますけれども、税負担の公平化、適正化を推進する観点に立つて、税制全般にわたる改革というものはこれから行つていかなければならぬ、シャープ勧告で、お言葉をおかりするならば味のある勧告とも申しましうか、そういうものは、私も、やはり今日もそれは原点として維持すべき問題が多々あるというふうな思つておられます。ただ、時代の変遷の中にいろいろなことでございまして、これは否定できないことであらうと思ひます。

○岡田(利)委員 シャープ勧告の中で、特に付加価値税などというものが世界で初めて採用されたという点などは、これは大変画期的なことだと思ふのです。また、そういう意味では、単に所得税の総合累進課税、当時は五五〇ぐらいでしようけれども、その反面富裕税というものを設定した、こういう面なんかもバランス感覚として非常にすばらしいものがあつたのではないかと。ただ、そのときの事情はインフレの状況の中にあつたから、新たな問題点が出てくると思つたわけですね。十八年には富裕税を廃止し、二十九年には付加価値税を廃止しているわけですから、付加価値税は大体三年間実施に移されていまして、富裕税はなるわけでありまして、そして、租税特別措置法が、我が国の資本の蓄積、こういう面を重視しながら、経済発展を考えながら、どんどん拡大されてきたという一つの過程というものを我々は振り返つてみなければならぬ、こう思ふのであり

ます。

そして、最近の我が国の税制の中で、税の中立性というものは大原則、基本であるわけですね、しかし、どうも税制のあり方の中で不公平税制などが横行し、いわば税そのものが経済に対して中立性に欠ける面も多少なしとはしないのではないかと。私は、そういう意味で、今回の税制改正を論議するに当たって、最も基本原則であるこの税の中立性という問題を、もう一度注意を喚起するためにも、むしろ要点に挙げていきたいと思います。こういう感じすら私は持つのであります。そういう意味で、税制改正について、総理は、先ほど言ったように増税なき税制改革を行うというのでありますから、新しい税制が施行される場合には、もちろん総体的には総額としては増税にはならない、少なくともスタートにおいては増税にならない形でスタートすることが増税なき税制改革である、こう言わざるを得ないと思うのですが、そのようにとてよろしいですか。

○中曽根内閣総理大臣 シャウプ勧告に関する認識においては、私も岡田さんとはかなり近い点があると思います。しかし、その後、日本の体質に合わないという点も出てきたと、アネックスがつけ加えられたとかいうのは、租税特別措置とかいろいろあったという面も反省される、またそれは政策的にもあったけれども歴史的使命も次第になくなってきた、そういう面もあるだろうと思えます。

シャウプ勧告のときには、おっしゃるようになし所得税が五五%でございましたね。しかし、その後、地方税を入れると大体八八%ぐらいまで最高税率が上がってきておる。これはいかに外国に比べて高いし、一つの問題点です。それが高いがゆえに、三百万、四百万、五百万の収入の方々も高い税率を曲線のかげんでとらざるを得なくなってきたという面もある。そういう意味において、シャウプ勧告が示している線というのは、ここでもう一回再検討していい線である。その

いう意味において、所得税とか法人税といううなものにはむしろ減税したいと私は思っております。どの程度できるか、要するにそれでこぼこ調整という関係になる。しかし、所得税や法人税を減税するといつても、赤字公債で財源を持つてくるわけにいきません。どこから財源を持つてこなければならぬ。そういう意味で包括的に、根本的にもう一回見直していただきたい。

そういう場合には、やはりシャウプさんは学者でありましたから、財政民主主義という税の素直な基本原則、基本体系の上に立つて組み立てましたですね。だから、今回基本的、根本的に見直しをやるという場合には、やはり租税の諸原則、学問的な基礎というものを背景にしつつ、それを日本の民族性や心理や、あるいは流通段階やさまざまなものに調和がとれるように手直ししつつ、国民がまあまあ満足感が今よりさらに大きくなるような形の税体系に直してほしいなと、それが課題である、そう思っております。

○岡田(利)委員 ですから、新税制がスタートする場合には増税にならない、結局、減税してこちらの方で財源を得るわけだから、総合的に判断すると、少なくとも新税制のスタートの時点においては増税にならない、こう言えますか。

○中曽根内閣総理大臣 増税を目的とするのではないし、財政再建のためにやるのではない。今言った公平や公正や簡素や選択、こういう原則に基づいて、国民のより満足感を得る税体系に持っていくたいというのでありまして、それで増税を意図するものではないと申し上げております。

○岡田(利)委員 それでは結果的に増税になることを、財政再建につながることを期待するわけですか。期待しませんか。期待感はあるわけですか。

○中曽根内閣総理大臣 いや、前から申し上げているように、ひずみやゆがみを直して、国民の満足感をさらに増すというのが私の願っております。

○岡田(利)委員 非常に警戒的な答弁ですね。

そこで、どうしてもこれは聞いておかなきゃならぬのですが、昨年三月十三日、本委員会で私に對する答弁、随分問題になっておるのですが、どうも私はわからぬところがあるわけですが、いわゆる総理の答弁は、流通の各段階でちょうど投網を打つように普遍的にその過程で税金を取っていく、そしてそれがかなり大規模のものである、つまり各段階においてすべて網羅して取っていくものの大型の間接税はやらない、こう言われたのですが、要するに多段階の大型間接税は、総理の答弁のこの意味に合致をするということなんではないですか。

○中曽根内閣総理大臣 その点は矢野書記長に對して本委員会で御答弁申し上げたとおりでございます。一般消費税あるいは取引高税あるいはいわゆる付加価値税、そういうようなものは多段階になっておると思えます。そういう意味で、矢野先生に對する答弁で整理して申し上げたということでありました。

○岡田(利)委員 いや、私に對する答弁も整理されていきますよ、念には念を入れて質問して答弁されたわけですから。ですから、何も矢野書記長と云わないで、岡田さんに前に答弁したとおりですと云えばいいんじゃないですか。そうとていいですか。

○中曽根内閣総理大臣 その前に岡田さんに對する答弁でも用心深く、注意して御説明しております。

○岡田(利)委員 したがって、整理された答弁であつてもE型型の付加価値税、取引高税、いわゆる仮称一般消費税などはこの総理の答弁の趣旨に入るんだというのを述べていますね。ですから、やはり私に答弁したように、これらの多段階の大型間接税は中曽根内閣としては導入しないんだということなんでしょう。

○中曽根内閣総理大臣 私が申し上げました中で急所は、第三項の「税制調査会の答申について現段階で予見を持つべきではないと思ひます。ただ、私がただいま申し上げたとおり、E型型付加

価値税といつてもいろいろの態様が考えられますが、多段階、包括的、網羅的、普遍的で大規模な消費税を投網をかけるようなやり方はとらないという立場でございますので、これに該当すると考えられるようなものは、中曽根内閣としてはとりたくないと考えております。こういうことでございませう。

○岡田(利)委員 そうしますと、E型型の付加価値税といつてもいろいろの態様が考えられると言いますけれども、もちろん税率の違いなんて当たり前の話でしょう。態様が違ふというのとは何が違うんでしょうか。もちろんその範囲が多少違ふというのではありません。こんなことは末梢的なものなんです。E型型の付加価値税というのは、そういう意味では税率がそれぞれの国で違ふとか多少対象の範囲が違ふとか、多少違ふというだけであつて、大体的に見ればE型型の付加価値税というのは明確に理論的に統一されているものなんです。そういう理解は成り立ちませんか。

○中曽根内閣総理大臣 私はこういうものはやらないとかやりたくないということを申し上げたので、これをやるという積極的表示はしておらないのです。それは税制調査会に對していろいろ御検討を願う余裕は残しておく必要がある。税制調査会の論議まで我々がここで余りかたくな縛り過ぎてはいけません。ただ、やはり国会で御決議になった、一般消費税(仮称)については国会の御決議というものがございまして、念のために税調にも申し上げておくことは、念のために税調にも思ひますが、しかし税調は税調でいろいろ御議論願う。しかし、それを最終的に採択するのは政府でございますから、政府といたしましては、国会等の今までの御答弁等の経緯も踏まえていろいろ最終的な決断を下す、こういうことでございませう。

○岡田(利)委員 私は、ちゃんと一般消費税と付加価値税というのを分けて述べておるわけですが、その質問に對しても、総理の答えというものは、そのことを肯定する立場に立つて総理獨特の表現で述べられておるというのが去年の答弁の文脈に

なっておりますこととあります。ですから、中曾根内閣は多段階の大型間接税を導入しないということなんでしょうから、しないという意思がある場合には、総理の諮問機関でしよう、どこかの諮問機関じゃないんですよ。あなたの諮問機関で、私は国会でこういう答弁をしていますということを政府税調には伝える義務があるんですよ、あなたは。いかがでしょう。

○中曾根内閣総理大臣 私が最終的に申し上げたのは、今申し上げたとおり、「E型付加価値税」といってもいろいろの態様が考えられますが、多段階、包括的、網羅的、普遍的で大規模な消費税を投網をかけるようなやり方はとらないという立場でございます。そういうふうなことで申し上げている。こういう態度で、いわゆる多段階やあるいは今申し上げたような税体系について考えを持つていてということをお願いするのであります。

○岡田(利)委員 総理がそう説くと、私が質問したことを総理の答弁したことを読みますよ。同じことだよ、私の方が先なんだから。それは違ふと言えは修正したという意味なんです。そこをちょっと本音を聞かしてほしいんですよ、いかがですか。

○中曾根内閣総理大臣 岡田さんに御答弁申し上げたときに、私の頭にあったのは取引高税、まず取引高税。これは昭和二十三年でありましたか、私が民主党におつて、大惨敗をしたのであります。八十九人ぐらいたったのが四十九人ぐらいに議員が減ってしまった。そういう状況も知り、また、大平さんが一般消費税をお唱えになったときも、私はそういう経験があるから、これはあかんぞ、そう思つて大平さんにはやめた方がいいと申し上げて、反対の意思を表明したこともありま

す。果たせるかなそういう結果が出ました。そういうことで、私の頭にあったのは、そのいわゆる一般消費税というふうなものあるいは取引高税というものが頭にあって、それであなた様にお答えしたというのが正直なところで。

○岡田(利)委員 そうしますと総理は、いわゆる仮称一般消費税というのは、これはE型の付加価値税の変型なわけですよ、ね、仕送り状がないというだけですから。あと、範囲がちょっと零細な企業を外したとか、この二点だけなんです、違いは。原型はE型の付加価値税なんです。したがって、仮称一般消費税があるというこれは当時の学説、定説であつて、その原型は、これはもうE型の付加価値税である。そして、自民党の税調の中でも、当時中川一郎君なんか大蔵省の政務次官で、しょっちゅうヨーロッパに行つてきて、E型の付加価値税をやらないかぬと彼は言つておつたわけですよ。私はよく覚えていて、ですから、その議論はもう一般的にはなされておつた。政府でもあるいはまた自民党内でもなされておつた議論なわけですよ。

ですから、この付加価値税というのは一般消費税、E型の付加価値税、そうですね、ということとを私は質問で述べているわけですよ。ですから、今、そういうことしか頭になつた、しかし、E型の付加価値税について私としては魅力を感じる、したがつて答弁のときはなかつたんだから、そういう意味でひとつ御了解願いたいというのなら、男らしく言わなきゃだめじゃないですか。それを何か文脈で逃げて、そしてあとは税調で出てきたら、まあ賛成はできないんだから、出たらすぐ、一年間以上の準備がかかるんだから、ぱつと引き継ぐなどというそくな手段は中曾根政治らしくないんじゃないですか。あなた、言うところはぱつぱつと言わなければならない、肝心なところをはつきり言わなければならない。

○中曾根内閣総理大臣 そのE型付加価値税といつてもいろいろ内容や態様があると思うのです。だから、いわゆるE型付加価値税と一般的に言われてきても、私は非常に慎重な態度を持っておるのです。なぜかと言へば、例えばグリーンカードをやつて、あれはいいだろうと思つてやつてみたら、理論的にはいいかもしれぬけれども現実になればあれだけの拒否反応が出る。税という

のはある意味においては国民心理作用ですからね。我々はそう思つておるのです。そういう意味において、ヨーロッパでいいからといって日本にいいとは限らぬ。日本のような場合はこれだけ大きな大きな重層構造の流通段階を持っておりますし、税に対する観念でも、いわゆる財政民主主義が徹底しているヨーロッパ型と日本の場合では税の観念がまた非常に違つております。そういういろいろな日本独特の条件もよく考へてみて慎重にやらなければいかぬ。

しかし、税調がいろいろ御議論なさることとはどうぞあらゆる観点から洗つてみてやつてくださいます。税に對する学問的な諸原則、そういうものを当てはめることが公平とか公正というものが出てくるもともあるわけでありまして、そういう意味においてはもう自由におやりください、しかし政府がこれをいいたくというときにはこれは慎重にやりますよという態度を私はあくまで確保しておきたい。それで今のように岡田さんの御満足のかいかなる答弁にもなるわけでありまして。

○岡田(利)委員 私は納得できません。これは矢野答弁と私の答弁がどういう意味で違ふのか、もう一度はつきり統一見解を述べてもらなければならぬわけですね。残念ながら時間がありませんから、委員長、私は、まだこれからの委員会もありますから、この問題については保留をいたしておきたいと思ひます。

そこで、時間がありませんから最後に聞きたいのでありますけれども、国鉄の問題についてこの機会にちよつと承つておきたいと思ひのであります。国鉄問題は来月、三月にダイヤ改正が行われ、さらにいわゆる余剰職員というものが生まれ、極めて深刻な、厳しい状況があることは御承知のとおりであります。しかし、今我が国の労働政策で何が大事なのか。本委員会でもしばしば論議されておるのであります。今アメリカでは、家族と一緒に毎日夕食を食べるサラリーマンは四二%

なんです。西ドイツでは三六%、日本でサラリーマンが家族と一緒に夕食を食べるのは一八%なんです。これは労働時間の問題、労働条件の問題、そして今労働を分け合うということが我が国の労働政策で重要なことかと思ひます。いわば時短と雇用の拡大、今度の労働白書にも述べられておるわけでありまして。こういう状況の中で、今雇用政策の強力な展開ということが述べられておるのであります。私は国鉄問題を考えながら特にその感を一層強くするのでありますけれども、まず基本的な考え方を労働大臣から承つておきたいと思ひます。

○山口國務大臣 ヨーロッパ等におきましては非常に失業率が高いわけでございますので、仕事を分配するというところで一人当たりの労働時間を短縮しながら仕事を分け合ういわゆるワークシェアリングが非常に進められていくわけですから、日本の場合には、高齢化時代を迎えて高齢者の雇用の延長や定年延長の中で、ここ数年の間に五百万規模の労働人口がふえるということ、今からそれに一步一步取り組んでいく必要があるというふうなことを考へております。そういう意味で、労働時間短縮の問題とか連続休暇の問題も含めて、勤怠をもつて誇る日本人の意識を、ひとつ技術革新の時代、高齢化時代を備えて、新しく勤労と国民的文化生活というものをあわせて国民経済、国民生活の立場から取り組んでいく必要があるというふうなことを考へております。

○岡田(利)委員 国鉄再建は、国鉄監理委員会が七月を目途にして再建計画を答申するという状況にもあります。この三月のダイヤ改正で余剰職員が生まれ、既に貨物、荷物の降止に伴つて余剰職員が生まれておるのであります。最近そういう意味で雇用不安が極度に増大をいたしておるのであります。この雇用不安というものをまず静めることが大事ではないのか。そういう中で労使がこれからの国鉄再建に対して一体どういう協力をしていくのか。いろいろな多面的なことが考へられなければならぬし、また真摯に労使間で話し合いが

行われなければならないと私は思うのです。

私はそういう意味で、この国鉄の余剰職員の問題については、生首を飛ばすようなそういう乱暴なことをするならば政治不在だと言わなければならないし、少なくとも公務員の雇用政策の面からいっても非常に重要な基本的な問題を発生させると思うのであります。したがって、私はそういう意味で、当面これらの余剰職員について生首を飛ばすようなことはしないということを政府に明確に断言をしていただきたい、こう思うのです、この点はいかがでしょうか。

○山下國務大臣 国鉄の余剰職員の問題につきましては、避けて通れない大変大切な問題であることは私も十分認識をいたしております。しかも、今御指摘のように現段階においては労使よく話し合うということで、先般労使の代表を私がお招きして、それぞれにひとつ同じテーブルに着いて話し合いを進めてくださいということをお願い強く要請したのもそういう趣旨からでございます。

そこで、ただいまお話ございました余剰職員の問題につきましては、御心配のような雇用の不安の問題が生じないために、現在国鉄当局が、退職制度それから休職、さらに派遣、こういった余剰人員対策を推進しているところであると私は承知をいたしておりますのでございまして、これらの対策を労使が相協力して確実に実施して実効を上げることが肝要である、かように存じておりますので、関係者の御理解と御協力を賜りたいと思っております。

○岡田(利)委員 国鉄は大変長い歴史を持っており、ところどころあり、いわば政府関係の機関なんですね。民間とは違っております。したがって、この雇用問題は国の責任において対処するという基本的姿勢がなければならないと私は思うわけであり、当面大事なこと、そういう不安を取り除く、そして再建合理化の方向に本当に真摯に労使がテーブルに着いて真剣に話し合う、そして国鉄の再建の方向を軌道に乗せる、こういう大事な時期だと思っております。だから、私はそういう意味

で当面生首を飛ばさないという政府の確たる決意がなければいかぬと思うのです。

私は、この機会にそういう意味でこの問題についての総理の見解を求めたいと思っております。

○中曾根内閣総理大臣 岡田さんの申されることに私も同感でございます。過去におきましても、石炭産業の合理化縮小に際しましては、雇用問題等につきまして政府を挙げて関係各省協力し、また財界にも協力していただきまして処理をいたしました。国鉄の場合におきましても、もしそういう事態が出てくる場合には、事前に十分な準備をし、政府を挙げて、また財界の御協力もいただきて対処したいと思っております。

○岡田(利)委員 総理からのせっかくの答弁をいただきましたが、それだけでは私はまだ不十分だと思っております。残念ながら時間がございませぬからなんです、国鉄を再建しないですばうというんじやないんです、全部やめにしちゃう。炭鉱はそうすね。炭鉱は閉山すると皆もう出なければいかぬわけなんです。集中的な失業の発生が行われるのであります。国鉄はそうではないのです。国民の財産である国鉄、これはどういう形態になっても、我が国民の生活の安全保障の一環として我が国の国鉄を再建しなければならぬわけであり、そのための人材は確保しなければならぬのであります。そういう一方的な生首は飛ばしませんよ、そのかわりこれだけ重要な国民課題だから再建について十分協力をしてほしい、そのためにお互いに誠意を持って話し合っていこうじゃないかということが当面確立されなければならぬ、こう思うのであります。もう一度私の述べた点について、総理のせつかくの答弁でありますけれども、いかがでしょうか。

○中曾根内閣総理大臣 この問題はまず国鉄の経営側がいろいろ政策を決めてやるべき問題であり、次に労使交渉においてまた当然処理されるべき問題であります。そして、出てきた結果については、政府は官民を挙げて協力をしたい、こう申し上げたので、今も、もしそういう事態が出た場合と、もしという言葉がついておるわけでございます。もちろん石炭産業の場合と国鉄の場合の違いはあります。国鉄の場合は非常に弾力性がありますし、またいろいろなやり方も多様性を持ってやり得ると思うのであります。ですから、性格は違いますが、もしそういうような事態が出た場合には政府としては十分対応したいと申し上げておるわけでございます。

○岡田(利)委員 せっかくの答弁でありますけれども、そのとおりで了解しますという内容では、まだ残念なことがあります。しかし、時間もありませんので、この問題については、非常に重要な問題であって、これから予算委員会の審議の過程でもいろいろまた問題が出ますので、一応これを保留させていただきたい、こう思います。

以上で私の質問を終わりたいと思っております。

○天野委員長 これにて岡田君の質疑は終了いたしました。

午後零時五十分より再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十一分休憩

午後零時五十二分開議

○天野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。二見伸明君。並びに厚生大臣の御見解を承りたいと思っております。御存じのように、我が国の人口の高齢化は平均寿命の伸長と出生率の低下が相まらしまして世界に例を見ない速度で進行いたしております。例えば昭和六十一年は、六十五歳以上の老人は四百五十九万八千人であり、七十五歳以上の老人は四百五十七万一千人、推定されております。ところが四十年後の昭和百十年になりまして、六十五歳以上は二千七百七十九万人、全人口比二・一・三％であり、七十五歳以上は千三百八十四万人、全人口比

の一〇・九％にまで達するものであります。昭和百十年における七十五歳以上の老人というのは、現在の三十五歳以上のまきに壮年、婦人であり、したがって、高齢化社会対策、老人対策というものは、とりもなおさず現在生きている我々の未来のための対策であると言っても過言ではないと私は思います。

私は、老人対策というのは大きく分けて現在三つに分けられると思うのです。一つは年金の問題、年金制度。もう一つは老人医療。もう一つが寝たきり老人とか痴呆性の老人、いわゆる要援護老人と言われている人に対する対策であります。このうちの年金あるいは老人医療につきましては、内容に不満がある、賛否両論があるといいたしましても、制度的には私は整いつつあるという認識をいたしております。しかしながら、いわゆる寝たきり老人、痴呆性老人については、正直言いますと対策そのものは全くお粗末だと言いか言いがありません。

例えば、六十五歳以上で六カ月以上寝たきりの老人というのは、五十九年の「厚生行政基礎調査の概況」によりますと三十三万六千人であります。五十六年の調査よりも四万二千八人ふえております。そのうち、在宅の寝たきり老人というのは二十六万七千人であります。この三十六万六千人というのは六十五歳以上の約三・一％に当たります。したがって、昭和百十年には約八十四万人の寝たきり老人ということになりますけれども、しかし、寝たきり老人というのは年齢が高くなればなるほど出現率が高いということを勘案いたしますと、しかも昭和百十年の七十五歳以上の老人というものが、調査した時点よりも三・〇二八倍の千三百八十四万人であるということを考え合わせますと、昭和百十年、四十年後には百万人以上の寝たきり老人、六カ月以上寝ている寝たきり老人が百万人以上出現すること、私は予想されるのではないかと懸念いたします。

しかも、寝たきり老人のほかに、寝たきりでは

ないけれども、痴呆性老人というのがあります。しかも、痴呆性老人の出現率というのは年齢が高くなればなるほど高くなります。すなわち六十五歳から六十九歳ではその年代の一・二％の人が痴呆性老人になっております。七十歳から七十四歳では三・一％、七十五歳から七十九歳では四・七％、八十歳から八十四歳では一三・一％、八十五歳以上では二三・四％と、年齢が高くなるほど出現率が高くなっております。現在、痴呆性老人がどのくらいいるかといいますと、推計で約五十万と言われているとあります。したがって、四十年後の痴呆性老人というのは、これは年齢によって出現率が違ってくるけれども、七十五歳以上を考えた場合に、七十五歳から七十九歳の四・七という一番低い率で単純計算しても六十五万人になります。

私は、高齢化社会、長寿を喜んでいくばかりではなくて、長寿を喜ぶ反面、高齢化社会というのは寝たきり老人と痴呆性老人がたふさふえる社会だ、こう考えております。しかも、この問題の非常に重大なことは、寝たきり老人あるいは痴呆性老人そのもののみならず家庭や家族にまで影響を及ぼす、まさに家庭を崩壊させるというところに大きな問題があります。

実は、私自身が痴呆性老人、寝たきり老人を抱えた体験者でございます。私の家では数年前に私の、いわゆるおばあちゃん、ある日突然に痴呆性になりまして、ほけになつてしまつた。例えばガスの栓をひねる。自分では一生懸命家事の手伝いをしているつもりでいながら、空っぽのなべをのせてガスをつけてしまう。あるいはいばねものをのせてガスをつけてしまう。目が離せません。点火しなかつたならばガス中毒です。点火していれば火事です。そういうようなことになつてしまつた。ですから、おばあちゃん一人を置いて外出する時には元栓切るだけではだめで、元栓の元栓を切らなければ外出できない。そのおばあちゃんが病気になる、寝たきりになりました。最後には、要するに身動きもできなくなつてしまつた。

汚い話ですけども、下の始末もしなきゃならぬ。私の家は、いわゆるおむつの世話というものは、女房と、当時高校と中学と小学校の三人の男の子がおりましたけれども、家内とこの男の子三人が全部その世話をした。私は、さすがにおむつの取りかえはできなかった。御飯を食べさせることはあつたけれども、おむつの取りかえはできなかった。おばあちゃんが、夏に亡くなりましたけれども、亡くなつたとき、正直言つて、ほつとしたという気持ちです。悲しみというのはそれが終つてからです。私はそのときに、この寝たきり老人、痴呆性老人というのは、これはもう家庭を破壊するなあ、私のうちは一年ちよつとで済みましたけれども、これが三年、五年、十年と続いた家庭というのはどうしようもなくなつてしまふのではないかと、こういう思いでした。

ですから、先日、社会保障制度審議会が「緊急課題として優先的に取り上げるべき社会的責務は、いまや極めて重かつた大である。」こう言い切つたことは、私はそのとおりだと思つておりますけれども、総理のまず基本的な御見解を承りたいと思ひます。

○中曽根内閣総理大臣 二見さんの貴重な御経験をお聞きいたしました。私も深く胸を打たれたところでございます。私の知っている人でも、そういうことで自分の本業をやめざるを得ないという方も出てきておりました。そういうことが頻発して出てくるような段階になりつつあります。

そういう意味におきまして、ある程度先見性を持ってそれに対する政府の施策を順次充実していかなければいけない、そのように思ひます。

○二見委員 この問題、さらに敷衍いたしますけれども、六カ月以上寝たきりの老人の介護者というのは八・八％が女性であります。しかも、その女性のうち大半は同居の配偶者とその子の配偶者、要するに寝たきり老人が男であれば妻です。それから、さもないければ子の嫁です。それに最大の負担がかかっている。私は、したがっていまして、この問題というのはぜひ詰めれば婦人問題

じゃないか。婦人問題の専門家に言わせれば、婦人問題にはしてはならぬとおしかりを受けるかもしれないけれども、やはり婦人問題じゃないか。しかも、子の嫁といつても、まず七十五歳以上のお年寄りの面倒を見る子の嫁ということになれば四十歳を恐らく過ぎていてありましよう。職場に勤めていれば一定の地位にあり、あるいは子離れでもつてこれから社会的にいろいろな活躍をしたりボランティアもやりたい、そういう社会とかかわり合いをこれから深く持とうとする御婦人たちが恐らくこれの介護者になると思ひます。ということになれば、これは婦人問題としても見過ごせない問題だと思つております。

実は、きょう私は、大変申しわけないけれども、わずかのこの一問のために労働省の赤松さん、婦人局長においでをいただきました。婦人問題としてとらえるとおかしいはおしかりを受けるかもしれないけれども、どういふふうにご問題を考察えになつていらっしゃるか、率直な御意見を承りたいと思ひます。

○赤松政府委員 お答え申し上げます。

老人問題と婦人問題とのかかわりというのは二つの方向から考えられるのではないかと考えております。一つは、先ほど先生が数字を挙げておっしゃいましたように、老人の数が大変ふえていくわけでございますが、その中のマジョリティーは女性でございます。女性の方が長生きをいたしますので、女性は老人の中で現在でも六割というふうな、それがだんだん年をとつてまいりますと、なおさら女性の比率が高まるわけでございます。女性が女性の中に多いという点の一つでございます。

それから、老人を介護をする、お世話を、面倒を見るという方に女性が非常に多いというのをもまた御指摘のとおりでございます。これは九割が女性だといふような調査がございます。その中には仕事を持っている方もあれば専業の家庭の主婦の方もおられると思ひますが、いずれにいたしましてもその方にずしりと老人の介護という重荷が

かぶさつてまいるわけでございます。中には「女は三度老いを生くる」という本の表題もございまして、また「女が職場を去る日」という本もございまして、女性の背中に老人の問題を背負つていく、そしてしかも自分はやがて年をとつていくという運命にあるわけでございますので、婦人問題という表現が適當かどうかは別といたしまして、婦人に非常に関係のある問題であるというふうな認識をいたしております。

そこでさらに、現在七人一人の老人を面倒見るわけでございますが、二十一世紀になりますと、三人一人がそれを背負わなければならぬということになるとも言われております。その三人というのは男女含めての三人でございますから、女性だけが老人の介護をしなければならぬというのではとても背負ひ切れないのではないかとこのように思つておりましたところ、先ほどの先生のお話では、先生御自身がお忙しい中をお母様の御面倒をお見になつたということで大変心強く感じた次第でございますが、将来老人の介護に男性がぜひ加わつていただきたい、また老人対策の中に政策参加という面から女性の声がぜひ反映するように、これも私どもの立場からは切望しているところでございます。

○二見委員 ありがとうございます。

それで、具体的な問題に入りますけれども、総理、寝たきり老人にも重介護を要する老人とそうでない軽いものもございますけれども、重介護を要する老人に対しては、医療と福祉と両面からやはり見ていく必要があるのじゃないか。老人病院、特養ホームという分け方じゃなくて、両方の面からサービスを提供する必要がありますんじゃないかと我々考えております。

先日の社会保障制度審議会の提言にもございましてけれども、いわゆる老人病院と特養ホームを統合して、その長所を持ち寄つた中間的な施設ともしようべき介護施設の制度化、これを制度審では提言をいたしております。私は今後の老人問題として、この中間的な施設というのは絶対に必要だ

というふうには認識いたしておりますけれども、この点について総理の御認識と、あわせて厚生省の考え方と進捗状況についてお述べをいただきたいと思ひます。

○中曾根内閣総理大臣 老人問題、特に痴呆性の老人等の問題が重大になってくるというときを見ますと、今の答申にある中間的施設というものも私も非常に大事で、大いにこれが機能する必要がある、そういう必要が出てくる段階が案外早く来るであらう、そういう気がしております。

さて、私もあなたに対する答弁書を読んでみて、この中間的施設というのはどういうものがあるのであらうか、これがまだよく私には消化できないのです。それをいかに機能的にうまくやるかということとは今後の課題であらう、私、個人的にそう思っています。

あとは厚生大臣から御答弁願います。

○増岡国務大臣 先生御指摘のように、私どもは高齢化社会を迎えるに当たりまして、できるだけ健康で長寿でありたいというのを考えておりますけれども、御指摘のように、痴呆性あるいは寝たきりの老人が多数今後いらっしゃるだろうということは、否めない事実だろうと思ひます。また、そういう痴呆性、寝たきりにつきましては、医療のみで対処するのがあるいは福祉の面でやるのかということになりますと、老人ホームは福祉に偏っておりますし、今度は病院の方は、福祉の方があんまり手厚くないという面がございますので、医療と福祉との中間あるいはまた老人ホームその他の入所者と在宅の場合の中間、その双方につきまして中間的機能を有する施設をつくらうというところでございまして、厚生省も従来からいろいろ検討委員会その他でやっておるわけでございまして、昭和六十年度におきまして、その検討委員会の一応の結論を出していただくということで、省内でプロジェクトチームをつくりまして予算化も、予算案の中に盛り込んでやっていきたいというふうに考えております。

○二見委員 中間施設というのはどういうものになるか、個人的にまだわからない面があると総理大臣おっしゃられました。その点、そのとおりだと思ひます。厚生大臣も今検討委員会で結論を六十年度に出すということでございまして、この点について、中身の問題にまた立ち至った結論を六十年度中にぜひとも出していただきたいことを御要望申し上げておきます。

それから厚生大臣、もうちょっとさらに細かくなつて申しわけありませんけれども、特別養護老人ホームというのがあります。これは原則として六十五歳以上の者で身体または精神上著しい欠陥があるため常時介護を必要とし、居宅でこれを受けることが困難な者を対象とし、全国四百十カ所、定員十萬五千八百八十七人、こういうことになっております。定員はほぼ満床で、現在約一萬五千人が待機中と推定されております。しかし、初めから入所は無理だろうと、こう考えておる人もおりますし、こういう施設のあることを知らない人もおりますので、潜在的な入所希望者というのは一萬五千人以上になるだろうというふうに思われます。

それで、私は中間的施設というのはぜひともつくっていただきたいのですけれども、それは検討委員の結論にまつということにいたしました。当面の対策としては特養ホームの増設と施設従事者の養成、確保ということとはやはりやらなければならぬことだと私は思ひます。

もし数字が違つていたら訂正していただきたいのですが、厚生省の六十年度の整備計画では百二十カ所、約六千人ぐらゐの増加を見込んでいますように思ひますけれども、私はむしろ一萬五千人も待機者がいるという現状を考えると、我々としては少なくともこの一萬五千人を早急に解消するといふ面から見ても六十年度、六十一年度でさらに百カ所、五千人、少なくとも六十年度でもつてさらに五十カ所、二千五百人ぐらゐの増設は必要じゃないかと思ひます。私はこの点について厚生省に御検討していただきたい、これをお願いしたいと思ひます。と同時に、あわせて向こう五カ年

間の特養ホームについてどういう展望をお持ちになつてゐるか、この点についても御見解をお示しいただきたいと思ひます。

○増岡国務大臣 お答えいたします。

百二十カ所、五十人と仮定いたしますと六千人ということになります。これは従来この数カ年間百二十カ所ぐらゐでできておりましたのでそういうふうにお考えだと思ひますけれども、定員百名のところもございまして、従来の実績からいいますとこの数年間八千人ということになります。しかしそれでも十分とは申せませんので、従来から新しい施設については老人ホームをはかの施設よりか重点的に考えておるところでございまして、けれども、今後ますますその方面に力を入れていかなければならぬと思ひます。

問題は、御指摘のように、せっかく入りましてもそこに働く人が十分な機能を発揮してもらわなければならぬわけでございまして、その従事者につきましては、社会福祉協議会の研修センター等いろいろな養成をし、さらに再教育をするということをやっておるわけでございまして、その面についても十分配慮をしていかなければならぬというふうに考えております。

○二見委員 このことではた細かいことを詰める気はありませんけれども、一萬五千人が現在待機中である、さらに潜在的希望者も含めればもっと多くなるだろうという現実を考えれば、私は六十年度予算百二十カ所、八千人で甘んずるんじやなくてさらに、これはもういづれも場所の問題もあるし従業員の問題もあるから、そうこちらで言うとおりの五十カ所、二千五百人ないし三千人分つくれと言つても、はいそうでございまして簡単にはいかぬかもしれないけれども、その追加をするぐらゐのことは検討していただかないことにはこの問題は解決しないと思ひます。もう一度はつきり答えてください。

○増岡国務大臣 御趣旨に従つて十分検討してまいりたいと思ひます。

○二見委員 私は私の家の経験から言うわけじゃありませんけれども、おばあちゃんが病氣になつて動けなくなつた。そのときおばあちゃんに、どうだ老人病院に行くかと言つたら、真つ先に言つたのは、いやだ家に置いてくれ。やはり寝たきりで痴呆性だ、あるいは動けないといつても、病院あるいは特養ホームに入るよりも自宅で家族に見守られていたいというのが心情だろうと思ひます。また家族としてもできる限り面倒を見たいという気はあるわけですね。そうすると、そういういわゆる自宅で介護をしようとする人に対する支援体制というのが整備されなければ、そういう希望があつたつてかなえられないものじゃありません。確かに厚生省からいただいたそういう対策を見ると、ショートステッドとかデーサービスだとかいろいろあるのです。メニューはそろつてゐる。注文をすれば、たゞいま品切れでございまして、先ほどで全部売り切れましたとか、そういうことになるわけですね。ですから、私は具体的な問題でまた厚生大臣にお尋ねしますけれども、在宅の寝たきり老人を介護する支援体制というのは絶対に強化しなければならぬ。例えば老人保健法では保健婦による訪問指導というのが行われることになっております。現実にはどのくらい行われておるかという二、三回しか行われてない。私はこれは月に一遍訪問できるだけの大幅な拡充が必要だと思ひます。まあことしじゅうにできるとか来年じゅうにできるという問題じゃないだろうけれども、この大幅な拡充については厚生省としても見解を示していただきたいと思ひます。それが一つ。

もう一つ、ヘルパーというのがある。私はホームヘルパーの数というのは六十年度予算では千七百百人ふやすことになっておりますが、ふやしても全国で二万一千六百十三人です。人口十万人対比では日本は十八・三人、イギリスでは二百三十二・六人、フランスは百一・四人、アメリカは四十三・五人、ホームヘルパーの数もかなり低い。これは数はふやさなければならぬ。もう一つびっくりしたのはホームヘルパーの活動費というのが

ある。これが月額二千五百円、日曜日を除いて全部活動をしたとしても一日百円だ。こんな低い活動費がありますか。幾ら半分ボランティア的な要素があると言いつても、月額二千五百円の活動費。それは報酬は年間四十万あるかもしれないけれども、活動費の月額二千五百円というのは余りにもひど過ぎると思う。これも検討していただきたい。よろしいですね。後でまとめて御答弁いただきます。

それから、これは大蔵省の方になるのかもしれないけれども、在宅サービスが占めている原因というのはどこにあるかという、やはり補助率なんですね。例えば施設に入った場合にはその措置費というの、これは十分の八が国の負担だ。今度は高率一律カットが適用されれば十分の七になります。十分の八、地方が十分の二です。ところが在宅サービスということになると補助率は三分の一なんです。ですから地方自治体は在宅サービスを強化するよりも特養ホームか何かつくってもらった方が地方の持ち出しは少ない。これはやはり問題です。この点については補助率の格差というものは長期的には縮めてもらわなければならぬ。縮めるという、わかりました、十分の八を十分の五にします、そっちの方の縮め方では困るんだ。三分の一を例えば十分の四にするとか十分の五にするとかという形で考えてもらわなければならぬ。この点は大蔵大臣にお伺いをしたいと思います。

以上、厚生大臣と大蔵大臣、御答弁をお願いいたします。

○増岡国務大臣 私どもは、お年寄りが幸せであるためには家族とともに地域社会で顔見知りの人と一緒に暮らす、こういうことが一番大切だと思うのですけれども、そういう意味で在宅者に対する施策というものは御指摘のとおり非常に大事でございまして、したがって、老人保健法によります指導者の派遣につきましては、その指導者そのものの人材を確保するというのを含めまして、これまでも予算の確保に努めてきたところでござ

いますけれども、今後も保健事業の五カ年計画に沿って人材の確保を含め、必要な予算の確保に努めてまいりたいと思っております。

御参考までに申し上げますと、予算規模におきましてはかなりの増額を見ているところでございまして、なお今後も努力をしてみたいというふうな思いがあります。

家庭奉仕員の問題につきましては、御指摘のようになり手当が百四十万円あるわけでございますけれども、これは手当でございますから、活動費が年額にして三万円というの、大変私どももいたしましても今後その改善に力を入れなければならぬ問題だというふうな考えておるわけでござい

ます。

なお、あとは大蔵大臣にお答えいただきます。

○竹下国務大臣 老人福祉対策を実施しております地方公共団体等に対する国の補助率、これにつきましては、施設入所者に係る運営費の補助率と在宅福祉サービスに係る補助率の格差があることは御指摘のとおりであります。

補助率は、それが決まった段階で申し上げますならば、国と地方公共団体の費用負担の問題、一つ一つについてそういう角度から議論をいたしまして、確かに家計負担という問題と必ずしも直接結びつきなしな議論として結果が出ておるわけでありまして、が、今もおっしゃいましたように、施設による福祉と在宅における福祉について、両者の連携をとりながら整合性を持たせてその充実を図る上では補助率の格差を是正すべきである、この意見、今おっしゃったとおりの意見がございまして、したがって、この社会保障に係る国と地方公共団体の役割分担、費用負担、これにつきましても政府部内で検討をする、こういうことになっておりますので、その中で私どもはこの点も含めて総合的に検討をしてみたい、このように考えております。

○二見委員 大蔵大臣、お言葉を返すようですが、大蔵大臣の言葉を聞いてみると、補助率がアップするんじゃないかなという期待を持たせながら何となく別の方で地方の負担を削るんだというようなニュアンスも受けるのですけれども、要するに在宅サービスに係る補助率三分の一は引き上げるといふ方向で検討するといふふうに理解してよろしいですか。

○竹下国務大臣 それは、予言をしるおっしゃればなかなか難しい問題でございます。結果としてホームヘルパーの方に対する活動費として居るものを減すという考えはございせんが、いわば社会保障全般に対する国と地方の負担割合をどうするか、そういう議論の中の一つとして位置づけられてこれから検討を可能な限り、私の期待感として六十一年度予算編成までに、こういうことでございまして、上げるとか下げるとか、それは地方と国との費用負担のあり方という点で根本的な議論をしよう、こういうことを三省三大臣合意をしておるところであります。

○二見委員 その地方との費用負担の問題はどうせ私はこの後で高率一律カット問題でもって議論しようと思っておりますので、それはちょっと置いておきます。

ただ、大臣、これは考えていた方がいい。例えば在宅者、寝たきり老人については税法上どうなっているかという、御存じのように扶養控除三十三万円が認められますね。それから障害者控除三十三万円が認められておりますね。このほか、老人ホームとか老人病院とか施設に入っていない在宅の寝たきり老人に対してはさらにプラス七万円の控除が認められておりますね。ところが、在宅の者と施設に入っている者とは比べた場合の家族の負担というのはどういふことになるかという、例えば老人病院に入っている場合は、本人と三百万円の入院費を二ヵ月間ですね。それ以後はゼロですね、本人の負担というのを考えれば、寝たきり老人、自宅でもって寝ている老人に対しては税法上七万円の控除しか認められませんが、これは、自宅の者とそうでない者との間に公平という点から見れば余りにも差があり過ぎるのじゃないか。

いか。それは、施設がたぐさんあって自由にだれでも入れるような状態であつてなお自宅で介護しているならわかる。施設に入れたらたつて、ないんだから。そういう施設に入ること自体が不可能、難しいという段階の中でこの不公平というものは私は許されるべきではないと思う。したがって、私は在宅寝たきり老人の介護控除制度というように、例えばそういう名前のも、これは新たに考えていた方がいい。六十一年度予算で考えろとは申しません。六十一年度税調にこの問題を検討するように大臣の方からも助言をいただいたか、たいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○竹下国務大臣 新たな特別控除を創設するということになりまして、これはいろいろ議論のあるところであると思ひます。どういふふうな工夫でやるか。現在もう七十三万円ということは、一般扶養控除の場合からすれば二・二倍だ。だから税制面においても最大限の配慮をして五十九年も改正してもらった、こういうことになるわけですが、今の御意見は正確に税調へも伝えまして、議論をしていただくべき課題だといふふうに私も思ひます。

○二見委員 総理大臣、今のいろいろな御議論をお聞きになりながら、総理としてもいろいろ御見解がございようと思ひますけれども、私は老人問題への対応というのには非常に幅広い、すそ野の広いものだろうと思ひます。先ほど赤松婦人局長から、老人問題については婦人も参加させていたいただきたいというお話もございました。私は、この問題は二十一世紀、高齢化社会を展望した場合に今からその基礎というものをつくっておかなければならない。そのためには医学の分野、保健学の分野あるいは社会学の分野、いろいろな分野からの総合的な観点でもって老人問題というものは考えなければならぬ。そのための基礎研究というものをしなければならぬと思うのです。そういう基礎研究に基づいた長期的な対策というのがこれから出てこなければならぬ。場当たり的では処置し切れるものではないと思ひます。アメリカやソ

連などのいわゆる高給先進国では、国立あるいは国が指導したそうした機関があるものであります。残念ながら我が国にはありません。聞くところによりますと、アメリカの国立のそういう研究所から日本政府に共同研究しないかという呼びかけがあった。国の方には受け皿がないから、たまにそういう機関を持っている東京都の方に渡したという話も聞いております。

総理は、就任されたときにがん政策に大変熱心になられた。私は、同じように老人問題へ本気になって取り組んでいく研究機関といいますが、総合研究機関というのか、そうした幅広い意見を結集した研究機関というものを設立して、長期的な対策、基礎研究、これをするべきだと思いますけれども、総理、この老人問題の結論として私はお尋ねしたいと思いますが、総理の御見解はいかがでしょう。

○中曽根内閣総理大臣 お説のように、総合的な幅広い面からの研究が必要であると思います。ただ、そういう研究機関設立云々という問題についてはよくこちらも研究してみたいと思います。

○二見委員 防衛問題、財政問題をやる予定ですが、ちょっと時間がわからなくなりますので、最初、防衛問題からまたお尋ねをしたいと思ひます。

最初にいわゆるSDIについてお尋ねいたします。

中曽根総理はSDIについて、これは防衛的兵器であり非核兵器である、それから核軍縮につながるということで、レーガン大統領との会談のときに研究に理解を示しなされた。そしてSDIはABM条約、宇宙条約には違反しないとの委員会でもおっしゃられました。私は、ソ連がこの外相会談に於いて三月十二日から軍縮交渉が始まりますね、ソ連がその交渉に乗り出してきた背景には、アメリカがこのSDI構想の研究に着手したという事実があったことは事実だと思ひます。しかし、それだけを取り上げてSDIはいいのものだ、総理の方はこれは核施設につながるから

いいものだという御認識があまりのようだけれども、私は必ずしもそういう認識はしていない。私はむしろ、どちらかというと疑いの眼を持って見ている方であります。ですから、樂觀的に、肯定的にお認めになる総理の立場と私の立場は違ひます。違ひますけれども、この問題はここで議論が済むものでなくて、これからいろいろな角度から議論していかねばならない問題だ。そういう意味でもってあるいは意見のすれ違ひになるかもしれないけれども、お尋ねをしていきたいと思ひます。

私は、SDIが宇宙条約に違反してないというのは、宇宙条約が締結されたのは昭和四十二年でしたが、そのころにはこういうものが出るという予想をしていなかったということがあろうと思ひます。ですから、SDIが宇宙条約に違反してないというのは、その条文を見る限りにおいてはそれとおひだと思ひます。では、ABM条約については、これは違反してないかというところ、研究の段階では違反してないけれども、これが開発や実験、実戦配備という段階になった場合には、ABM条約五項に抵触してくると私は思ひます。この条約が締結されたときに、アメリカとソ連の間では、プロトタイプというのですか、実戦配備をする前の段階、これからは禁止だという米ソ両国の合意があるというふう聞いております。したがって、研究の段階ではABM条約に違反してないけれども、実戦配備あるいはその前、プロトタイプという段階になったならばABM条約にこれは必ず違反する、したがって、ABM条約は改定をするか破棄しなければならぬ性質のものだとSDIについて私は理解をしておりますけれども、総理、いかがでしょう。

○栗山政府委員 ABM条約が、一定の条約で決められておりますが、限られた範囲のものを除きまして、委員御指摘のように対弾道ミサイルシステムの開発、配備というものを禁止しておるといふことはおっしゃるとおりでございますし、米ソ両国もそういうふうに認識しておるといふことは

明白でございます。したがって、アメリカの基本的な立場は、今委員御指摘のように、研究段階は現行条約で禁止をされておらないけれども、これを現行条約の範囲を超えて配備、開発に進む場合には、これは当然ソ連と交渉をしなければならぬことである、こういうことはアメリカの認識でございますし、対外的にもその態度は明らかにしておるところでございます。

○二見委員 このSDIの影響というものは、私は二つの段階に分けて考えなければならぬと思ひます。一つは、開発に成功してアメリカもソ連も実戦配備するという、その段階で世界の安全というか防衛構想がどうなるかというのを考えなければならぬ、これが一つあります。もう一つは、研究開発の段階です。この二つに分けて、このSDIの影響というのか、SDI問題というのは考える必要があると私は思ひます。

総理に伺いたいのは、まず研究開発の段階、今は研究の段階ですね、この段階で、恐らくこれができるのはアメリカとソ連だけだと思ひます、現実的には、我が国は向こうの国よりも大分研究ではおくれいている、このままだとたならば向こうがかなり早い時期に開発してしまうという認識をした場合は、その国はどういう行動に出るかというところ、向こうが開発を完了し、実戦配備する以前にそんなものを、例えば実戦配備する場を持てないとなればもう無条件降伏以外にありませんから、そうなれば我が方は相当おくれいているという認識をした国が、悪い言葉で言えば過剰防衛反応、そういうことから相手国に核の先制攻撃を加える可能性が高まってくるんじゃないか。そういう意味で、これはSDI構想というのは、米ソの間にかえって不安定な要素というのが出てくることもあるんじゃないか。同じようなレベルですと進んでいけばいいです。こう違つた場合に、先制攻撃を加えるんじゃないかという可能性が出てきて、アメリカとソ連の間にかえって不安が高まってくるんじゃないか、私はこういう判断をしておりますけれども、総理はいかがでしょう。

○中曽根内閣総理大臣 直線的に考えればそういう考えも一つは成り立つと思ひますが、その間において、米ソ間においてはさまざまな交渉、話し合いが行われる可能性が非常に大であると思ひます。

アメリカ側もソ連に対しては話し合いをする、そう言っておりますから、あらゆる相当な過程、過程で、そういう不意打ちの戦争を防止するためには、措置は当然両方が心してやるだろうと思ひます。また、そうすべきであると思ひます。

○二見委員 要するに、この問題は仮定の問題ですから、でき上がっている問題を議論するんじゃない、まして、一つには、私が申し上げたような危険性については総理は否定はなさなかつた。と同時に、そういうことを避けるために米ソ間ではいろいろな話し合いがあるから大丈夫だろうというお見通しをお述べになつた。要するに、この点については二つの見方があるということだけは、総理のような見方と私のような疑問と両方があるということだけは、これは事実だと思ひます。

それでは、この問題はこれで一度打ち切つておきましょう。それではもう一つは、今度は米ソともに開発に成功した、これもあり得るわけですね。途中で、ABM条約のときのように、いや、こんな金のかかるものはやめちやおうじゃないかというので、両方で新たにSDI条約が何か結んでやめてしまえば別ですけれども、そうでない場合には、米ソともに開発に成功した、そうすると、これは理論からいけば核が無力になりますね。そうすると、今は米ソともに核による抑止論というのが、防衛というか戦略になつておりますね。相互確証破壊とかそういう核抑止理論が大勢を占めているわけでありまして、そうならつた場合の抑止、均衡というのは何で保たれるのだろう。核が無力になつた、そうすると抑止と均衡は何で保たれるのだろうというところになると、これは通常兵力の重要性というものが今までよりもずっと高まってくるん

じやないか。これはヨーロッパにとつてはかなり深刻な事態になるんじゃないか。

そうしてそうならば、通常兵力の重要性が出てくれば、これは当然、ソ連の通常兵力とヨーロッパのNATOとはこんなに違いますが、NATOはソ連、ワルシャワ機構軍に合わせるように通常兵力で軍拡をしなければならぬ。理論的にはそうなる。それは極東にも波及して、日本の防衛力増強という結果をもたらすのじゃないか。ということ、SDIが理想どおりいったとしても、今度は逆に通常兵力の分野での軍拡競争というのが新たな問題として国際場裏に出てくるんじゃないかというふうには私は考えるわけですが、総理は、そういう可能性についてはどうお考えになりますか。

○中曽根内閣総理大臣 二見さんはよくお考えになっておられますから、そういう到達点をよくお調べになってお述べになります。一つの推理としては、そういうものも否定し得ない可能性の一つとしてはあり得ると思います。

しかしその前に、例えば戦術核がどうなるかという問題があるわけですよ。それはICBMやIRBMはやられても、では戦術核はどうなるか。それで、あなたがおっしゃるようなワルシャワ条約体系とNATO体系におけるヨーロッパ正面の防衛問題が出てくる。そういうものが出てきた場合に、じゃNATO体系の国々がどういう反応を示すか。そこで、米ソの話し合いあるいはヨーロッパ、NATOとソ連との話し合いという問題が出てくる。しかし、その間に、あるいは精密誘導兵器であるとか通常兵器における新しい発展ということも考えられないこともない、あるいは航空機による新しい発展というものも考えられないこともない。そういう未来についてはいろいろの、さまざまなフィクションが可能なのであって、そればかりが一つの到達点ではない、そういう少しふつくらした気持ちでお考え願った方がいいと思つています。

○二見委員 そのふつくらした気持ちがまた非常に

に危険なわけでありまして、おっしゃるようにICBMについても無力になる。おっしゃられたように戦術核がどうなるという問題がある。そうすると、核廃絶というものは、私は戦術核まで含めた核廃絶かと思つていただいても、そうじゃないのですか。その点もちょっとお答えいただきたいところですね。

もう一つ、よく総理は、これは核廃絶を目指す防衛兵器だと非常にふつくらした気持ちでおっしゃられているのだけれども、私は、要するに例えば、ICBMというのはやりでしよう。パーシングIIもやりでしよう。ソ連にとつてみれば、SS20もやりでしよう。SDIは盾でしよう。やりと盾と両方持った。このやりでは向こうの盾は突けない、向こうのやりではこっちの盾は突けない、お互いにやりは持つても要らないから、もうやりは捨ててしまふとかばつと捨てますか。捨ててしまふ。減らすかもしれない、捨てることはしない。盾も持ちながら、やりだって持っている。すきあらばとこうする、これが本能というものです。防衛優位にはなるかもしれないけれども、核という攻撃兵器はやはり温存されると思ひます。したがって、これをやれば核廃絶につながるのだから、私の言うことを、二見さんは先の先まで見て一つの到達点を見つければいいという方が、総理の方だって、勝手に自分の方で到達点を見つけているんじゃないか。そうなるとは限らないのです。どうですか。

○中曽根内閣総理大臣 核廃絶を目的とするときはもちろん戦術核まで廃絶すべき、そういう方向に進むべきである、またそこへ努力していくべきであると思ひます。

そこで、今の想定の中で、やはり捨てないだらうというお話がありますが、だんだん減らしていつて、今のうちに千五十三のランチャーであるとか何万発というふうなそういうものはだんだん減つていくかもしれないね。それで必要ぎりぎりという面にくいかもしれませんね。それでも今よりは大進歩です。そして、そこまでいったら、次

に、今度はそれをまた、なくしていく、そういう方向に人類の英知は進めていかなければならぬ。

今の戦術核の問題その他の問題にしても、あらゆる可能性というものは将来像についてはあり得る。しかし、そのあらゆる可能性の中で核廃絶を目指す我々はひたむきに前進させていく。今のままなら今のままで膠着してふえていく危険性があるわけですから、少なくとも減っていくとかぎりぎりまで減らすとかそういう可能性が出てくれば、一歩前進ですから、そういう発想についても我々は温かく注意深く見守っていく必要がある、そう考えております。

○二見委員 先ほど私が、核が無力化した場合、通常兵器がふえるんじゃないかという話を申し上げましたが、総理が精密兵器だとかいろいろな分野でまた新しいものが出てくるというようなお話がされたけれども、実際に核が減るのかどうかまだわからぬ話で、そういう期待感を総理はお持ちにはなっている。それから一方では、通常兵力だけではなくて、例えば化学兵器、あるいは別の新しい兵器、別の面でも、核がだめならほかでもあるさというので別の兵器体系というのが出てくるだろう。別の角度での軍拡というのが進んでいくんじゃないかという危険性を持っております。そのことだけを私は申し上げておきたいと思ひます。

それからもう一つ、これは全く素朴な庶民的な意見で申しわけないのですが、SDIというのは物すごくお金がかかるという話です。最終的には五千億ドルとか一兆ドルとかいうお金がかかるそうです。総理が理解されたのは結構なんだけれども、私はイエスという意味じゃありませんよ。アメリカはGNP第一位の世界大國でしよう。アメリカは、世界の安全保障のみならず世界経済にも大きな影響力を持っている、責任を持っている国だ。ところが、そのアメリカが世界に一番悪影響を及ぼしているのは財政赤字。アメリカの財政赤字は高金利を生み、その結果、日本が円安になつてくる。そういう事実があるにもかかわらず、な

おかつこんな五千億ドルだ、一兆ドルだんというお金をアメリカがSDI構想につき込むということは、人の懐を心配するようではあるけれども、アメリカにとつても大変だろうし、それは世界経済に決定的な影響を及ぼさないと私は考えているのですけれども、同じことはソ連にも言えます。ソ連もGNPの十何%を防衛費に使つていふという、ソ連が経済的にかなり破綻しているんじゃないかという情報も聞いております。私は、米ソともにこんな金の使い方は、世界経済に悪影響を及ぼすんじゃないかと思ひますけれども、総理はどうですか、認識は。

○中曽根内閣総理大臣 それは、アメリカには議会というものもあるし、民論というものもあるから、非常に強いジャーナリズムの力もあるわけですから、国政というものは当然国民の福祉を中心に、常識で行われるべきものであって、そんな巨大な兵器ばかりに金を使つて国民の苦しみに通うようなばかんなことは、民主主義社会には行われるはずはない。日本では少なくとも行ひませぬ。アメリカでも行わないでしよう。ソ連でも行わないでしよう。そういう点は、やはり人類がこれまで到達した文明の高さや、良心とか良識とか国際世論とか、これから行われるであろう高度情報社会、テレビが普及して国境はだんだん下げられていく、そういうようなそつちの方のコミュニケーションあるいは交流、そういうものの力がますますつとふえてくる時代になってくるので、私は人類の前途について二見さんほど悲観的ではない、むしろ大体あつた核兵器を使ったような戦争が行われるのだろうか、私は行われるはずはない、また行つてはならぬし行われるはずはない、そういう人類を信じておるわけですよ。

○二見委員 私も、よほどばかでない限り、アメリカとソ連が核兵器を持ち出して、それこそ核の冬が地球上を覆うようなばかんなものはしないだろう、それだけの英知というか理性をアメリカもソ連も持っているだろうと思ひます。しかし、信じているからといって油断をしてはいけな

い。あらゆる機会に核の恐ろしさを訴え、核の廃絶を訴え、そればかりではなくて、通常兵力の削減もこれから目指していかなければならないと私は考えております。

それで、総理、もう一点お尋ねいたしますけれども、レーガン大統領と会談されたときにSDIについてあなたは理解を示され、節目節目で情報提供するように申し入れたとおっしゃられました。岡田委員の質問に対しても、アメリカはそれをオーケーしたとおっしゃられました。私は、SDIについて賛否の別はあるとしても、総理のようには核廃絶でどんな行けという、何かお話によると、これはおもしろいアイデアだと思つた、この兵器を甘く見てはいけなかつたか、子供が何か新しいおもちゃを見るような喜びでいらつしやるのだけれども、総理の立場と、私みたいに、こんなことをやたらどうなつてしまふのだらうと非常に悲観的な立場で見る者との違いはありますけれども、ただ、節目節目で情報を提供するように申し入れたということは私は非常に適切だと思ひます。アメリカとソ連がそういう研究開発を進める、日本だけがその情報の外に置かれたのでは、賛否は別としてこんな恐ろしいことはない。したがって、その研究段階で情報提供を申し入れたということが適切だと思ひます。

ただ、総理、SDIの研究というものは、これから日本でもあらゆる角度から議論しなければなりません。もちろん、世界全体でこれがいかに悪いかどうなるか、今までの核戦略はどう変わるのか、兵器体系はどうなるのか、いろいろな角度からの議論がこれから沸き起こつてこなければなりません。ということになれば、この情報はもちろん中曽根総理ばかりじゃなくて、その次の総理、その次の総理、いろいろ続いていくわけでしょうけれども、歴代の総理が自分のものにしてはいけません。もちろん外交秘密はありますから、全部が全部一〇〇%というわけにはいかないだろうけれども、可能な限りSDIに関する得た情報というのは国民の前に明らかにする、そして国民の

いろいろな立場からの批判を仰ぐ、判断の材料にする、これが私は絶対にこの問題に必要なところと思ひます。その点について総理は、可能な限り公表することをお約束していただけますか。

○中曽根内閣総理大臣 私は、そのことはいいと思つております。ただ、両国間の関係でありますから、相手と話し合つてこまではない、これ以上は困る、そういう限度は守るべきであるが、できるだけ広く国民の皆さんに状況をお知らせするということは一般的に大事であると思つております。

○二見委員 外交上秘密のあることは、私も理解いたしております。でき得る限り公表する、国民の前に明らかにして、各界各層の意見、批判を受ける、そして、そうした批判に基づきながら、SDIに対するそのときどきの政府の考え方を決めていくということは大変大事なことだと思ひますので、ぜひともお願いをしたいと思ひます。

防衛問題をさらに続けさせていただきますけれども、防衛大綱について二、三承ります。

総理の私的諮問機関である平和問題研究会は先日、総理お読みになったでしょうけれども、「防衛計画の大綱」を再検討することを提言しました。要するに、基盤的防衛力の考え方は主として平和時のものだから、基盤的防衛力の概念とは趣を異にする防衛体系をつくるべきだ、こういう主張だつたというふうに思ひます。もう少し別の角度で言えば、一九七〇年代後半から極東ソ連軍の増強など国際環境は変化している、有事に即応できるように防衛大綱を変えろ、そうした防衛体系にしろというのが平和研の提言だと私は思ひます。しかし、我が国周辺の国際構造につきましては、私は、単に米ソの軍事力の不均衡、その点だけをとりえて云々すべきではないと思つております。

そもそも防衛大綱、私たちは防衛大綱そのものを一〇〇%認めるわけではありませんけれども、防衛大綱は我が国周辺地域において米ソ中の三國間に一種の均衡が成立している、こういう判断に

立っている。加藤防衛庁長官は大綱の見直しを記者会見で否定されました。これは私なりに考えれば、極東におけるソ連の増強はあつたかもしれないけれども、基本的には米中ソの枠組みというものには変化がなかったんだ、だから加藤防衛庁長官は大綱を堅持するという発言をされたんだと私は理解をしております。総理は、事あるごとに我が国周辺の国際情勢の変化というものを非常に強調されておりますけれども、平和研のいわゆる大綱見直しについてはどういうようなお考えでございますか。

○中曽根内閣総理大臣 大綱の見直しを今すぐやるという考えはありません。大綱の水準に早く到達しよう、それが当面、我々が一生懸命努力しているところであり、私の考えであります。

○二見委員 そういたしますと、総理、さらにつづけてお尋ねいたしますけれども、平和研では、基盤的防衛力の概念と趣を異にする有事に即応できる防衛体系をつくるべきだという提言をしております。この提言については、今はその段階ではない、そんな必要はないと否定なさるというふうに理解してよろしいですか。

○中曽根内閣総理大臣 大綱をつくるについてはそれなりの思想的根拠があつて、そして行われた。それは、いわゆる基盤的防衛力と称せられるものが基礎にあつた。大綱を我々が守っていくという背景、その基礎的な考え方というものは変える必要はない、こう思つております。

○二見委員 くだいようですけれども、要するに米中ソ三國というこの枠組みが大きく変化してない、だから大綱は変える必要はないんだ、こういう認識でよろしいでしょうか。

○中曽根内閣総理大臣 米中ソ三角関係の枠組み云々という問題ではなくして、それは国際情勢が大きく激変してきますよ。アフガニスタン問題が起きたり、新しいソ連の航空母艦が来たり、あるいはダンカンやカムラン湾に相当の兵力が展開したり、いろいろ変化してきますよ。ですから、その変化はよく承知しておる。だがしかし、何しろ大

綱の水準に達するというのが我々のずっとつてきた政策でありますから、それを大綱水準に達しないうちに変えようという考えはないのです。したがって、その基礎になつておる考え方もあるものではない。しかし、変化はあるということは知つております。

○二見委員 長官、私は長官が大綱堅持とされたときに、いろいろな変化はあるだらうけれども、基本的な枠組みは変わっていないから堅持するんだというふうに、これは新聞記事だけなんだけれども、そういうふうに判断したのです。私の判断は正しいですか。

○加藤防衛大臣 総理が申されましたように、大綱の水準はまだ現在達成されておられません。したがって、歴代の内閣が公約いたしましたように、またこの国会でも数次表明いたしましたように、できるだけ早く大綱の水準を達成するというのが私たちの急務だらう、こんなふうに思つております。

それから、大綱をつくつたときの国際情勢から見ますならば、現在いろいろな意味で国際情勢は厳しくなつておるといふことは、ただいま総理が申し上げたとおりだと思ひます。一方、大綱をつくりましたときにどんな枠組みを考えたとのかというところでございますけれども、東西のグローバルな関係で言いますならば、いわゆる東西対立の厳しさはあるけれども、核についての相互抑止が働いておりますし、平和のための努力もまだございまして、その中では大きく紛争が発生するような枠組みにはなつてないのではないだろうか。我が国周辺を考えますときも、確かに朝鮮半島等の厳しさはあるけれども、しかし、この地域における大國間のある種のバランスもあり、また日米安保というものがあつたので、我が国が直接侵略されるような状況にはない、そういう状況が維持されるのではないかと、そんな枠組みを當時は考えていたと思ひます。その枠組みは、現在のところ基本的な国際情勢は変わりはしないけれども、しかし、国際事情勢とか我が国をめぐる極

東の情勢等を見れば、厳しさが増しているという事は総理御指摘のとおりということだと思えます。大きな骨組みというのはまだ変わっていないので、現在のところ大綱の水準を早く達成すること、それを目標にすべきでないか、こんなつもりでおる次第でございます。

○二見委員 私、総理の我が国周辺を取り巻く認識と長官とはちよつと違いがあるような感じがいたします。しかし、それはまず置いておきましょう。

その前に、総理は大綱水準達成ということをおっしゃられました。まず大綱の水準達成が大事なんだ、だからそれは見直してどこか水準の達成が大事なんだと今もおっしゃられましたね。今の発言それ自体、私は後で問題にしたいのだけれども、その前に、じゃ大綱の水準の達成というのはいわゆるこの別表にある量の達成のみをいうのか、それとも量のみならず兵器体系の水準に、水準というか、兵器体系の水準は変わってきますね、上がっていく。それに伴つた質的な更新、より新しいものに変えていくということも含めているのか、この点についてどうですか。

○中曾根内閣総理大臣 それは、大綱をつくったときの文書であつたか了解であつたか、たしか私も読んだことがあるので、それは質的な変化は当然認めておるわけです。現に、四次防あるいは三次防のときにできた兵器が、大綱の達成がおくれているために、その更新がどんどん出てきて、そつちにはかり金がかかつてしまつて新しい兵器の調達の方に金がかかっている。そういう意味でも、大綱の水準達成が非常におくれている。したがつて、大綱水準達成の速度がもつと遅ければ兵器の更新に使う金もそれほど多くなかつた、大綱の達成費用に関する限り。そういうこともあり得たのであります。したがつて、質的な変化、質的転換ということは、もちろん大綱の中で認められていることです。

○二見委員 要するに、一日も早く大綱の水準を達成したいと言っているのは、量的な問題で総理

は言っているのか。質的な大綱の水準ということになりますと、これはエンドレスですからね。例えば五九中業で量的には達成できた、新しいものに替えて。しかし、質的にはということになれば、質的な問題ではエンドレスだ。総理は一日も早く大綱の水準を達成したいというのは、それではどちらに重点を置いていたのですか。

○加藤国務大臣 大綱の水準達成と申しますのは、委員御指摘の言葉で言えば質的な面と量的な面、その両方を早く達成しなければならぬと思つておることでございます。

○二見委員 じゃ、質的な問題はその後ちよつと議論いたしましょう。その前に、栗原前防衛庁長官は五九中業で何とか水準を達成したいと考えていたやうですけれども、防衛庁も同じですか。もしやうだとするならば、私はきょうはこの問題はいわゆるGNP一〇%の議論とは絡めません。というのは、これと絡めて議論すると、防衛庁も本當のことを言わないし、議論がそこでその一〇%でもつてストップしちゃつて発展がないので、一〇%の議論はどうせこの総括質疑が終わつた後集中審議もありません、また他の委員からもこの問題は議論いたします、我が党は一〇%は守るという基本原則に立っているけれども、あえてきょうは目をつぶつて一〇%議論をしないで聞かれます。

五九中業は、この予算というのは、五九中業と比較してどの程度になるのか。つまり、その間の防衛予算というのは、単純に五で割つてもいいです、五年間ですからね。計算上GNP比のくらしいになるのか。GNPは、いやそのときどきいろいろ経済見通しがありましてということになるだらうけれども、それは政府の七カ年計画とかいろいろありますね、それに当てはめてもいいし、ことしのGNP、六十年度のGNPの伸び比で類推しても構いません、これはあくまでも仮定計算の話だからね。その点どうでしょうか。

○矢崎政府委員 お答え申し上げます。五九中業は御承知のように六十一年度から六十五年までの五カ年間で対象でございますが、現

在その五九中業の中でどういった事業をやるかという事を事務的にいろいろ検討している段階でございます。今の時点で経費が一体どの程度になるかという事を申し上げられるやうな段階ではございませんので、したがつて、今御指摘のGNP比についての推計などということも今の時点では具体的には申し上げられないということとで御理解を賜りたいと思つております。

○二見委員 私は、そういうことを言われると、一〇%の問題を言いたくないんだけれども出てくるんです。仮定の問題なら、まだ計算ができてないならば、私はあえて言わせてもらつてもいい、五九中業というのは、GNP比一〇%を守る、守るやうに努力する、守りたい、この精神を踏まえた上で五九中業はつくるとですね。要するに、五九中業で一五六中業で目標の六〇%に対して四三%しか達成されないとなつていて、推定では五九中業ではこの不足分も埋めて、なおかつ五九中業で達成したいということになれば、GNP比一〇%を超えるのはわかつているんだ。計算してないのならば、GNP一〇%は念頭に置いて、五九中業で水準の達成は本當はしたいんだけれども、そういういろいろな国会論議の端々もあるの、あえて五九中業で達成することは、五九中業の次の中業になるかもしれない、そこまでの含みを持たせた上で五九中業の作業なら私わかる。どうですか、これは。私は一〇%の問題は絡めたくないから申し上げているんだ。

○中曾根内閣総理大臣 その点については、この間おたくの矢野書記長に私がこで御答弁申し上げた、あのことに尽きると思つております。

○二見委員 それでは、総理の答弁というのは非常に、矢野書記長に答弁したのとおりですと言われると、私は素直に五九中業——防衛庁長官、聞きますが、五九中業で水準の達成を図るのですか、完成させるのですか。それとも、いいですか、総理は矢野書記長に答弁したとおりでございますとおっしゃつた、そのことを踏まえると、五九中業で一〇%達成は必ずしも、これは防衛庁

長官個人としては望むかもしれないけれども、それはさらに先に延びてもやむを得ないんだという御判断は持っているんでしょね、これは。

○加藤国務大臣 昨年五月だつたと思つて、前防衛庁長官の栗原さんが、五九中業で大綱の水準に到達することを期する、そういう前提で五九中業の作業を開始しないかという防衛庁長官としての指示を出されたわけでございます。私たちがしては五九中業で大綱の水準の達成を期したい、こう思つております。

○二見委員 いや、長官、期したいのと矢野書記長に対する総理の答弁とはどういう関係になりますか。

○矢崎政府委員 お答え申し上げます。五九中業とGNPの一〇%に関する閣議決定との関係につきましては、昨年もしばしば御説明申し上げたことがございますけれども、これは五九中業の性格を御理解願ひたいわけでございます。中業と申しますのは、防衛庁の内部の参考資料、概算要求等の参考資料という性格のものでございまして、それからまた期間も、先ほど申し上げましたように五年間を対象とするという性格のものでございます。他方、GNP一〇%に関する閣議決定と申しますのは、これは政府の問題でございます。政府レベルで毎年度の予算のときの防衛力整備を進めるに当たつての判断の一つのめどというところで決められた性格のものでございます。そういう意味で両者は直接結びついてはいるものではないわけでございます。

現在、先ほど申し上げましたように、大綱水準の達成を期するということで五九中業の作業をいたしておるわけでございますが、最終的にどういうふうに取りまとめるかということにつきましては、最終段階で慎重に判断をいたしたい、こういうことでございます。

○二見委員 総理、じゃ重ねてこの問題をお尋ねしますが、五九中業は防衛庁がつくるものだ。防衛庁としては昭和六十五年に水準達成ができるやうに、防衛庁はいわゆる別表、買ひ物計画をつく

る。それはつまりから、恐らくこれはGNPをこんな超えるかもしれない。それはわからない。まだ計算できておりませんからわからない。しかし、これをそのとおりやるかあるいは先送りするかは、今の矢崎さんの御答弁では、これは政府の判断だと思っている。一％というものを念頭に置いて政府の判断だというふうに私は理解しております。政府が、防衛庁で五九中業をつくった、見積もりをつけた、しかしそのとおりやるかどうか。いや、これは国会のいろんな議論があり、六十五年には無理だから、防衛庁はそう考えるだろうけれども、七十年まで延ばしてもいいじゃないかと、そういう政策判断はこれは当然あり得るといふふうに理解してよろしいですね。そのときの財政の事情もある。景気の問題もある。そう理解してよろしいですね。

○中曾根内閣総理大臣 まず第一に、二見さんは一％との関係、非常に御興味をお持ちのようでありますが、私は、これは矢野書記長に対する御答弁のとおりであります。あれは中をよく読んでいただければ御理解いただけると思います。それから、五九中業に關しましては、防衛計画大綱の達成を期して今いろいろ作業しておる最中でありまして、したがって、その結果が出てきて、それは事務当局の案ですから、中業としてある程度政府内部において承認するという場合には、大蔵省や関係各省もこれに対して合意するということが必要になるでしょう。たとえ防衛庁の内部の業務見積もりみたいな計画であるといつても、そういうことにはなると思います。そういうようなことから、そのときでさぐあい等を見てやりますが、その場合、私が矢野書記長にお答えしたそういうことを踏まえてやるといふことになると思っています。あの文章の中には、私が今まで答えた答弁の内容が含まれておりますから、おわかりいただけると思います。

○二見委員 それから、総理、総理が四日の本委員会で、私がちよつと聞き間違いがあつたら申しわけないんだけれども、五九中業について、これは

は新自由クラブの小杉さんの質問だったと思ひますけれども、洋上撃破を中心とした思想で大いに練るよう防衛庁に指示していると述べて、海空重視の考え方を示しになりました。私は五九中業のできぐあいというのを見ておまして、防衛庁の推定では目標の六〇％に対し四三％と、かなり下回っております。しかし、個別の装備では、例えば対地支援戦闘機F1というのは一〇〇％。それに対して、シーレーン防衛の上で大きな役割を果たす自衛艦の全体の達成率は、四十九隻の目標のところ十九隻しかできていない。三八・八％。これは発注ベースだと思ひますがね。そういうばらつきがありますね。私は、総理が海空重視と言ったのはどういう意味なのかと実は考えているんですけれども、大綱の水準を達成するというのは、いわゆる別表、陸上自衛隊、いろいろ別表が書いてありますね、それを達成することだといふふうに理解しているのですが、海空重視といふことになりましたと、例えば別表の中では陸上自衛隊、こう決まっていますね。もう少し俗な言葉で言えば、陸上自衛隊に使おうと思つていた予算を削つて海と空の方に持っていくんだといふふうな意味で海空重視という考え方を述べたのならたのか、そういうお考えがあつてお述べになられたのか。それとも、別表、決まっていますね。それはそれでやるんだけれども、それ以外にプラスアルファで海空、要するに別表の枠外で、プラスアルファで海空を重視した予算づけというか施策をするのか、この点については総理の御指針はどちらなんですか。

○中曾根内閣総理大臣 私が指示したというのは、指示という言葉は必ずしも適当じゃありませんが、栗原長官から期すという話を持つてこれら私が承知したときに、五九中業をつくる際にはこういうことをよく配慮してほしい、そういうことを念のために彼に申し渡した、そういうことではあります。それから、防衛計画大綱には枠ができていますね、別表で。陸上十三個師団とか何とかとい

う。その枠は、それを表現していく枠として生きていく。その中身というのは、今申し上げたように質的に変えられる。例えばファントムからF15にかわる。新しい近代装備に持つていかなくや意味ないわけですから。そういう意味において質は転換していきける。そういう意味で枠はあつたままであるけれども、その中身について、経費あるいは質的増強という面について、両方にわたつて海空という問題、列島防衛についてはバランスから見てもつちに非常に重点を必要としておる、そう思ひますから、そういうことを配慮してほしい。つまり、今以上に予算がだんだんふえていくわけですから。その増加のパーティを見た場合に、陸も多少ふえるでしょう、海空も多少ふえるでしょう、そういう場合に、質とそれから量を見て海空といふものを頭に置いてやつてほしい、そういう意味であります。

○二見委員 そうすると、例えば航空自衛隊では主要な装備としてF15とかF4Jとありますね。F15を例えばF16にかえるとか、既に防衛大綱のとき予想した以上のものを、むしろ海空重視といふのは、それ以上のものを五九中業でやれ、より新しいものをといふことになつてますか、これは。そういう意味での重視になりますか。場合によるとこれは、大綱を守ると言ひながら、大綱は確かに質についても言及しているわけだから、質をどうにか変えることによつて実質的に、大綱の中身はありながら、別表はありながら、質を変えたいことによつて大綱それ自体を実質的に変えたいということも私は可能だと思つておるのです。その心配があるから申し上げるわけです。

○中曾根内閣総理大臣 それは同じ予算を使うにしても、性能のいい、そして防衛力、抑止力としてきき得るいいものを使わなきゃ国民に対して申しわけがない。古いものを機つてつたつてこれは経費のむだになる場面が多いわけですから、そういう意味においては質的変化といふものは当然受け入れてしかるべきである、そう考えておる。ただ、その場合にどの程度のお金がかかるかとい

う問題は別の次元としてかかつてくる。それは予算全体のバランスという問題もありますし、国民の気持ちという問題もありますし、国際関係から来る情勢に対応するという問題もあります。そういうようなものは政治の総合判断として、かつ総合安全保障という考えも十分取り入れてやるべきものであると思つております。

○二見委員 ちよつとお尋ねしますが、洋上撃破、海空重視という考え方が示されましたね。これは大変素朴な質問なんです。総理は、どこかの国が、仮想敵国が日本に上陸するといふことは万々ないだろう、日本のこれからの防衛を考えた場合に、上陸の可能性は薄くなつたので海と空で守るべきだといふふうに、防衛戦略といひますか、そういうふうに総理は防衛戦略そのものをお変えになつたのか、その点どうですか。

○中曾根内閣総理大臣 侵略を許さないといふことであつて、それはまず第一に、来る途中でそれを抑止する、その意図を挫折させる。もし万一不幸にして上がつた場合には、そこでまた挫折させる。何段階かの用意をしておかなければならぬと思つております。○二見委員 確かに、我が国はどこかの国が、仮想敵国が上陸をしてくれば、正直言つて大変なことですね。ですから、戦略的には海と空で水際作戦でやる以外にはないといふふうに、確かに私もそう思ひます。しかし、その背景には、逆に言えば、海と空を守る、総理がここですんざつばら議論されたシーレーン防衛、むしろ、どこかの国が日本に上陸するといふよりも、そこに想定してこれからいろんな作戦を考え予算をつけるよりも、むしろシーレーンを防衛する方が国益に合致するのじゃないか、上陸の可能性は薄いのだから、むしろシーレーンの方に力を入れた方がいいんじゃないかといふ御判断を持つてそういうふうなことを言われているのですか。

○中曾根内閣総理大臣 それは、シーレーンばかりを考へてやつているのじゃありません。私の場合は、要するに日本に寄せつけない、日本列島に

ついでには少なくとも上着陸という事は許さない。そんなものは途中でやつつけてしまふのが一番いい。あるいはそういうことを起こさせないのがある。孫子の兵法をもつてやつてゐるわけでありませう。

○二見委員 私、政治的価値として自由、民主主義というのはこの上ない価値だと思ひまして、この価値を、自由あるいは民主主義という、これはくつつけると自民になつてしまふのだけけれども、自由主義、民主主義というこの政治的価値は非常に大事なものでありませう。したがひまして、もしこれを侵すような勢力があるならば、外の勢力であれ内的勢力であれ、それと対決しなければならぬと思ひます。しかし、そういうナショナリズムが偏狭な形で出てきてしまつて、軍事大國への道を歩むことを非常に心配しております。私は、自由主義者であり民主主義者であると同時に、私自身は極端なくらいな平和主義者だと思つておりますので、そういうおそれがあることは――おそれがあれば、体を張つても抵抗するけれども、そうでなければ、できるだけ日本周辺の平和であつていただきたい。穏やかであるような外交政策をしなればならぬというふうに思つております。

それはそれといたしまして、要するに、五九中業があるいはその次かわかりませんけれども、総理は、先ほど私が大綱の見直しの話をしたらば、いや、今水準を達成することが大事なんだ、あくまでも水準の達成が大事なんだ、こう何度もおっしゃられました。そうすると、水準の達成が昭和六十五年になるのか、昭和六十八年になるのか、昭和七十年になるのか、それはこれからの政治情勢、いろいろな情勢があるから判断できませんけれども、達成された段階で、そしてこれも国際情勢が大体今と同じような枠組みの中にあると仮定すれば、大綱の見直しをする必要はないと思つてすけれども、水準が達成された時点で、大綱の基盤的防衛力というこの基本的な方針は守つていくのか。水準が達成されるまでは、うっかり見直しな

んといふことを言おうものなら世論の袋だたきに遭う、どんなことになるかわからぬ。一歩も超えるかもしれないといふので、軍事大國になるんじやないかと国民は恐れてゐる。防衛大綱の見直しまで言つた日には、もう国民は不安を抱くばかりだ。だから、とりあえず大綱だけは達成しよう。それが、水準が達成したならば見直しはやるんだ。平和研の提言しているような基盤的防衛力の概念と趣を異にするような新たな大綱をつくるんだ、つくるべきだといふ判断をされておりますか、どうでしょう。

○中曾根内閣総理大臣 ともかく、先ほど申し上げましたように、大綱の水準達成といふのはまだはるかなる道でありますから、それに今全力を尽くしてやつていきたいといふのであつて、じゃ、それが達成した場合の将来の問題についてはそのときに周到な用意をもつて考えようべきである、今からそのときの段階をどうするかすると言ふことは過早である、そう思つてゐます。

それから平和主義、民主主義といふことについては、私も二見さんに負けないくらい平和主義者であり自由主義者であり民主主義者であると思つております。しかし、仏様の前にも不動明王さんもおりますし、お寺に入れば山門もあつて仁王様もいますから、やはり長い人類の歴史を考へてみるとそういう抑止力といふものは必要じゃないかと思ひます。

○二見委員 私はなぜ大綱の見直しにこだわるかといふと、大綱ができたときにも、これは脅威に対処してないからといつてかなり制服組に不満があつたと聞いております。自民党の中にも、国防部の方からはかなり強い意見で大綱の見直し論が出てゐるやに聞いております。民主政治ですからどんな意見があつてもそれは構わないのだけれども、そういう議論が出てくる。また、総理は事あるごとに日本周辺の国際情勢が大きく変化した、ソ連の極東における軍事力が増強したと、それだけ聞いてゐるとびくつきするくらい、あしたにでもソ連が攻めてくるのではないかといふ感

じを受けるような表現をされるわけでありませう。そういう極東のソ連軍の軍事力が増強されたさういふことになれば、そういうふうな強調してゐるといふことは、私は防衛大綱の見直しはやむを得ないんだといふ世論操作といふか下地づくりをしてゐるんじゃないかと考へられませんか。しかし、今は水準の達成を念頭に置いてゐるからそれは言えないだけなんだ、うっかり今こゝで見直しは結構でございます、平和研の提言も全く否定できるわけじゃありません。言おうものならば大変なことになるから言わないだけじゃないかなといふ、私は大変な心暗鬼を持っていることだけはどうか心にとめておいていただきたいと思ひます。

重ねて私はお尋ねしますが、基盤的防衛力といふ現在の防衛大綱の基本方針、これはそれなりに評価できる方針だといふふうに思ひますけれども、総理はこの基盤的防衛力という大綱の基本理念、これはずっとこれまでも持つていくべきだといふ判断をされておりますか。それとも、いつの日か有事即応態勢に切りかへる、こちらの方にウェイトを置くべきだといふふうにお考えですか。

○中曾根内閣総理大臣 大綱の水準達成に全力をいたしておるといふ状況で、その基礎になつておる基盤的防衛力という考え方は維持して、これは前から申し上げてゐるとおりです。大綱の水準達成後の問題といふものはそのときの情勢で慎重に周到に考へるべき問題である、前から申し上げてゐるとおりです。

○二見委員 大蔵大臣、お尋ねいたします。その前に大蔵省にちよつとお尋ねしますが、今度の国会にいわゆる高率補助一律カット法案というのが提出されます。これはいわゆる日切れ法案であります。したがひまして、もしこれが年度内に成立しないといふことになりまふと、これはどういふことになりまふか、交付決定ができないといふことになりまふか、どういふことでしょうか。

率の引き下げにつきましての法律案でございますが、六十年度予算とまきしく重要な一体をなすものとしてお願いをされているわけでございませう。したがひまして、もし仮に六十年度予算がスタートになります四月一日までにこの法案の成立がございませんと、私もといたしましては、現に国会で法案を御審議いただいているわけでございませうので、この引き下げに係る補助金の交付決定は見合わせざるを得ない、こういうふうにお考へております。

○二見委員 大蔵大臣、私はこのいわゆる高率補助一律カット法案はどしからぬ法案はないと思つております。大蔵大臣は一月三十一日の田邊書記長の質問に對しまして、「今後の問題につきましては、昭和六十年度以降の補助率のあり方については、まさに国と地方の間の役割分担、費用負担の見直し等とともに、政府内部において検討を進め、今後一年以内に結論を得るものとする」という合意に達して、とりあえずは一年限りの法律を御審議いただくということになつたわけでありませう。この答弁をきいておられる。

いいですか、これは私は本末転倒だと思つてゐます。国と地方の役割分担、費用負担の見直し、まずこれがあつて、しかるべき後に出てくるのがこのいわゆる補助率カット法案だ。一番大事な根拠として、地方に負担だけを押し寄せさせる一律カット法案なんといふのは、これは私は本末転倒の法案だと思つてゐる。こんな法案は出し直してもらいたいと思つてゐる。しかも、これは一本でしよう。各省にまたがる法律を一本にまとめて出す、こんなばか法律がありますか。これは全部もう一度出し直してもらいたい。ばらばらに各省別に出し直してもらいたい。

○竹下内閣総理大臣 恐らくこの法案を提出いたしますと、まずは各ばらばらに出せ、あるいはその次は審議方法、そういう順序でいろいろ御質問があるだろうといふことを私も私も予測をしながらこの議論を詰めていったわけでありませう。法制

局とも随分議論を詰めました。が、やはり何としても今年度予算の、私どもの方から見れば、いわば財政そのものの中身であるという意味において、一括ということで合理性があるではないか、こういう考え方に立つたわけでありませう。その付託委員会とかいうのは私が言うべき問題ではございません。

したがって、これはそういう議論のあることは十分議論を尽くした上でお願いしているわけでございますから、出し直しすることなく、提出したものを整々と御審議いただければ幸いこれに過ぐるものはない、こういうふうに考えております。

○二見委員 私はこの法案を、もう一点けしからぬと思うのは、先ほど吉野主計局長が答弁されましたけれども、通らなければ日切れ法案で交付決定ができない。これは、いいですか、国会の審議権を事実上制約ですよ。こんな法律を地方は喜んでいない。出されてしまった以上はしようがないと思っている。それを交付決定しないぞと、地方自治体を入質にして国会をおどかしているようなものだ。こんなばかんなことがあります。これが、例えば税法でもいろいろな日切れ法案があります、関税とかいろいろある。これはずっと毎年議論を積み重ねてきている。だから、日切れ法案だといっても、過去の議論の積み重ねがあるから、日切れ法案でも理解できる。これは全く新しい、しかも、国と地方の財源の問題にかかわる。そうでしょう。制度の問題にかかわってくる。それを日切れ法案でもって処置しようなんて、こんなことは許されませんよ。こんなばかんなことがあります。国会を一体何と想っているのです。

○竹下国務大臣 今のような議論も含めて国会で議論をしていただければと、私はこういうふうにしておるところでございます。種々な議論を積み重ねました、それは一つ一つに対して反論もございませう、種々の議論を積み重ねた結論、やはりこの財政を主体とした法律であるだけに、一本化して一括法の中で御審議いただくことにおいて

も違法性はない、こういう結論を得るまでに時間を費やした上のごさいます。

○二見委員 時間がありませんので、この問題先に進みますが、要するに国会の審議権を制約している、このことだけは大臣は心にとめておいていただきたいのです。

と同時に、国と地方の役割分担、費用負担の見直し等とともに政府内部において検討を進め、今後一年以内に結論を出すということでこの法案が出たのです。ということになると、この結論が出なければ六十一年度以降は現行法に戻る、もとに戻りますよと解釈してよろしいですね。そのときになって、いや、結論が出ませんでしのでさらに一年延長してくれとか、三年延長してくれとか、あるいはこれを既定事実として一年間やって余り支障がなかったからこのとおりいつてくれとか、そんなことを言われたのは困る。どうですか。

○竹下国務大臣 この問題は、私はやはり二つの点から考えなければいかんじやないかな、一つは主として公共事業関係、一つは社会保障関係、こういう二面性があるのかな、こんな考え方で議論を詰めてみました。確かにそれぞれの二つの問題を以前に今日の財政事情等からするところの地方と国との費用負担のあり方という議論も詰めてみたわけでありませう。公共事業というところになりますと、これが事業費の増加にも結びつく、あるいは従来とも予算補助その他においてそのときどきの国と地方との財政力に応じて高い場合もあるし減す場合もありました。ただ、社会保障の問題につきましても昭和二十一年以来の議論をずっとフォローしてみますと、いろいろな経過を経ながらも今日の補助率というものが定着した形で今日まで来ておる。したがって、社会保障の問題についての議論もまた詰めてやってみました。

それで、結論から申しまして、暫定措置ということでやはり一年以内にも一遍昭和二十一年以来の議論もしてみようということになったから、暫定措置という形で法律をお願いするということになりました。したがって、暫定でございませうから、あくまでもこれは一年限りの措置でありますから、一年間の間に何らかの合理的な整合性のある結論というものを示さなければいかぬ、出さなかつたらどうするか、出すように努力するというのが第一義でありまして、やはりそのときの事情によって決定さるべきものであろう、結論が出なかつたらという仮定に答えるということとは必ずしも立派なことじやございませう、そのときどきの財政事情によってその費用負担のあり方を検討していく、基本的には一年間の中でそれぞれの問題に対する整合性のある結論を得なければならぬということであらうと私は思います。

○二見委員 政府は、今国会にも「中期的な財政事情の仮定計算例」というものを出されました。毎年出してくるわけですね。これを何で出してくるのかと私もいろいろ考えてみたのですが、その目的というのは、金が足りませんで赤字穴埋めの方法を考えてくださいということだと私は思うのです。昨年私は、大蔵大臣は各般の論議を見てと国会で答弁されているけれども、要するに国会にげたを預けるのかと申し上げましたところ、去年の三月十三日の本委員会ですが、大蔵大臣は私に「我々の方が何にも勉強しないで完全にげたを預けていくというわけのものではない」と言われたのです。そして、昨年六月二十六日の参議院の大蔵委員会では、政府は昭和六十五年赤字国債依存体質脱却への手順と方策を明らかにする、こういう決議がなされた。そのときに大蔵大臣は、いつまでも要調整額を示すだけでは済まない、このようにお述べになったと聞いております。

また、昨年十月十五日、世界経済研究協会主催の講演会で、六十年年度予算編成及び財政再建問題に触れまして大蔵大臣は「現在国民に対して増税か、歳出削減かどちらを選ぶか問いかけています。歳出削減か、いつまでも増税真ん中ではすまない。半歩先の手順を示す必要がある」と述べた。ところが、六十年年度予算では半歩先の手順なんというのは全然示されていない。強いて言えば、一

律カット法案だけだ。こんなものは半歩先の手順ではない。その場限りの方策だ。一体半歩先の手順というのはどういうものを大蔵大臣は用意されているのか、それを明示しただきたい。それを大蔵大臣にお願いしたい。

それから総理大臣に、これは最後でございませうのでお願いいたしますけれども、総理大臣は財政改革ということを言われております。総理の財政改革というのは、歳出面では、ことしも歳出面をかなり厳しくゼロに抑えられましたですね、歳出面では一般歳出を今後ともずっとゼロに、例えば六十二年とゼロに抑え、歳入面では税制の抜本的見直し、しかも多段階、網羅的、包括的、投網をかけるような税を取らないという意味での税制改革で行うというのか。一般歳出は六十年年度予算ゼロに抑えたことに対して、総理はその前に、ぬくもりが必要だなんておっしゃられて、多少一般歳出のアップをおわすような発言もあったわけですが、今後ともこうした方針をお続けになるのかどうか。歳入面では今申し上げたような税制改革で行おうとするのかどうか。しかも、要するに税制改正というのは要調整額、財政赤字を穴埋めするに足るだけの税制改革をやるのか、税制改革と要調整額、赤字穴埋めとは全く別であつて、税制改革の結果、依然として要調整額、財政赤字が残つても、それはそれでやむを得ないのだという立場で進まれるのか、この点を明確にしたいので、私の質問を終わりたいと思ひます。

○竹下国務大臣 まず、確かに今回の資料は昨年と同じものであります。ここで半歩進んだことになると、こう言われた場合、私も、言葉は必ずしも正確でないにいたしましても、随分苦心をいたしてみました。いわゆる参考資料として、御審議をいただく手がかりとして試算というものを出した。要調整額がある。その要調整額の中身をどのようにしてもう少しでも明らかにするか、こういう議論を詰めてみました。

お示ししたのは、結局、別途法律案で、これは

暫定措置とはいえ一括法というものがありません。そしてまた税調答申に基づいて税調の抜本的審議をいたします。こういう一つの方向があります。それからいま一つは、いわゆる電電株等の処理に関する方向が決まった。そういう方向がいろいろな議論の中に出てきたわけですが、それがまだ定性的なものとならず、ましてやそれを定量的なものとして中へ当てはめることは結論としてできなかった。したがって、昨年同様の手法による試算をして、その中身の議論の中でいさ少し詰めていかなければならないということでも私はいろいろ苦心をいたしました。このようなものを出したということでもあります。

○中曽根内閣総理大臣 財政改革の方途をお尋ねいただきましたが、まず臨調答申の線に沿って歳入構造の見直しを行う、そして「増税なき財政再建」あるいは六十五年赤字公債依存体質からの脱却、こういう大きな目標に向かって全精力を注いでいくことでもあります。

今回の予算でも、一兆円の国債を減らすとか、あるいは今お話しになりました電電株と専売公社の処分可能な株式を国債整理基金特別会計に入れるというようなこともその一環でもありますし、あるいはさらに民活ということを中心に考えて景気の浮揚というものも考えていくということもそうでございます。

しかし、税制改革というものは、増収とか財政再建のためにのみこれを行うものではない。前から申し上げているように、シャープ税制以来の税体系のゆがみ、ひずみを直して、国民の納得のいく、より満足する税体系にこの際改めていく課題を持った、そういうことを申し上げている次第でございます。

○天野委員長 これにて二見君の質疑は終了いたしました。

次に、大内啓伍君。

○大内委員 よろしくお願いたします。これまで鈴木内閣、中曽根内閣を通じて、昭和五十五年、五十七年度、五十九年度、三回

にわたりました赤字国債ゼロ方針というものを打ち出されてきました。そして、その三つのゼロ方針は全部失敗いたしました。私はこれまでも、政府の今までのようなやり方では失敗するであろう、この警告を發し、失敗いたしました。今中曽根内閣が掲げておられます六十五年赤字国債ゼロ方針というのは、政府としての不退転の目標なのか、それともまた失敗の可能性を持った単なる努力目標であるのか。達成の自信はありますか。

○中曽根内閣総理大臣 六十五年赤字国債依存体質からの脱却というのは、我々の一生懸命果たすべき努力目標であります。

○大内委員 それは後で具体的に論議したいと思っておりますが、総理は今度の施政方針演説の中でありますが、総理は今後の財政改革の重要な一歩を進め得たと考えております。こういうふうにおっしゃいました。それは恐らく一兆円の国債減額をやったとか、あるいは電電株式を国債整理基金、つまり国債償還財源に充当するとか、あるいはGNP比の国債発行率が幾らか下がってきたというようなことを踏まえてあるいはおっしゃられたのかも知れないのでありますが、私はこの認識はいかかと思っております。と申しますのは、全体的に今の日本の財政を見ますときに、むしろその財政構造は破局的とも言えるような悪化をしているのです。私は、このことをもし客観的な事実を踏まえて中曽根内閣が認識するの

でなければ、総理のおっしゃる行革も、あるいは財政再建も到底できるものではないとすら考えているのであります。

そこで、私は、具体的にどういうふうに財政が悪化しているかを簡単に申し上げたいと思うのです。本当は、これは具体的に説明する必要があるものであります。しかし、簡単に申し上げます。

赤字国債の動向を見て下さい。昭和五十六年から五十九年に至る四年間、実質的な赤字はずっと八割台であります。六十年、これは定率繰り入れの停止を含めまして、七兆五千九百二十七億円。そして五十九年度からは毎年一兆七百亿の赤字国債の減額をするはずでございましたが、五十九年度は御存じのとおり五千二百五十億、ことし六十年は七千二百五十億に終わりました。つまり六十五年赤字国債からの脱却方針というのは現実に崩れてきている、これが一つであります。

もう一つは、大蔵省当局が国会で実質的な赤字国債と言いました定率繰り入れの停止。これは五十七年以降、もう既に四十年も続いておりまして、その総額は何と六兆七百十三億にも達しています。その結果どういふ状況が起こってきたかというと、国債整理基金が枯渇寸前の状態にある、これは客観的な事実であります。

そして、予算のツケ回しによる見せかけの歳出抑制。これは、いろいろ言われてまいりました。毎年相当額に達していません。今申し上げました定率繰り入れの停止など、いわゆる実質的な赤字国債と合わせますと昭和六十年年度だけで、つまり単年度だけで三兆四千二百二十三億にも達しているのです。

四つ目には、その上、大蔵大臣がこれまで再三にわたって財政の節度を失うと厳しく戒めてきた赤字国債の借りが六十年からスタートいたしました。一兆八千八百三十八億、しかもその償還は当面は六十年後。まさに後世にツケを回す状態が起こってきています。

「増税なき財政再建」、これは鈴木総理が五十七年七月十八日に言ったのです。去年の七月十八日には、秋には風が吹くとおっしゃった。そちらの方は当たったのです。新税を導入しなければ何をやっても構わないんだという理由づけで、今やこの「増税なき財政再建」は完全に崩れていっているのです。つまり、昭和五十五年度以来毎年増税が続く。やらなかったのは五十八年の選挙のあった年だけ、あとは全部増税。この総額は幾らか御存

じでしよう。地方税と合わせて三兆七千億、これが「増税なき財政再建」の実態です。そして、昭和五十六年度から強引に行われました縮小均衡の財政運営によりましてどういふ現象が起こったのでしょうか。一つ、税収の伸び悩み、二つ、自然増収の著しい落ち込み、三つ、税収欠陥の発生、三割台の経済成長。財政再建の足を引張ることばかりが出てきたじゃありませんか。

中曽根内閣にとって一つ惜しむべきものがある。それは、それは財政政策です。私は国際関係は相当よくなっていると思うのです。日本の地位を向上させてきていると思うのです。私はそれなりに率直に評価します。しかし中曽根内閣にウィークポイントがあるとすれば、財政政策です。「増税なき財政再建」というのは今や「財政再建なき増税」といったようなものに変質しました。財政は、「改革の重要な一歩」どころか、明らかに悪化していると思うのですが、総理、いかがでしょうか。

○中曽根内閣総理大臣 財政状況は非常に厳しい状況にあると考えて、御指摘の点も当たらずといえども遠からずという点が私は率直に申し上げてあると思っております。それは、私が政権を担ったときからそういふ非常に厳しい状況にあるということは自覚しておりました。あの当時の予算委員会に提出した政府の仮定計算例等見まして、昭和六十二年から六十五年ぐらにかけてが一番苦しい状況で、国債償還の国債費がどれぐらいたってきかるとなると、たしか六十三、四年、五年ぐらから十五兆から十七兆ぐらに上がるという数字になっております。最近出した仮定計算例を見まして、ゼロ%でいった場合、三%でいった場合、幾つかの仮定計算例が出ておりますが、あの機械的な計算例を見まして、二兆六千億ぐら、要調整額から三兆九千億、うまうまいった場合でも三兆九千億ぐら、要調整額が六十五年には必要である、そういう仮定計算の数字が出ております。

しかも、国債償還の期日は近づいてきて、六十年からは何らかの措置をしなければならぬ。そういう情勢は私もよく承知して、しかし、あえて突っ込んでいかなければいかぬ日本の国家の現状である。そういう考えに立つて六十五年赤字公債依存体質脱却という旗をあえて掲げまして、その苦しい中でも最大限の努力をしている。旗をおろしてはならぬ。これを達成するという意味において全力を尽くして、国民の皆様方にもお訴えして努力していかねばならぬ。もしそういう旗を立てなかつたりおろした場合にどういうふうになるか、あるいは乱費されたりあるいはゆがんだりしていくかもしれない。そういう心配をいたしまして、苦しい、厳しい状況を知悉しながらあえてそういう目標を立てて、苦しい中でもともかくその目標を達成するために努力していく、そういうことのできたのであります。

その間におきます大蔵省あるいは我々がやっていたいろいろな措置につきましては、必ずしも御納得のいかない、あるいはやりくり措置と見られるものはないとは言えないと思えます。しかしこれは、日本の政治を前進させていく上において、地方団体との調整とかあるいはそのほかのいろいろな調整措置をしなければはきくしくして動かないという日本のそういう現在の、現段階における状況があるわけなのであります。その状況の中で最大限の努力をしてともかく一応の予算は編成し、今まで約束したことを曲がりなりにも大まかににおいて実現してきている、そういう努力をしているというところを御認識願えればありがたいと思っております。

○大内委員 私我先ほど申し上げたことは私の私見ではありません。つまりデータなんです。ですから、その客観的な事実というものを総理が厳しく踏まえなければ本当の意味での財政再建はできないであろうと思うからこそ申し上げているのです。そこが出発点になるのですよ。いろいろな意味でいい面もあるということもあるいはあるかもしれない、政府からいえば、しかし、財政その

ものの構造というものの最も重要な骨組みというのは、今私が申し上げた諸点なんです。そして、それはことごとく悪化の方向をたどっているというこの事実やはり認めていただかなければなりません。むしろ、財政再建の第一歩を切り開いてきているなんというその樂觀論からどうして財政再建ができません。というのは、私は中曽根内閣においても財政再建の一つのレールを敷いてもらいたいと思っているからこそ、野党であってもそう要望したいのです。

例えばツケ回しという問題も出ました。そして総額三兆四千二百二十三億にも達する、こう私は申し上げました。一つ一つは申し上げません。しかし、大蔵大臣、おかしいじゃないですか。昨年私は住宅・都市整備公団の補給金、これが本予算に未計上であるのは予算提出の瑕疵にも通ずる、こういう指摘をしたときに、大蔵大臣はこの問題については十分検討させていただきたい、正確な措置をとりたい。また同じように本予算に計上していない。これはどういうわけでしょう。

○竹下国務大臣 確かに大内さんから住宅・都市整備公団の補給金、これを当初予算に計上すべきでないかあるいはこれについて確実な措置を行うべきである、こういうことでございました。私はそれに対して、検討の上確実な措置を行う旨をお答えをいたしましたことも事実であります。で、この予算計上につきましては幾つかの方法が可能であります。これまでそのときどきの財政事情のもとで適切と考えられる方法をとってきております。六十年度においては、御指摘のように厳しい財政事情のもとで国民の居住水準向上のため住宅建設を促進する必要があるという理由から同公団への補給金を当初予算に見込み計上を行いませんでした。

それで、昨年末委員会で大内さんから御指摘をいただきました。それを契機として見直しを進めてきました。検討に当たりましては、近年公団の補給金等が累増していることもあって、補給金等の補給方法等基本的問題を含めて見直しを行うこと

といたしました。で、公団等の事業運営については、臨調審申においても経営の効率化、活性化が指摘されております。このため、今回の見直しに当たっても、補給金等の補給方法を現在のよう事業実績に基づき単純に補給するという方法から公団の企業努力を最大限に引き出すために最も適した方法とするという考え方で取り組みました。建設省、公団とはこうした方向で基本的な合意に達し、現在協議を進めておるところであります。補給金等の問題の解決が一歩前進し得たではないかというふうに考えておるところであります。

○大内委員 私はこの問題で深入りすることは避けられますけれども、この種の予算は十年間予算化されていることなんです。しかも、それは五十億、六十億の金ではなくて一千億を超える。恐らく六十年度は一千五百億を超えるであります。そういうものが初めてわかっていくのに、一つのシーリングという問題を盾にしてそれを補正で措置するやり方は私は適正なやり方ではないということです。これを改めて厳しく警告しておきたいと思うのです。つまり、そういうやり方がツケ回しだと言っているのです。

そこで、私はできるだけ本論に入りたいのでございしますが、ここに大蔵省が出しました「財政の中期展望」、仮定計算、この仮定計算等々詳細に検討しました。その結果、一つだけはっきりしてまいりましたのは、要調整額というものがクロージアップしてくる。これは本当は大蔵省から一つ一つの数字を言っていただけではないのですが、長くなりましてから私の方から申し上げますと、例えば三％一般歳出を増加させるという一つの前提に立った要調整額は、六十一年度が二兆六千三百億、六十五年度が三兆九千三百億、一般歳出五％増の場合は三兆二千八百億から六十五年度は何と七兆七千四百億に達する。この中期展望と仮定計算というのは、この要調整額をクロージアップさせることによりまして国民に増税の選択を理解させようという一つのやり方ではないのか。つま

り、形の上では歳出削減か増税かということ国民の選択にゆだねる、こういう格好をとっておりますが、歳出削減というのは限界に入ってきた、したがって、増税しか残っておりませんと言わなければなりません。なぜならば「増税なき財政再建」の第一段階でございまして六十五年の赤字国債の脱却につきましても、一般歳出の伸びを向こう五カ年でゼロにすればできる。しかしそのかわり一般歳出の国民所得に占める割合は六十年度が一三・一％、そうですね。六十五年度には九・六％に落ちる。つまり、公共サービスは低下する。もし国民の皆さんが低下させることを欲しないならば、政策費を確保するために増税が必要だ、こういう論法になっているのです。そうしか受け取りようがない。国民に増税を理解させるためにこの資料をお出しになったのですか、大蔵大臣。

○竹下国務大臣 今回提出しました中期展望の試算は、中期的に見ました我が国の財政事情の厳しさを示したものと見ておりますが、この試算はいずれも、さまざまな角度から検討いただくためのまことにたたき台となります基礎資料であつて、あらかじめ特別な政策的意図が込められているわけではございません。

それで、今の大内さんの議論を進めていきますならば、私どもが常に、負担するも国民、受益するもまた国民といった角度から御検討をいただきたいということを申し上げておきます。ぎりぎりサービスを削減するならば、やはりそれは増税の必要性を国民に示し、それを世論誘導の一助に使うではないか、こういう表現は少し拙劣でございしますが、そういう見方もあろうかと思えます。が、私は、やはりこの問題は、まさにそうした世論誘導をするとかあるいは政策的意図を持つておるといふことではなく、あくまでもたたき台という形の中で議論されていくべきだ。それから私として気になる資料を出すだけの努力をし、膨らみにすることに対して我々皆々と努力をしてまい

りましたが、客観的な事実の中に、御提案してあります法律とかあるいは将来の方針とかいうものがその中に定性的、定量的に描ける時期までまだ至らなかったという事は、これはおわびをしなければならぬことではないかな、こういうふうには私は思っております。

○大内委員 この「財政の中期展望」と仮定計算というのはそれがポイントですね。まさにこれは増税誘導資料ですよ。しかし、竹下大蔵大臣も今ちょっと半分ぐらい認めましたよね。財政については党主導と言っていますね。六十年度予算では党主導と藤尾政調会長がおっしゃっております。そして、その藤尾政調会長は再三にわたって、増税は避けられないと言っています。金丸幹事長になってもとおもしろいですね。「義務教育を受けた日本人なら、できっこないと思うのが常識だ」と言っております。これは驚きましたね。中曽根総理は義務教育以上の教育を受けておられる。何か我々国民がごまかされているような感じがする。こういう資料を政府、大蔵省当局が出してくる。中曽根内閣を支えている政調会長、幹事長が、増税は避けられないと公言してはばからない。これでどうして「増税なき財政再建」なんかなのでしよう。中曽根内閣は「増税なき財政再建」は放棄ですか。いかがでしょう。英国の議会制度というのは、質問者と答弁者がけんけんがくがくと討論していますよ。大いにやっております。頼みますよ。

○中曽根内閣総理大臣 「増税なき財政再建」は守つてまいるつもりであります。党の要人がいろいろ発言をいたしますが、それはすべて過程のあるプロセスにおける発言でありまして、最終的には、十二月に党は一致団結して収めんとするもので、ごらんになっていただきたいと思います。

○大内委員 どうでしょうかね、できるだけ率直なやりとりの方が国民はわかりやすい。総理は非常にレトリックがうまいですね。ですから、レトリックの議論ではなくて、やはり、多少レトリックが乱れてもいいですから、率直なものをやら

していただきたいと思ひます。

しかし、総理は「増税なき財政再建」は理念として守るとおっしゃっていましたね。その精神、考え方としては守りたいのだけれども、実際の財政運営では守れないこともある、それが正確な意味です。

○中曽根内閣総理大臣 「増税なき財政再建」の定義について臨調が言っていることは、私の記憶によりますれば、たしか、当面の財政再建に当たっては、国民所得に対する租税負担率を上げるような新たな租税上の措置をとることは基本的にはとらない、そういう文章になっていると思ひます。それで、それは当面の今の措置でありまして、臨調は中長期的な見通しもまた別に言っています。この場合には、租税プラス社会保障の負担率というものは、西欧の水準に比べてかなり低い水準に置くようにしておけ、それと、直間比率の見直し等も研究してよろしい、こういうようなことは中長期的の部分では言っておるのです。私は、後の部分についてはまだ触れてもいいないし、考えてもいい。前に申し上げた「増税なき財政再建」、そういう部分につきましては、大体その原則は守つてきています。それで、当面の問題とか、基本的にはやらないとか、あるいは新しい税目を設けないとかという事で、それじゃ何を意味しているかといえ、不公平税制の是正とかそのほかの若干の調整措置は認めている、そういう解釈で今までやってきたつもりであります。

○大内委員 私は、言葉と現実とは違つていふ思ひますね。さっき私が具体的に指摘したのはそのためです。租税負担率の上昇をもたらすような新たな税制上の措置はとらない、しかし租税負担率は上がつてきています。増税はこの五年間で三兆七千億に達している。これは事実ですよ。

そこで私は、この中期展望と仮定計算の根本的な欠陥というのは、これは大蔵省当局も今後のこのいうものをつくる上でよくお考えいただきたいのですが、一つは、要調整額というものを示しながら、その解消策については全く触れていない。

それから今臨調の問題が出ましたけれども、租税負担率の上昇をもたらすような税制上の措置はとらないというのを貫くための租税負担の六十五年度の目標値というものを全く出してない。もう一つは、歳出削減の具体策を出してない。これは、本当は何のための資料かわからないでしょう。こうした中期展望と仮定計算で国民はどういう選択ができたのですか。選択しろと言つたつて、この数字だけ見せられては無理です。私は、政府は要調整額の解消策、租税負担や国民負担の目標値、歳出削減の具体策、そういうものを盛り込んだ経済計画というものを国民の前に提示することが政府の責任だと思います。多くの政府はそれをやっていますよ。財政再建の青写真も示さないで、どうやって財政再建ができるのです。私は、もちろん数字というものは、今の変動の中で非常な変化が起こってくる、だからそれを余り固定視するような計画というものを申し上げていくのはありません。しかし、今公共投資を見たら、福祉を見たら、教育を見たら、防衛政策を見たら、計画の立たない政策というのはどこにありますが、それを締めくくる財政については、計画性がなくてどうして財政再建なんかなので、私は、そういう意味で、ローリングシステムによる中期経済計画と、そしてそれとの政策的整合性を持った中期財政計画というものを政府は明らかにする責任がある。少なくとも財政再建とか六十五年度赤字国債ゼロというものを實現したいのだと言ふ以上は出す責任がある、私はこれは堂々たる議論だと思ひます。総理、いかがでしょう。

○竹下内閣総理大臣 これも大内さんから毎年厳しく指摘される議論でございます。実際問題、かつての、今出しておりますのが八〇年代後半における経済社会の展望と指針でございますか、それを作業します以前に私も議論をして、例えば若干というよりも二百四十兆が百九十兆というように公共事業でも大幅な修正、こういうことになる。なかんずく五十六年、五十七年においてこの世界的同時不況というものから先行きの見通し等を立

てるといふのは大変に難しい問題になったところから、この中期経済計画いわゆる「展望と指針」においても、数字と言へば七、六、五、四、三、二、一、それだけが数字としてございませう。したがって、私どもも今日の状態の中で、いわゆるその経済の一部である財政ということを見ますときに、先行きをきちんと定めるといふことにはやっぱり問題がある。したがって、まず基本的考え方というものが御審議の土台にしよう。

その基本的考え方、要は六十五年までにはまず赤字財政依存体質からの脱却、そしてその後これに對して、まだ対GNP比と、これもまた数字があるわけではございせんが、いかにして公債残高を減していくか、一応二段階というものを示して、それに努力するにはこの歳入歳出面からやつていかなきゃならぬ。当面は、いやしくも「増税なき財政再建」というこの理念そのものを忘れた途端に歳出抑制圧力に對抗できなくなるといふことから、あくまでもこれは理念として貫いていこうということと今年までまいりまして、三年間、言つてみれば一般歳出を横ばいしないし、マイナスということを抑えてきた。そこで、もうこれ以上押つても一滴の水も出ないという感じも私も十二月の終わりにはいないでございませんでしたが、しかしこれを旗をおろしたらそれこそその瞬間に財政改革というものはつぶれてしまうといふことで今日までさらに心を引き締めてきておるわけでありまして、今の大内さんの議論というものは、私は定量的で定性的な財政計画をつくるという事は、経済全体というものが、なかんずく五十六年、五十七年の体験のように、流動的であるときに困難な問題であるといふ言わざるを得ない。

そこで、せめてたたき台、こういうことで要調整額を持ったものでもつてこのたたき台を御提示申し上げておる。そのたたき台も、要調整額の中にある種の少なくとも定性的な論理がかけられる段階になるのにもいまだ少しは時間がかかるんではないか、こういう感じがしておりますので、今の段

二六

階で歳出削減の計画、いわゆる社会保障からい
んな政策の長期計画を積み上げ、それを調整する
という段階でなく、一つ一つの政策そのものの、
いわば二十一世紀をにらんでの中期計画という
ものが今一つ一つ着心して対応しておるところで
あるという現状であって、財政全体の枠組みの中
でそれに一定の縛りをつけていくというのは、私
は今日の時点では困難な問題であるということ
を理解いただかざるを得ない。

○大内委員 私、竹下大蔵大臣の言質も相当調
べているつもりなのです。竹下大蔵大臣は昨年
蔵相留任後の記者会見でこう言っておられます
よ。つまり「サービスの低下（歳出削減）がある
いは負担（増税）か、それは国民の選択の問題だ
が、六十五年度赤字国債削減の目標に向けて具
体的な手順を示したという案を提示することが
第二次中曽根内閣の中で私の与えられた課題で
ある。」手順というのはまさに計画にありませ
んか。つまり、竹下大蔵大臣自身が財政計画策定
の必要性をこうやって認めておられるじやないで
すか。今は全然違ったことをおっしゃっている。
手順というのは何です、それじゃ。

○竹下国務大臣 いや、大内さんから、中期財政
計画を示すべきだ、それで私も精いっぱい努力
をしましょう、それが私の頭にずっと今日もなお
こびりついております。したがって、十一月でこ
ざいますか、引き続き大蔵大臣を務めることにな
って、まずそこからもう一度我が省挙げての知能
を絞って議論をしてみようということで、結果と
して要調整額の裏に描かれたものは何か、こうい
うことになりまして、私は今整理してみますと、
昨年度示したものと今年の実績の違いというもの
と、そしていま一つは、やっぱり電電株等の売却
の方針が決まったということ。ところが、方針は
決まりましたけれども、これこそまた何年である
ことが、どれぐらいがいつの年に利用できますとい
うことが、まさにこれこそ現状でかけるものではな
い。それから、税もいわゆる抜本的見直しという
方向が決まりました。しかし、これしはまだ、さ

ればどのような形になっていくかというものが示
されるものではない。そこでぎりぎりの決着とし
て、昨年同様の後年度負担推計に基づいてい
調整額つきのこの試算を含めたもので参考資料を
御提示するに至ったということでありまして。

○大内委員 ある時期とまた今とは同じ問題に
ついて見解、内容が全く違う。大蔵大臣の間はそ
れでいいかもしれないのですけれども、総理大臣
になるとそれはいかにいけません。私は、政府が国
民に対していろいろな意味での協力を求めようと
するならば、六十五年なら六十五年における一つ
の目標というものを指し示しながら、できるか
できないかわからないけれども、政府はその目標を
達成するための最善の努力を尽くします、国民の
皆さんも協力してもらいたい、そしてそこに至る
政策選択としては実はこういうものがあるのだ
よ、こういう方法が皆さんのために一番いいでし
ょうか、それを問いかけるのが政府の責任なのじ
やないでしょうか。私が財政計画をつくれと言
う意味も実はそういう見地に立って申し上げてい
るのです。

この中期展望を出しながら、仮定計算を出しな
がら主要経費別の内訳も出さない、出してけれ
ない。そして防衛費の後年度負担、これは二兆数千
億ある、歳出化がどうやって行われるかもちと
も言われなければ、明らかにしない。六十五年
の赤字国債のゼロという方針は出すけれども、そ
のときの租税負担率、国民負担率は一体どうなる
かも示さない、そして財政について皆さんの議論
をお願いしたい。無責任じゃありませんか、これ
じゃ。財政計画を出す検討をする約束してくだ
さい。

○竹下国務大臣 財政計画というものは、私はや
っぱり単年度主義の中で毎年毎年努力する積み上
げの中で示されるべきものでありまして、あらか
じめ定量的な実行計画という形でもってお示しす
ることは、私は現実問題として困難ではないか。
だから、毎年毎年の新たな方向とか措置とかを
御説明申し上げることによって議論を詰めていか

なければならぬ。ただ、ことしよりは来年の方が
また新たな措置、方向は出てくるでございまし
ょう。そういう本当に積み上げの中にできるもの
でありまして、あらかじめ定量的な実行計画とい
うのは、されば要調整額を埋めるためには幾らの
増税をいたします、これから税制の議論をしよう
というときに、増税が定量的に示されるものでも
ございませぬし、その点は私も、大内さんが
このような案で計算したものを作業してみろ、そ
ういう作業は幾らでも応じます、私どもの方か
ら、いわばこの国会の問答を通じた形のもので提
出することはできても、私どもの方から定量的な
実行計画というものを今出せと言われても、これ
はやはり毎年毎年の努力でいかなければいかぬ。
去年、出します、少しでも近いものを出しまし
て、ことし、背景にはいろいろな問題があつて
も、現実の資料としては出し得なかつたわけでご
ざいますから、約束をして来年までに出示しますと
言うだけの、私には定量的な実行計画を出す自信
はありません。

○大内委員 私はこれはおかしいと思つてますよ。
おかしという意味は、例えば租税負担率につ
いても国民負担率についても、結果として出てくる
数字じゃないかとおっしゃるなら、なぜそれじゃ
ことしは四・六％の実質成長になるのでしょうか。
なぜことしはGNPは三百四十四兆六千億になるの
でしよう。なぜその数字を出されるのでしょうか。
この数字は出せながらここの数字は出せないな
んという理由は成り立ちませんよ。これとて結果
として出てくるのじゃありませんか。

ここの数字は出すけれども、一番大事な国民
にとつての負担の数字は出せない、そして「増税
なき財政再建」をやる、こんなことで国民をだま
してどうしてこれ、審議できるのです。どうでし
ょう、これは。委員長どうでしょう、この数字を
出すように言ってください。租税負担率と国民負
担率の目標値は出すべきです。なぜならば――じ
や、もう一回、進んで言いましょ。――（発言する
者あり）ちょっと待ってください。

昨年の、いや一昨年にになりましたか、あの「展
望と方針」の中では、いろいろな政策、結論が出
ていますよ。しかし、ここではちゃんと国民負担
率も租税負担率も計算していますよ。そして、そ
ういう数字は表には出さない。そして、後から
官僚に聞けばそういう数字を我々にそとと教えて
くれる。そして、一番大事な六十五年のそうい
う目標、重大な数字については伏せておく。これ
でどうして財政論議ができるのです。委員長、出
すように命じてください。――それは大蔵大臣の
言うこと。大蔵大臣に今、政治的な問題として求
めている。

○竹下国務大臣 いわゆる全くの仮定の問題とし
て一般歳出五％、この問題は、数字でございま
すから後ほど政府委員からこれは説明をいたします
が、国民負担率の目標数値については、究極的
には政府部門と民間部門に資源をどう配分するか
という問題と裏腹をなすものでありますので、国
民が必要とする公共支出の水準に対応して定ま
てくるものであると考えられます。このようなあ
るべき公共支出の水準とそれを裏づける国民の負
担水準は、結局年々の予算編成で、予算過程にお
ける国民の選択を通じて明らかにされていくべき
ものでありますので、これについてあらかじめ固
定的に考えることはこれは難しいことであるとい
うふうに私は思います。

国民の負担率の水準の中期的な方向は、先ほど
も申し上げましたが、「一九八〇年代 経済社会の
展望と方針」それから臨調最終答申の趣旨を踏
まえて、私どもとしては、結局もとへ返った答弁
になります。いわゆる「財政改革を進めるに当
たつての基本的考え方」、そして今後高齢化社会
の進展等により現状よりは上昇することにならざ
るを得ないが、最終的にはヨーロッパ諸国の水準
よりははるかに低い水準にとどめたいということに
しておるわけでありまして。

昨年と同様、六十五年の租税負担率を仮定計
算例に基づいて計算することとさせていただきます
ならば、これは政府委員をして答弁させることは

できます。だから昨年と同様、六十五年度の租税負担率を仮定計算例に基づいて計算するかどうかという質問に答える形で政府委員から答弁をさせます。

○大内委員 私は、財政というのは非常に破局的な悪化の方向をたどっている、こういうことを冒頭に申し上げたのは、やはりこういう現状をお互いに立場の相違を超えて克服するために協力しなければならぬ、そして国民にもそのことをお願いしなければならぬというときに、政府が政策選択ができるような案を示さずして、つまり財政再建の青写真、計画というものを示さずしてどうして国民に協力を求めるようなことができませんか、そう申し上げているのです。

例えば国民負担率についても、ヨーロッパの諸国よりかなり低い水準と言いますけれども、どの水準かわからないじゃありませんか。それが六五%なのか五〇%なのか四五%なのか四〇%なのか、さっぱりわからないじゃありませんか。それを示す義務というのが政府にはある。その数字が狂うなら狂った段階で、その狂った合理的な理由を国民に説明する。それがわかりやすい、親切的な政治だと私は思う。出してください。

○竹下国務大臣 それは私も、今日の五十六年、五十七年というものの一つの反省がございます。これは、世界同時不況であつたかも知れぬ。そこで改めて五十九年、赤字公債依存体質からの脱却ということを決めて、そして第一目標年次を六十五年に置いて、そこで今までのような状態ではなく、国会の問答等を通じて要調整額も埋めていこう、あるいは将来の計画も問答を通じていこう、あるいは明らかにしていこう、こういう姿勢で臨んでおるわけでありまして。だからあらかじめそれを、いわば財政計画の形で示すということは、私は定量的な示し方というのは、これが狂ったときの責任、そういうものをあえて恐れる、責任を回避するために申し上げるわけじゃございませんが、そういう動く経済の中でそういう手法の方がいいのかということでありまして。

ただ言えることは、要調整額をすればすべてを増税でやった場合は、いわばどれぐらい租税負担率が増加するかとかいうような数字は私は出せませんけれども、しかしそれ以前に、現状の議論を積み重ねながらどういう形で要調整額を進めていくか。しかも歳出は、現状の施策、制度をそのままにいう前提でありますから、その一つ一つをどう変えていくかという多岐にわたるものを短時間で財政計画の中で締めくくってお示しするということは非常に難しい問題だということは私は御理解をいただきたいものだと思います。

○大内委員 私は政府が出したこの中期展望と仮定計算、これはまさに要調整額をクローズアップさせることによって国民を増税へ誘導する資料であると申し上げたんですよ。そしてさらに、さっきから申し上げているように、政府の「増税なき財政再建」とかあるいは六十五年赤字国債脱却という方針を結論として言われるならば、例えばそれと関連する租税負担率や国民負担率というものを盛り込んだ一つの計画というものを国民の前に示すことが政府の責任だ。それでなければ、こういう財政審議などというものは前に進まないし、国民の選択もできない。だから出せと申し上げているのです。この問題はどうしても上げてくれなすか。

○吉野政府委員 第一点の六十年年度の国民負担率、これはもう先生御承知のとおりであろうかと存じますが、租税負担それから社会保障負担合わせまして国民負担率が三六・〇%というふうに試算をいたしてございます。

それからお尋ねの第二点は、六十五年度における国民負担率についてのいわば目標値というようなのを示すことができないかという御趣旨のお尋ねかと存じますが、先ほど来大臣からも御答弁申し上げておりますとおり、税制改正の方向も決まっております。それから分母になります国民所得の六十五年度の数字がどういふことになるのか、これももちろんわからないわけではございません。したがって、具体的に六十五年度の目標

値としての数字をお示しすることは困難である、こういうふうに申し上げておるわけではございません。ただ、ある前提を置きまして仮定の数字を推定をしてそれを示してはどうかということになりますれば、いろいろな前提を置きまして推定値はお示しができるか、こういうふうに考えます。

○大内委員 五十年という先は不確定要素がたくさんあるのです。しかし、その中で、例えば租税負担率についてはそれを上昇するような措置はとらないということが増税なき財政期間における一つの政府に課せられた使命でしょう。したがって、政府としては、大体租税負担率についてはこのくらいの目標を持ち、国民の負担率についてはこのくらいの目標を持って政策運営をしていきたい、例えば税制調査会に対する諮問だってそういう姿勢を示すべきですよ。片一方で、こうした中期展望と仮定計算を国会が出されて、そしてその中身を吟味していけばそれは増税しかないという方向だけを出されて、国会が承認できますか。国会の我々はばかにされているようなものじゃありませんか、それじゃ。ですから、そうした中身を持った、もっと工夫をしたものを総理大臣及び大蔵大臣としては検討する、そのくらいの誠意は示すべきだと思いますが、これは政治問題です。でなければこれは難しいですよ。

○竹下国務大臣 あらかじめ申し上げておかなければならぬのは、去年も私は可能な限りの努力をしようと思う、ところが定量的なものはない、さらにこれを広げますと、結局また名目成長率を六ないし七の中間値をとって六・五%の名目成長率で、そしてそれをずっと伸ばしていける六十五年のGNPの数値が決まって、そして租税弾性値が伸びていって、こういう単純なものにならざるを得ない。そうするとその裏にあるものは何かというと、それが一つの方針であつて、電電株をどうするかとか税がどうなるかという問題の方針をこれからやろうということが決まった今日でございます。だからそれらのものをひっくり返して、大内さんが毎年主張なさることに対応して、

精いっぱい努力、検討は私は続けます。これは私に課せられた使命の一つだと思ひますが、なかなか定量的なものを出すということは困難な問題であるということも理解をいただきたいものだ。私は、引き続き努力をするということとは、これはかたくお誓いすべきものであらうというふうに考えます。

○大内委員 それでは、竹下大蔵大臣、自分の言質についてだけ責任を負ってもらいたいのですけれどもね。さっきから申し上げるように、六十五年赤字国債脱却の目標に向けて具体的な手順を示した案を提示することが私に与えられた課題だと言ったんですよ。これがそうなんですか。この中期展望の仮定計算が竹下大蔵大臣のお言葉の裏づけなんですか。そうじゃないでしょう。これは手順は示されてないでしょう。では、これはどういふふうに実行しますか。

○竹下国務大臣 それも含めまして結果として出した仮定計算、要調整額、そうしたものの昨年から何が進んだかと言え、いわば税の見直しをこれからやりますという方針と、そしていま一つは、電電株、専売株等を国債整理基金へ直入しますという方向が決まっただけで、その方向を数値としてそこに入れることはできなかったということとは、私は、これは素直におわびを申し上げるべきだ、こう思っております。

○大内委員 では、その手順はいつ出されますか。

○竹下国務大臣 これは毎年毎年の努力の中でどれだけのものが出ていくか、それをやはり私は御理解を得なければならぬ。これだけ叱咤激励を受けて何にもしないというわけにももちろんいきませんし、それから一生懸命で努力もいたしましたが、結果として定量的な数値のものが出し得なかつたわけでございますから、これからいかにその要調整額の部分が、あるいはどのような形で色塗りされていくかというのは、やはり毎年毎年努力の中でお示ししない。その努力は、これから、私が大蔵大臣であらうとなかろうとずっと続

○吉野政府委員　まず、社会保障移転支出でございますが、これは御案内のようにいわゆる社会保障関係費から施設費などを除いたもの、これと恩給関係費との合計、これに大体一致するものでござ

当然出すべきです。今二つしか出しませんでしたけれども、これで押し問答しておりますと審議が

○中曾根内閣総理大臣 去年の答弁の中で、いま

でも極めて慎重でありますと岡田さんにも申し上げた。そういう態度で臨んでいるということを付

期はどういうふうになるのでしょうか。と申しますのは、中間報告という形で政府税調の答申的なものを受けてやるのか、それとも三年に一回出される中間答申といふのか、基本的な最終答申といふのか、そういうものを受けてやるのか、その時期はどういうふうになるのでしょうか。

○中曾根内閣総理大臣 これは私は施政方針演説でも申し上げ、またこの答弁でも申し上げてきておりますが、そういうことを申し上げておいて受けておる、そういうことを申し上げておるのではありません。いつから始めるかということ、時間的にはつきりしたことを申し上げる準備はまだできておりません。いづれにせよ、予算が成立し、そして税制調査会の審議の内容とか、あるいは計画とか、そういうものをよく調べ、かつまた我が党の税調や、政調会関係の人々の意見も聞いて、その上でよく判断をしたい、そう考えておる次第でございます。

○大内委員 あるいは失礼になるかもしれないのですが、例えば中曾根総理の任期は、我々の知るところでは一応は六十一年の十一月ですね。そして、中曾根総理自身が戦後税制の見直しという意味から、税制の根本改正という問題を出しているわけですね。任期中にやはり答申を受けて、一つの方向を政府として出したいという意味になるのでしょうか。

○中曾根内閣総理大臣 国民の皆さんは減税を早くやれ、また、このでこばこやらひずみを直してくれ、そういう声はかなり強いと私は思っていますし、最近、私がこういうことを言い出しましてから、いろいろな反応を見ますと、早くやれという声が非常に強いように思います。したがって、国民の皆さんのお気持ちも考えてみると、条件が許せばできるだけ早くやった方がいい、そういうふうにご感じておられますが、いつからという時期を明示することは、まだちょっと差し控えていただきたいと思います。

○大内委員 本日はこの時期を明示していただくということが、大型間接税等々の予測をする意味

で重要なんです、それだけに、総理としてもなかなか言えないところなんではないでしょうか。

委員長にお願ひしておきますが、私は先ほどの議論を通じて、一つは仮定計算のもっと詳細な内訳というものを示すように、理事会で御検討いただきたい。いかがでしょうか。

○天野委員 それは検討するようにいたします。

○大内委員 大型間接税等の問題は、まだまだ議論したい面がございますが、時間が相当中断されてしまして経過しましたので、急ぎます。本日は経済、財政政策の転換という問題を本式に議論したかったのです。しかし、これは到底時間がありませんので、一つ二つだけお伺いしておきたいと思うのです。

一つは、減税の条件という問題なんです。今度は、総理も大蔵大臣も、六十年度予算においては減税の余地はない、こういうふうにおっしゃっている。しかし、この間じゅうの議論から見ても、減税をしなければならない状況というものには相当あると思うのです。例えば課税最低限の引き上げと消費者物価の上昇の割合を見ますと、減税は半分ですね。勤労者の給与の上昇と税金の上昇を比較してみますと、税金の方が倍です。経済の実質成長率と可処分所得の状況を見ますと、成長の方が三倍以上ですね。これは減税をしなければならぬ条件が現実存在していると思うのです。しかし、財政の状況からしてそういう余地はない、こうおっしゃられる以上、減税というのにはどういふ条件を整えなければならないのか、その辺、大蔵大臣のお考えをお聞かせください。

○竹下内閣総理大臣 減税といふものを行う条件というものは、財政事情あるいは経済情勢の動きの中で、時には可処分所得との対比だけでは考えられない、我慢してもらわなければならない場合もあるでございます。一般論として申し上げますならば、減税のできる環境というのは、国民に対する普遍的サービスというものが既に税収の中で可能な状態にあった場合ということが、一面

的な見方ではなからうかと思ひます。

○大内委員 河本内閣総理大臣はこう言っているのですね。「直接税の大減税とともに、これと同程度の規模の間接税の増税が当然考えられる」、河本大臣はそうおっしゃっていますが、いかがですか。

○河本(敏)内閣総理大臣 私は最近になりました、税に対する考え方は、政府それから与党である自由民主党とも、昨年と比較しますと根本的に変わってきた、このように思ひます。一つは、昨年の十二月に政府と党の税調から、現在の税制は技術的に見直せという趣旨の答申が出ておりますし、総理も、三十五年ぶりに画期的な税制改革をやりたい、こういうことを言っておられます。その内容については断片的に言っておられますけれども、例えば所得税と法人税の減税を考へる。大型間接税については、先ほど来の御議論のとおりのこと言っておられます。

ですから、私は、そういう機運が出てきたわけですから、この際やはり減税と増税、抜本的な改革を、先ほどまでできるだけ早くやりたい、こういうお話がございましたが、そういう形で言うことが望ましいのではないかと、やり方いかに財政と経済に非常に大きな力を出すことができるであろう、こう思ひますので、そういう内容の税制の抜本改正が一刻も早くスタートすることを期待しております。

○大内委員 金子経企庁長官は、直間比率を七対三から六対四に、五対五、さらには逆転と直していかないといけない、こうおっしゃっていますね。事実ですか。

○金子内閣総理大臣 戦後、直接税に比重がかなり過ぎまして、戦前と全く逆の直接税七、間接税三のような状況になりましたけれども、現実問題として、特に所得税の累進の度合いがきつうございまして、やがて所得税減税を中心にして、その負担分は間接税に切りかえるという方向で検討すべきだと考えております。それは、いきなり戦前の七対三というわけにはいきませんから、せ

めて六、四か五、五というところから順次改善を進めていったらどうかと考えている次第です。

○大内委員 それは大増税ですね。そうですね。

○金子内閣総理大臣 それは、一遍にそうできるわけじゃないですね、だんだんと経済が成長する段階においてそういうことを考へるべきで、今すぐそれができるなどということは毛頭考へておりません。ただ、気持ちとしては、所得税を減税して、その分は間接税にウェイトをかけていく、これは真剣に考へなければいかぬ問題だと思ひます。

○大内委員 今お聞きのとおりでございますが、竹下大蔵大臣あるいは総理としては、減税は必要だと思ひつておられるのでしょうか。そして、その減税といふものは、増税と抱き合わせが必要だと思ひつておられるのでしょうか。

○竹下内閣総理大臣 税調で、これから税制全般の見直しの中で我が国の所得税制をどうするかということ議論していただく前に、いさかでも予見を与えるようなことを、いわば税の担当でありますから申し上げるわけにはまいりません。が、私の表現の限界を申し上げますと、所得減税を要求されておる気持ちというものは私も十分理解できますが、今の財政状態の中で、後代の負担となる赤字公債の増発によって賄われるものであつてはならないといふところまでが私の答弁の限界ではなからうか。あとは、今問答があつておりましたような、所得税制をどうするかという観点から、結果として、検討課題として税調で取り上げていただく問題であらうというふうに考へております。

○大内委員 そうしますと、政府としては減税と増税は必ずしも引きかえのものではない。これは総理大臣ですね。これは非常に重要なところなんです。

○中曾根内閣総理大臣 私は、所得税や法人税の減税はやりたいと思ひつております。これは、国民の皆さんも大いに感じているし、私がシャブ税

○中曾根内閣総理大臣 これは仮定の条件つきの責任でしょう、こう聞いているわけです。

P自身が物すごく動きましよう。あるときは一

「防衛計画の大綱」をますますくりまして、大綱が
 出発してから一週間たって、これは何とか少し当
 面の歯とめをつくる必要がある、毎年毎年のこと
 として歯とめを研究しよう、そういうことでああ

えられました。一方の方針を變更する事態が生じたときは、その時点で対応措置を検討したい、手続としては閣議のほかに国防会議での討議が必要であり、節度ある防衛力のあり方を十分考えた

い、もちろん、この答弁は生きているわけですね。

○中曽根内閣総理大臣 生きております。

○大内委員 節度ある防衛力というのはどういう条件を満たすことなのでしょう。

もう一つ、軍事大国にはならない、この歯どめをどこに置かれようとしているんでしょう。国民の関心事はここです。

○中曽根内閣総理大臣 これは冒頭に大内さんが申されましたように、我が国には憲法以下で基本的に歯どめが厳重にかかっていると思うのです。専守防衛、非核三原則あるいは近隣に脅威を与えない軍事大国にならない等々、節度がある防衛力であるとか必要最小限のものにとどめる、ちゃんとした文民統制も含めてある程度歯どめがかかっていると思うのです。その範囲内において執行計画を実行する、防衛の実務を実行する、そういう意味における各年度年度の今度は歯どめを自制的に政府自身がつくってみようというので、ああいう一歩というものが来た。これは政府の自制的意味で、それが節度のある防衛のあり方というものを政府みずから設定して国民に御理解をいただきたい、そういう形になっておる。その姿勢は、やはり今後とも姿勢としては続けていくのが正しい。文民統制以下、政府が持つておる自制力によるあり得べき節度のあるあり方をお示しする、これも大事だろうと思うのです。

そういう考えに立ちまして、もしそういう必要性が出てきた場合には、各党の御意見や国民の御意見もよく踏まえて、慎重に検討していきたいと思ひます。

○大内委員 軍事大国にならない歯どめというのはどういうことですか。もう一回。

○中曽根内閣総理大臣 これは我々の防衛の一つの方針にありますように、限定、小規模の侵略が日本列島について行われた場合にそれで独力で対処する、そういうような基本方針に対応できる一つの防衛力を考える、しかし、それをつくる場合においてもほかの予算のバランスとの関係も十分

考える、こういうことであると思ひます。

○大内委員 私は、政府が防衛力整備を国民の理解のもとに進めようというためには、やはりしっかりした歯どめというものをいつでも国民に提示する、この責任があると思ひますので、私が先ほど申し上げたような問題を含めて今後真剣に御検討をいただきたいと思うのです。

あと二、三分しか残っておりませんが、一つだけ。

これは総理の発言にかかわることでもありますが、のぞいて伺っておきたい問題は、衛星の平和目的利用という問題などでございますが、この間発表されました、つまり二月六日に発表されました「国会決議の『平和の目的』と自衛隊による衛星利用についての政府見解」ということによりまして、もう一つ、平和目的に沿ったものである、しかし仮にそれが軍事目的のものである、一つ、直接、殺傷力、破壊力として利用するものでない場合、二つ、その衛星自体が一般に利用されていたり、その衛星自身が仮に軍事衛星で一般には利用されていなくても、同種の衛星というものが一般的に利用されている場合は、その利用は平和の目的の範疇に入る、つまり、軍事的な利用の面でもケース・バイ・ケースである。これがこの間の見解であったと思ひます。

私は、これからハイテク時代の防衛になりますので、そういうことを踏まえて、当面の糊塗策だけの答弁に終始してはならないと思ひます。そうしますと、これまで総理及び関係の閣僚の皆さんが答弁されてきた平和の目的に限るとは非軍事的なものに限るというこの答弁は、不正確です。これは、防衛庁長官や科学技術庁長官が答弁をされたとして、それを総理が後からオーソライズするような形で答弁されているのです。したがって、今度の見解でいきいたのでひとつ理解を頼むという以上は、前の平和的な目的に限るとは非軍事的なものに限る、この見解、答弁というものは修正される必要がありますね。これは総理のお答

えにかかわるものだけに、総理自身が訂正される必要があるんじゃないでしょうか。このことをもって私の質問を終わります。

○中曽根内閣総理大臣 これには一つの系譜、歴史がありまして、原子力基本法をつくりましたときに、前にも申し上げましたが、私は提案者の一人として説明を申し上げ、委員の質問に答えた。そのときに、日本でも原子力推進の潜水艦はつく

れるときがある、それは原子力推進というものが商船あるいは輸送船等において一般化した場合に、そのときには防衛力の持つておる潜水艦といえどもこれは使える、それは軍事的ではない、そういう解釈をそのときに確立させておいて、自來政府は答弁してきた。

つまりそれは汎用性の理論と言われております。一般にこれを使うような段階になった場合には防衛庁や自衛隊が使つてはならないということにはならない、それは軍事性を超越した一般性を持つてきているからである、そういう解釈によるものです。

そこで、衛星につきましても、今やインテルサットとかそのほかのものが随分出てまいりました。毎晩NHKやテレビで国民はその利益を享受しておるわけでありまして、これだけもう一般性が出てくれば、今の原子力推進の問題と同じように、これは軍事目的というものを離れて、そして一般的な利用の範囲内に入つてきています。したがって、防衛庁や自衛隊といえども一般的利用の範疇の中のものとして我々はこれを利用できる、そういうふうな考えまして、衛星の場合もそういう解釈をしたわけでございます。

大内委員のお考えは、そういう物に即した解釈よりもむしろ目的に即した解釈に持つていけという御議論のように思ひます。確かに自衛隊法によれば、日本の平和と独立を守り、書いてあるもので、平和を守るということは明記してあります。そういう意味において自衛隊が行うことは平和目的ということも自衛隊法上からは書いてある、目的として確立されております。そういう点を御指

摘になったかもしれないが、御指摘のところはよくこれからもひとつ検討してまいりたいと思ひます。

○大内委員 以上の問題は集中審議でやらしていただきます。

以上で終わります。

○天野委員長 これにて大内君の質疑は終了いたしました。

次に、佐藤鶴樹君。

〔委員長退席、大西委員長代理着席〕

○佐藤（鶴）委員 今私は、日本経済というのは三重苦を持つていらっしゃるんじゃないかと思ひます。一つは何かと申しても財政の問題であります。もう一つは個人消費と申しましうか、家計が大変苦しいという問題。そして三つ目は、確かに国際収支は大変いいわけでありまして、資本収支がこんなにマイナスでないだろうか、これは将来にわたつても、雇用の問題からいろいろ問題が私は出てくるんじゃないだろうかということをおもひます。この三重苦、一つずついろいろな格好で質問していかねばいかぬわけでありまして、時間の関係もありますので、ひとつ財政の問題、税制の改革の問題についてお伺いをしたいと思ひます。

これまで何人かの方から財政問題、税制改革の問題について御質問があったわけでございますが、どうもいま一つはつきりしない。新聞の世論も、何かこれから新しい時代にいろいろな意味で入っていくんじゃないかというところは薄々感じてはいるけれども、どうも国民の皆さん方がしっくり腹の中にそれが落ちてくることにならない。というの、どうも論議が余り先の方に止つちやつて、せっかく中曽根総理が公平、公正という言葉をお使いになつていらっしゃるけれども、その中身について、だからなぜその次の税制にいかねばいかぬのかということについて余り深く論議がされてないからではないかという感じが言われてはいます。そこで、今まで総理が言われてまいりました発

言の具体的な税制改革にわたる部分について、ちよつとおさらいをさせていただきたいと思うのでございます。

一つは、順不同でございますけれども、これらの税制の包括的な見直しの中で、所得税の減税それから法人税の減税、これをひとつ検討していきたいということが一つであります。

とりわけ二つ目として、所得税の減税の中では、一つ、最高税率七〇％というのは余りにも高過ぎるのではないだろうか。中堅層、総理は年収二百萬から六百萬と言われているが、そういった方々の累進のカーブというのは少しきつ過ぎるのではないだろうか。こういう手直しをぜひしていきたい。それは一〇・五から七〇％という、今十五段階の所得税の刻みをもう少し緩やかと申しましようか、十五段階の段階を少なくしていきたいということも総理が言われているわけであります。

それから三番目は、その減税の財源として、赤字国債によるんじゃないんだ、これはいわばでこぼこを直すという意味においての増税でやっていきたいということが三番目。

それから四番目としまして直接税、間接税の比率、これを直していきたいということも言われているわけであります。

それから五番目として、その間接税のあり方として投網発言、このごろ新しい言葉になってきたけれども、投網をかけるような多段階的、包括的、網羅的、普遍的な消費税を導入をしない。これはどうも、きょうも岡田委員の方からお話でございましてけれども、竹下大蔵大臣というのは大変言葉をつくるのがうまいようでございましてけれども、この多段階的、包括的、網羅的、普遍的というの、要するに、辞書を引いてみると、この意味というのは例外なく課税するということなんだ。ここから類推をしますと、私の類推ですと、それから今までの総理のお話を聞いてみると、取引高税は入れない、それからいわゆる一般消費税（仮称）は入れない、ということになります。

すると、どうも私の見るところ、E.C.型で、免税点があつて、課税しないものの範囲が結構あつて、こういうものは総理の言う多段階的、包括的、網羅的、普遍的なものではないのではないか。どうもそういうことを考えていらつしやるのではないだろうか。あるいは中小企業の方を除外とか日用品とか食料品を除くとか、こういったことをやれば、総理の頭の中では、今四つの形容詞をつけたようなE.C.型の付加価値税という範疇に入らないのだという感じがどうも私は受け取っているのです。

いろいろな角度から物を申し上げましたけれども、どうも今までの総理の言われた税制改革の具体的にあつてくる面というのは、この五つじゃないか。今、理念の話ですね、公正、公平、そして国民の選択、あるいは簡素という理念の話はもちろんなるわけではございますが、具体的な税制という制度というものをあらわしてくるものは、どうもこの今日までのことを整理してみますとこの五つであるようでございますが、それでよろしいですか。

○中曽根内閣総理大臣 佐藤さんの非常に明晰な整理力に敬意を表しますが、私は積極的にこういうもの、だというポジティブな表現は言わないわけですね。こういうものでないかということも言っています。自由は御議論願ひたい、税制調査会の皆さんが自由に自分で発掘して組み合わせ、そして自由な議論をやつてもらいたい、そう思うから申し上げておるわけで、我々の方はニエット、ニエットと言ふ方である、つくる方は税制調査会といういろいろなものをアイデアを持ってきたらいい、そういう立場を持っておるわけではございません。

○佐藤（銀）委員 税制調査会に逃げられるわけですが、税制調査会といつても学者の方々が税理論の勉強をなさるわけではございません、具体的な政治の中に生かすわけではございませんから、税制調査会は税制調査会のお立場があるけれども、その最高のいわば審議機関というのはこの国会、この場だ

私は思うのであります。ですから、総理が一応ニエット、ニエットで否定をされた部分を除いてひとつ審議をしていただくというのが、税制調査会の総理の諮問機関としてのあり方だと私は思うんです。私はそうお逃げになることはないと思うんです。今申しましたことは今まで総理がこゝで答弁したことを一応網羅してみただけの話でありまして、総理自身の口から出ている話なんでありまして、そうお逃げになる必要はないんだと思うんです。税制調査会の方で、税制調査会は税制調査会の角度としていろいろな形で審議をなさることは、私はこれは当然だと思ひますし、そのことは重要だと思ひます。

そこで、もう一つ国民の前ではつきりしないのは、それでは総理はいろいろな形で、竹下大蔵大臣の表現をかりれば税制上のこぼこをなくするといふは公平、公正、簡素、国民の選択という観点に立つて税制改革を進めていきたい、シャープな勧告以来のいろいろなひずみというものを直していきたい、これは私は後から申し上げますけれども、本当にそれなら非常にいいことだと私自身思っているわけであります。

そこで、一つだけ最初にお伺ひしておきたいのは、国民の皆さん方が、それではそういう税制改革をやつた後一体国民負担がふえるのか減るのか、今の財政事情からいって減るのか減るのか、今思うのです。少なくも国民負担は今と一緒なのかふえるのか、これがどちらかというのはどうもわからない。この点はいかがなんでしょうか。

○中曽根内閣総理大臣 税制調査会でどういふ御案を持ってくるか、それを我々は見守つておるところでございますが、私個人が頭の中で描いてい

ることは、スタートのときはとんだらう、そういう感じがですね。これも厳密に正確にそうという意味じゃないんです。大体の見当としてはその辺がいいんではないかというふうに感じております。

○佐藤（銀）委員 スタートのときはとんだらうというのは、後になれば上がるかもしれない、ただ

しそれは中曽根内閣じゃないかもしれませんが、先の内閣かもしれないが、まあそう受け取つておきます。

それで、この議論というのは、今総理に初めにそのことを御確認いただいたのは、初めに増税ありきとかそういうことで出発をしてはいけないと私は思うのであります。私も十五年間大蔵委員会にいます、税の問題をずっとやってきた、税の問題をやつてきたというのは、結局は考えてみれば不公平税制じゃないかということで、税制の公平ということをやつとやつてきたわけであります。ですから、総理が公平、公正、簡素、国民の選択という言葉を言われるということは、これは非常に私は重要なことだと思つてゐるわけであり

ます。

ただ、今だによくわからないのは、簡素というのはこの前御説明がありましたように、そうそうしち面倒くさいやうな方で申告ができるようにしていこうじゃないかという意味におきましては、それは非常にわかります。ただ一面では、余りこれを簡素にしますと、別の不公平が出てくることがあるものですから、そのことは留意していかなければいけません。しかしそれでもやはり制度としてなるべく簡素の方がいいだろうということとはわかります。

それで公平と公正につきましては、公正の方がむしろ広い概念で、それを税に当てはめればもう少し公平という方が税の言葉としてはマッチしているんじゃないかという総理の御答弁もござい

ましたが、私もそれはそうだと思つておるのであります。

そこで、一体総理の言つていらつしやる公平というのはどういうのを公平というふうに言われていらつしやるんだらうか。もう少し逆の問いかけをすれば、それは今の税制というのはやはり不公平なところがあるんじゃないか。ですから、シャープ勧告以来のひずみ、それはシャープ勧告自体は、あのときの二十四年、二十五年は、私はそれはそれなりに立派な答申だと思つてゐるわけであり

す。ただその後経済のいろいろな情勢が変わってまいりましたし、あるいは租税特別措置というようないろいろな問題が入ってきたり、やれ直間比率でも一時は間接税の方が大変高かったわけでありました。これは片方では直接税の方を減税しましたというようにあるわけ、それはそれでいいのでありまして、そこまではいいのですが、新しい時代を迎えようとしていくときに、総理の言われておりますこの一番基本になる公平という言葉ですね、これは非常に重要な要素だと私は思うのであります。その意味で、私は総理がこのことを指摘をされることについて大変賛意を表するわけですが、総理の言われるその公平の逆言葉の不公平、今の日本の税制の中でどういふところが不公平になっているんだろうかというところの反対語として、総理の頭の中で公平ということが出てこれているのか、そのことをちょっとお伺いしたいのです。

○中曽根内閣総理大臣 これは税を納めていらっしゃる国民の皆様方あるいは法人——法人にもいろいろの種類のものがあります。そういうものの中においてバランスがとれている、そういうことで一言言えるだろうと思うのです。

○佐藤(健)委員 総理に余り細かいことを私も聞きたくはないのですが、その場合、例えば具体的にトーゴーサンというのが言われておりますね。しかし大蔵省は公式にはこれはないんだということとを言われていたわけですが、総理は少なくとも公平という限りはその相対する語の不公平が存在しているという観念がなければ、いわば四つの言葉というの、理念は出てこないわけで、そうなるべくと、やはりトーゴーサン、クロヨンと言われるように、業種によってやはり不公平は存在しているんじゃないだろうかという、やわらかく言えば感じですね、感じは総理はお持ちなんですか。

○中曽根内閣総理大臣 トーゴーサンというようなことを私は直接申し上げませんが、所得税にいたしましてやはり税の重圧感がかかっている層

というのはいくつかありまして、不平を言っているのを我々も耳にいたします。そういうようなものをよく調べて、そしてその不当な重圧感がなくなるように努力するということがいいことではないかと思ひます。

○佐藤(健)委員 税をやっている一番難しいのは、自分だけが不公平じゃないか、ほかの人はうまくやっているんじゃないか、もう少しこれを公平にやってみよう、こう言うわけですね。公平にやろうとすることによって自分が重くなるかもしれないのです。そうすると文句を言うというものが、実は税を扱っているときの非常な難しさなんです。そこで大蔵大臣——大蔵大臣も三年余やられていて大変御専門家ですが、どうでしょう、総理が公平と言われている言葉の中には、今総理は巧みに逃れられていらっしゃるけれども、やはり何となく日本の税制というのは不公平じゃないかという観念があるから公平という言葉、公正という言葉が出てくるわけだと思ふのですが、実際にやっていますしやる大蔵大臣として、日本の税制というのはやはり不公平なところがある、率直に言うてどうお感じになつていらっしゃるのですか。

○竹下(昭)大臣 確かに公平、公正、簡素、選択、簡素が一番簡素にわかる。それから選択というの、よくわかりませんが、公平という言葉が使われるのは、これは総理の頭の中を推測するという意味じゃございませんが、一般論として、公平というのは水平的公平と垂直的公平とある。要するに、等しい能力を持つ人々の間で税負担は異なるべきでない、また、能力の高い人は能力の低い人よりも重い税負担を負うべきであるというのが水平的、垂直的税制の上の公平。いつも大蔵大臣として、また大蔵省として答えますのは、トーゴーサンとかいわれる不公平税制とかいふものがあるとは、私どもの立場では断定できません。しかし、観念的にそういうものが存在してあるということはわかります。そこでもう一つの面からいうと、やはりいわゆる能力に応じた公平と受益に

応じた公平といふことが、応能と応益の不公平感というのがあるように思ふてきていただけないかな。具体的に言ひましても、先ほど来御議論のありました所得再分配機能の中の内々の中堅所得者の問題とか、あるいは所得の捕捉の面であるいはトーゴーサンという言葉もその中に入るかもしれない。トーゴーサンという問題でありますとか、あるいは赤字法人はどうだとか、あるいはまた租税特別措置の問題であるとか、あるいは非課税貯蓄の議論もございましょう。そういう意味におけるひずみというものは確かに出ておるから公平という言葉が出て、佐藤さんを初めみんながそのことはいふことだ、こういうことになるのではないかな。少し長くなりましたが。

○佐藤(健)委員 総理、大体大蔵大臣が言っている内容がらういふことは総理も、そんなこととあるものだから公正、公平という言葉が出てくるのだ。余りよく細かいことは総理はそう知らなくないのだと思ふのです。だけれども、感じとして大蔵大臣が今言われたようなことは何となく、何となくという言い方はおかしいが、あるの、やはり次の税制改革というものはそこをポイントにしていくなさう、こういうふうにとつてよろしいですか。

○中曽根内閣総理大臣 応能負担とか応益負担という言葉がありますが、そういう点も十分考慮されるべきでありますし、例えば所得税にすれば、刻み方の関係においてもこれはもう少し検討する必要があるのではないかと、そういう気もいたします。

○佐藤(健)委員 なぜ私がそう言うかといふと、次の改革、これはいわば税の永遠の改革のテーマみたいなものでして、ここになかなかいい言葉があるのですが、人間の知恵が発達したといつてもいいまだに公平な課税方法を考え出してない、これはだれが言っているかという、あれは何代目になりますか、初の西部出身のアメリカー大統領になりましたアンドルー・ジャクソンなんです。一八四五年に亡くなった大統領が言っている

る言葉なので、税の公平感というのは非常にいわば永遠の課題なわけでありまして。そういう意味では、税全体を見直す、先ほど私が言いましたように、大蔵委員会十五年税の問題をやったのは、いわば公平とは何かを追求してきたに尽きるわけでありまして、竹下大蔵大臣からお話があったようなことをずっとやってきたけれども、確かにきょうの総理の御答弁のように、租税特別措置も随分、我々が言いますと二年か三年ぐらいたつと大蔵大蔵省も入れてくれるようになった。確かに高度成長以降大分減りましたけれども、まだまだあるんじゃないだろうか。

例えば、過日稲葉委員からお話があった退職給与引当金も、当時私が入ったころは、たしか六割くらいまで認めていたと思うのですが、今は四割になつてきた。何も少なければいいというものではないと思うのです。退職金でありますから。しかし、ただ事実上経理操作のためにだけ使われて、その分が税に上がつてこないというやり方は、私はこれはおかしいんじゃないかということ、私に言つてきて、今日まで四割まで来たわけでありましたが、まだまだ私は、例えば規模別にもう少し変えてもいいんじゃないか、中小零細の方は例えば一〇〇%積んでもいいんじゃないか、あるいは過日稲葉委員からお話があったように、外部積み立てを本当にしている人なら、これは税で、勤業者のものでありますから税で見てもいいんじゃないか、こう思っているわけでありまして、そういう意味で一度私は、せつかく総理が戦後政治の総決算というのを言われ、公正、公平、簡素、そして国民の選択ということをやられたわけでありまして、この際本当にそういう視点に立つて、本当に税の大改革をもう一度国民的にやってみたらどうだろうか。

それは単なる今申しましたようなことだけに限らず、もう少し根本に戻つて、例えば税の原理原則から、あるいは制度、運用、それから執行の面、アメリカではこういう財政あれだけ厳しいのであります、アメリカでは三千三百人国税庁職員を

ふやしているんですね、連邦職員を税務署の職員は。ところが日本の場合は、若干切率の少ないというものの、税金がない税金がないというのに、一律これも減らされて、大体コストが、最大見積もったとして、一人入れたって一千万くらいしかかからないですよ、税務職員一人。そうすると、増収の方はどうなるかというと、大体平均しますと五千万くらい取って、取ってくるという言い方は嫌だけれども、ふえてくるわけですね。それを切るというのでしたら、何を考えているのかよくわからないのであります。

こういった税の執行面、なぜならば、それは実際に調査に行くということがなければ、やはり税の公平の執行面での担保というのとはできないわけでありまして、そういったことも含めて一度税制調査会、私もいろいろな形でつき合ひさせていたけれども、税制調査会は税制調査会で過去の長い積み重ねがあるわけですね。それは非常に重要でありますけれども、それはそれで置き置いて、まさに新しい、これから情報化社会、国際化社会あるいは消費の支出も変わってくる、所得も変わってくるという、国民の生活実態の態様がいろいろ変わってくる中で、一体税というものはどうあるべきかというのをもう一回もう少し幅広い次元から、それから従来不公平だと言われていたものも全部もう一回洗いざらいしてみ、税というものを考え直してみ。

そして結局、結論的にはまたもとに戻るかもしれませんが、結論はもとに、何らかの格好で消費税を入れたらどうかとか、そうしたら、この消費税を入れるならこの例えば物品税をなくしたらどうかとかということになるかもしれないが、せっかく総理がシャープ警告以来の見直しをしたと言われているのでしたら、総理は臨時何々というのが好きですから、ひとつ臨時拡大税制調査会みたいなものをつくって、白地にこれから日本の社会の対応、経済のありよう、そして二十一世紀へ向かって、税というのはやはり一面では安定的に取るということが国民福祉のためにも必要なので

ありますから、そのためにはどうするかということとを一度、税制調査会の論議は税制調査会の論議としてそれはそこに置いておくか、それを拡大しても結構でございますが、全くクールな新鮮な、新鮮と言ふと今度は税制調査会が新鮮じゃないみたいになるけれども、全く別な角度からもう少しの幅を、臨時税制調査会か、各前はどうでもいいのでありますけれども、新しい対応で新しい発想で考えてみるということが必要なんじゃないだろうか。そのことを経て結論がどうなるか、これはやはり国民の皆さんといろいろ議論を行き来してみます。それがいいと私は、初めに増税ありき、そのために大規模増税なり、いや消費増税なりという話に次になっちゃうものだから、本当の財政のあり方ということになっていかないのだから、思うのであります。

ひとつそういう意味で全く白地から発想を変えて、何にも税制がなかったとする、なくて、しかばまず公平感を得るには、例えば間接税を一〇〇%入れたらどういふ不公平が出てくるんだらうか、それでは、これではまずいから間接税はこのくらいにして直接税はその上にあれて、本当の意味で国民の合意を得られるような公平感の得られる例えば所得税制というのはいくなんものだらうかというのを考えてみる。ただ、その際に非常に私は重要だと思ひますのは、過日委員から御指摘があったように、これから年金、医療という福祉ですね、この財源が非常に重要になってまいりますから、私はその辺いけばそれと一体として考えなければいかぬと思ひますので、その意味で私の考えでありますのは、拡大税制調査会プラス財政審議会プラス社会保障審議会のような、そういう幅広い立場で考えてみる必要があるんじゃないかということ、いろいろ考えてみますと思うのであります。総理のお考え、いかがでございますか。

○中曾根内閣総理大臣 佐藤さんのお話を聞いて、非常に鮮度と感度がいい、そういうふうな意を表する次第でございます。やはり私、きょう午前中も御答弁申し上げましたが、税理論から出して、白紙の立場から要するに幾つかのプリンシプルを立てて、そして全く素人というか学者的な発想から何が一番ベストであるかという、そういう立場から一応組み立ててみるつもり、それを現実に適用してみ、それをさらに政治の段階に持ち込む、そういう発想の仕方が好ましいと思ひます。

それから、臨時何とか調査会というのは、調査会や懇談会をつくることと社会党から怒られてばかりおりますのでこれをつくるのはやはり申しわけないと思ひますから、今の政府税調というものがございまして、政府税調を補強するなりあるいは今のような考えで運用を考へていただくようにして、そしてせっかく今までも努力していただいておりますから努力していただいたらいけないのではないかと、そう思っております。

○佐藤（鶴）委員 私は何度も申し上げますように、一度総ざらいをしてみたい、この問題というのは初めに増税ありきという話になつてしまふと思ひます。しかし、総理の言われる四つのスローガンは非常に重要な示唆に富んでいる話ですから、それをいけば実現をして国民の皆さん方に本当に入っていくためには、大体テーマは決まっているわけでありまして、この一年間でぜひ何らかの格好で一度総ざらいをしてみる必要があるのではないかと。

きょう午前中の審議の中でも、税制について日本は日本流のやり方があるというお話もございまして、片方では税制自体も国際化しているんですけど、日本の国ではこうだけれどもアメリカではこうですというのが通じないところが随分出てくるわけでありまして、アメリカで言えばユニタリータックスの問題だつてその一つなんでありまして、そういう意味では、私はひとつ本当に総ざらいをしてみ、国民の皆さんとの議論の中で公平感というものをつくっていく、そうして結論が、そこでこういうふうになるということが納

得されるかどうかということだと思ひますのであります。ひとつそういう本格的な論議を、まさに不公平を是正するという立場で審議をしていただきたいということを申し上げさせていただきます。

次に、本当は債権の累積債務の返済問題、とりわけ、きょうも岡田委員からお話がございまして、政府の経済協力だけじゃなくて、民間から貸し出ししているのが、世銀の調査によりまして、八五年が恐らく九千億ドルになるだろうというわけでありまして、九千億ドルといふと、これは金利が恐らく八百億ドルから九百億ドル、つまり発展途上国から先進国へ逆に返ってくるということになるわけでありまして、これは単なるリスケジュールリングだけやれば、リスケだけやって後ろへ延ばせばそれで済むという問題じゃない、南の発展途上国の安定というのは世界の平和にとりまして大変重要な要素でありますから、その辺のお話をお伺いしておきたい、そしてそれはボン・サミットに少し何らかの格好で日本として提案をしてもらいたいということがあつたのであります。ちよつと時間が、少し先を急ぎますので、それはまた別の機会にさせていただきます。

その次に、財政の厳しさにつきましてはもう総理自身も御承知であります、それから委員各位からお話があつたわけでありまして、こういふ中で整備新幹線を着工に向けて予算をつけられた。その手続の問題につきましては、閣議決定の問題につきましては過日お話がございましたが、したがってその問題は私は触れませんが、しかし、今国鉄が累積欠損金が十兆六千二百五十億円、元金と金利を棚上げをしてくれということになっている。そして長期の債務残高が十九兆九千八百三十二億円というふうになっている中で、一体整備新幹線というのをどうやってつくれるのか、つまりなにか。

私は、新幹線そのものは別に決して反対ではないのであります。私は名古屋でありますから大変

便利をさせていただいているわけでありまして、国土の平均的な発展といえますか、均衡ある発展をするためには、やはりそれはそれなりに非常に重要なことじゃないかというふうに考えております。私が去年衆議院の災害対策特別委員長をやったときに、北陸地方に大雪害が多かったわけでありまして、あの上越新幹線が定時に発車するということが、あの地域の雪の深いところで、上越新幹線まで行けばとにかく東京へつながっているということの安心感、これは私ははかり知れないものがあると思うのであります。そういった意味では原則的に何も反対するわけじゃないわけでありまして。

ただ今度の予算のような出し方というのは、私は、これは国会で審議をするという立場から申しますと大変困ると申しましようか、どういふふうに審議をしたらいいのかよくわからないのでありますが、とりあえずちよつとお伺いしますけれども、この整備新幹線の工事費を国鉄なり鉄建公団につけました。東北新幹線盛岡以北、それと北陸新幹線、これは建設費は幾らぐらいかかつて、一体幾らぐらいで収支が合うようになるということになるのですか。

○棚橋(泰)政府委員　お答えいたします。

先生だいま御指摘の、まず東北新幹線盛岡以北と、それから次に北陸新幹線の工事費でございますが、これはまだ正確なものではございませんけれども、計画の段階におきまして昭和五十四年度にまず積算をいたしましたときは、東北新幹線盛岡―青森間約百七十里でございますが、これが約六千億。それから北陸新幹線、これは大阪まででございますが、工事費としましては、高崎―大阪間でございますが、約五百九十キロでございますが、二兆二千五百億、こういうふうに試算をいたしております。ただ、これは少し古うございいますので、その後五十七年に環境影響評価というのをいたしました、この際に若干計算を直したところによりますと、東北新幹線の盛岡―青森間で約七千億、それから北陸新幹線は、とり

あえず環境影響評価をいたしました高崎―小松間で約一兆四千二百億でございます。

それから、もう一つのお尋ねのこの収支採算はどうか、こういうお話でございますけれども、新幹線の収支採算は、ただいま申し上げましたように、工事費は非常に大ざっぱなものでございますし、また、何年間かけて工事をやるか、ないしはどの区間から開業するか、さらには輸送需要の見通しはどうなるか、それから助成その他の制度がどういうふうになるかというような試算の前提によつて非常に大きく変動をいたすものでございまして、まだその前提条件を明らかにしておりません。この東北、北陸新幹線につきまして、収支採算の見通しを申し上げるということはなかなか困難であるというふうに考えております。ただ、いづれにいたしましても、従来のような全額借入金方式で建設をするとした場合には、並行在来線の問題もございまして相当程度の赤字を生ずるといふふうに想定をいたしております。

○佐藤(観)委員 総理、幾らかかるかわからないものを——私は、公共的なものでありますから全部が黒字にならなければいかぬとは申しません。申しませんが、しかし、今国がこういう財政事情、それから国鉄はどういうふうにしようかといつて、もう何ともならぬような状況になつてゐる。その中でこの新幹線を、しかも工事費が全体に幾らになるかわからない、もちろん財政負担がどうなるかわからないから収支が一体いつどうなるかわからない。そんなわからない、わからない、わからないものを審議をしつて、これは我々はどうしたらいいんでしようね。よくこういうものを恥ずかしげもなく出してこれたと私は思うのですよ。

いやしくも國民の税金をつける、あるいは財投をつける以上は、これはだれの責任か知りませんが、けれども、つける以上は——工費費は大抵、過去の新幹線でも当初よりも上がつています。かなりの上がつています。特に東北新幹線なんというのはひどく上がつていゝるわけでありますけれども、そ

れはいろいろなことが、物価が上がりますからそういうものはいいとしましても、しかし、たった今お話があったものでも五十七年度ですよね。五十七年度価格でこれぐらいですという話でしよう。一体これは六十年年度だったら幾らかかります。せめてもう少しもつともらしく国会に対して説明をする資料ぐらひはやはり準備をするのが物をつくる者の発想じゃないでしようかね。しかも、在来線との関係で一体いつ黒字になるかわからない。

まず私は、この基本的なスタンスと申しますか、姿勢がおかしいのじゃないかと思うのですが、総理、いかがでございますか。

○中曾根内閣総理大臣 この予算をつくるときに
党の方でいろいろ話もありまして、特に住民の皆
さん方の非常に熾烈な御要望があったわけです。
政治というものを考える場合には、やはり住民の
要望というもの一つは考えておかなければなら
ない。長い間の念願を持っておられるわけです。

そういうようないろいろな面から最終的に究て調整いたしましたして、そして一体在来線との関係はどう調整するか、まあ立法をして廃止するという強い言葉も載っております。それから地元負担がどうなるか。大体一〇％程度でしたか、いろいろ話し合ったときの雰囲気というものは。それから一番大事なのは再建監理委員会、これとの調整というものをやって、その上であの予算を執行する。そういう条件つきみたいな形になっております。ですから、再建監理委員会が七月ごろ答申を出されるでしょうが、それまでの間に十分話し合いをして、そちらの御意見もよく聞いて、そして最終的に調整をしてそのお金を現実化する、そういうことになるものと御了承を願いたいと思います。

○佐藤 惣一委員 御了承はともできないので、しかしそれにしても、国鉄再建監理委員会というのが法律に基づいてあるのも私も知っています。しかし、いやしくも国会に予算を出してくる以上、工事費は幾らかかる、いつ収支はこうなるという基礎データぐらいなければ、これは本当は審

議になりませんよ。

それで、ちよつと運輸大臣にお伺いしておきますが、何か運輸大臣は予算ができた後の新聞記者会見で、国鉄にはびた一文迷惑はかけません、こういうことを言われたというのだが、一体迷惑はだれにかけるのですか。

○山下國務大臣　今御指摘の点が一番の問題点でございませう。御案内のとおり、東海道新幹線が開業いたしましたから既に十年以上経過いたしております。この地域における住民の福祉は、このことによつてこれは相当のものだったと思います。したがつて、やはりいつも私は申し上げるのですけれども、国会の屋上に灯台をつけた場合には、距離によつてだんだん光が遠くなる、そういう周辺、かなり遠くなつたところに政治の恩恵を垂れるという意味において、もうここらあたりで新幹線をつつくつてくれないかという切なる要望というものは極限に達しているということでございます。

そこで、今おっしゃったように、しからば今日まで行革あるいは再建監理委員会、そしてそれを受けて閣議で当面これを見合わせるといったことは、これは一つには、やはり国鉄に負担をかけるという趣旨からであるから、国鉄に負担をかける方法は何があるかということ、実は今回の予算の折衝のときも詰めてまいりまして、当面財投といったような形で一応はつけておくけれども、八月の開始前にさらに十分検討して、国鉄に負担をかけない方法でひとついでではないか、その内容についてはこれからその時期までにひとつ検討しようということでございます。

○佐藤勉委員　皆さん方と、政府とこれは自民党との約束というのでしょうか、その中に、一項

目は、要するに六十年から建設に着手する、二番目に、そのために五十億ずつ計上するということを書いてあって、三番目に、「着手に当たっては、所要の立法措置を講じて並行在来線の廃止を決定するとともに、政府、党、国及び地域負担（建設費一〇％）等、事業実施方式のあり方、国

○山下國務大臣　さつきから申し上げておりますように、おおよその予算につきましては、五十四年の時点の計算でございますけれども、申し上げたとおりでございます。あるいは物価の指數等によつて若干の変更はあるかと思いますが、さらにそれよりもこれからこれをどう切り詰めて、どう安くしていくかということをいろいろ試算をして、どうまいらなければなりません。そのために、とりあえず今年度の予算に頭出しはしておくれども、在来線と一緒にするかと地元にどう負担しても、ただくかとか、そういうことを詰めて、そうして立法化の段階でまた皆様方にこの点は御審議いただきますことでございますから、そういう意味でひとつ御了解をいただきたいと思います。

○佐藤(観)委員 何かどうもよくわからない。運輸大臣、安くなるというのはどういう意味なんですか。要するに国の出し分が安くなる、国鉄の出し分が安くなるという意味で、結局それは建設費は、盛岡から青森百七十里かかる、鉄が要り、セメントが要り、レールが要るといふのは一筋なんだ。問題は、だれがどう負担するか。それは最終的に国民がどう負担するかの話なんで、安くなるという表現は適切じゃないと私は思うのです。

それはそれでいいのですが、三月何日かに予算が通っていくわけでありまして、その時点までに、一体これは本当に着工できるものかどうかの基礎資料も何もなしに我々がこれはいいか悪いとか、後世の負担がどうなるか、そのことも全然わからずに予算が終わったということでは、我々は国会議員という立場から、まあ、そうでございまして、素直に聞くわけにいかぬわけでありまして、国鉄再建監理委員会がどういふ結論を出すか、これは一つの機関でありますから、それはそれでいいと私は思います。しかし、六十年度の予算に出してきた以上、六十年度のときに、今つくって見たら一体どれだけの収支は、大体乗客がどれくらいあるか、そうすると、在来並行線は全くないわけでありまして、そのときに、本来的に言うところ赤字がなくなるのでありまして、それだつて壊すためにあれするわけでありまして、先ほどの運輸大臣の話では、何か一部はまだつながつていふような話であります。地域の希望は、それは大変強いわけでありまして、そうなつてくると、その赤字はどうなるだろうとか、後世に大変な負担をかけてくる話でありますから、何も私はつくつてはいかぬといふことを前提として言っているわけじゃないわけでありまして、それを出さずに予算が終わりましたといふことは、とてもじゃないけれども、終わるわけにいかぬわけでありまして、予算委員会が終わつてからではいかぬのでありまして、終わるまでに、私はもう一度質問ができる機会までに出してもらうということをひとつ

お約束いただきたいと思うのです。

○天野委員長 佐藤君の発言内容については理事会で預かりまして、佐藤君の期待する段階まで出させるようにいたします。

○佐藤(観)委員 極めて不満でありますけれども、時間のこともありますから次へいかしていただきます。

その次は、四月一日から電電公社が電信電話株式会社になるわけでありまして、私も審議に参加をし、民営化することのそれなりのメリット、それはそれであるだろう。しかし、従来公社として持っていたサービスというものは低下をさせてはいかぬという観点で随分いろいろと審議をしてきたわけでありまして。しかし、民営化の魂というものを本当に生かせるかどうかは、せつかく中曽根内閣の中で行革の一環としてこれをやられた以上、民営化というものの精神が具体的にいろいろなところで生きていかなければいかぬと私は思うわけでありまして。

そこで、まず一つお伺いしていきたいのであります。郵政省の方にテレトピア構想というのがあるわけですね。これは簡単にいいですからちょっと説明してください。そしてその後、通産省にニューメディア・コミュニケーション構想というのがあるわけですが、一体どう違うのか、簡単にいいですか、答えてください。

○左藤国務大臣 高度情報社会の到来に関連いたしまして未来型のコミュニケーションモデル都市構想というふうな形でやつておるのが、俗称テレトピア構想ということでございます。そういうことで、基本的な考え方としては、ニューメディアそれからアプリケーションレベルの各種のシステム、実用を前提にいたしまして一つのケーブル、そういったものをインフラストラクチャとして構築していくという構想でございます。したがって、具体的には、地域のINSそれからキャプテンサービスというふうなものを優先的に導入するとか、あるいはそういった大都市とモデル都市を結ぶ高速の大容量の回線を引くと

か、そういったことをいたしまして、それに対する財政、税制の優遇措置とか、そういうものをやる、あるいはまた国の技術開発成果の移転をするというふうなことで、地方におきまして、そういう各地におきましてのそういった一つの高度情報社会を構築していく上におきまして核をそこにつくり上げていく、こういうシステムでございまして。五十九年度予算におきまして大体十カ所程度を予定いたしております。

基本的な共通点を持つておると思っております。○佐藤(観)委員 今お聞きの方、どこがどう違うかわつた方というのは大変な方だと思ひます。まあ村田通産大臣も、何か最後は少し言いわけめいて言っているような感じがしますが、総理、これから私たち情報化社会の中にいます、入っていくわけでありまして、そういった意味で各省が一生懸命やられることは非常に重要なことだと思ひますし、建設省の方でも、少しタイプが違うわけでありまして、情報化社会になつたときに一体都市整備をどうしたらいいだろうかと、英語の堪能な総理ならおわかりだと思ひますが、何か頭脳都市というのいろいろの研究をなさつてゐる。各省とも新しいものだ、わつとおれのところは勢力を拡大しなやかいかぬといふことで一生懸命やられる。それはまさに総理の言うところの活力であつて、それはまさに総理の言ひ面はあつたと思ひますが、ただ問題は、各省またばらばらに同じようなことを、今、村田通産大臣がいみじくも言われたように、基礎が一緒なのこれはそんなに違ふわけはないわけですよ。ひとつこれこそまさにソフトとハードというんな意味で一体化をしてやっていく方がより効率的だし、予算の配分からいつてもいいのじゃないか。それこそまさに総理の言うところの行政改革の新しい部門じゃないかといふふうに思ひます。村田通産大臣は盛んに首を縦に振つていらつしやいますけれども、総理、どうなんでしょうね。今度でも基礎技術研究促進センターというので、何か郵政と通産がまた縄張り争ひをしたといふのが出ておまして、これは管轄がどちらになつたのか、時間がなから聞かれませんけれども、というように、新しいところはほとんど入つてくる。それは意欲的だと思ひますが、何かやっぱ情報通信産業といふか情報通信行政といふか、これはやっぱどこかで調整していただく必要があるんじゃないか。もう各省ばらばらでやつていくことは、非常に私は非効率だと思ひ

○村田国務大臣 佐藤委員にお答え申し上げます。ニューメディアコミュニケーション構想というものでございますが、今郵政大臣からもお話がございましたが、これからの社会の移り変わりというのは、技術開発と高度情報化社会、この二つがこれからの二十一世紀にわたつて世の中を変えていくであろうといふことが言われているわけでございます。まして、その意味で高度情報化社会の早期実現を図るといふことで、地域コミュニケーションの産業、それから社会、生活の各分野におけるニーズに即応した各種モデル情報システムの構築を促進しまして、その成果を普及するということで、全国レベルでの地域情報化を図るということでございまして。五十九年度で八地域の指定を既にいたしました。六十年度では六地域の指定予定でございます。

ニューメディアコミュニケーション構想とテレトピア構想との関係はどう違うかといふことでございまして、これは立脚点の相違にあるわけでしょうが、ニューメディアコミュニケーション構想というのは、地域のニーズに立脚したシステム開発というソフト面からのアプローチでございます。それからテレトピア構想というのは、今お話がありましたように、通信インフラストラクチャの優先的な整備というハード面からのアプローチである。こういう点で相違をしておるわけでございますが、理想とするところは、創造的な、文化性豊かな、しかも人間性あふれる、そういった高度社会を目指して協力し合つていきたいという点では

し、それこそ行革に反するものだと思いますが、
總理いかがでございますか。

○中曾根内閣總理大臣 情報社会というものは今
入り口にありまして、どういうふうな展開してい
くか、まだ未知の世界が多いわけでありまして、
通産は通産、郵政は郵政の個性を持って競争的
共存をすることが活力を生むゆえんであると考
えております。

○佐藤(観)委員 きょうはそれぐらいで、了
承したわけじゃありませんけれども、しておきま
すけれども、今後具体的に、本当に税金を使つて
限り余り同じようなものがダブることは好まし
いことじゃないと私は思いますので、この一元化
問題というのは今後少し詰めていきたいと思
うのであります。

その次に、何か株式会社になるといつたら、人
数からいっても、働く人の人数からいっても、資
本金からいっても小さいであろうという東京電力
が三十九人役員がいるんだから新電力は五十人ぐ
らいいたつておかしくないというので、まあこの
中ではほとんど手を挙げていない省庁はいないぐ
らい役員を送り込みたい、送り込みたい、こう言
つては失礼であります、一番マスコミ等と言わ
れたのが、どうして消防庁が関係あるんだらう
か。これは世田谷でこの前火事があったから消防
庁も電報に送り込むんだというふうなことが――
總理、笑っている場合じゃないのであります、
というふうなことまで書いてあつて、私はそんな
に非常識なことないと思ひますが、しかしいづれ
にしろ今まで役員十二、三人でこうやって実際
運営してきたわけでありまして、民営化したから
いつたつて別にそんなに役員多くいる必要はない
で、ひとつそういう意味では各省庁ももう少し
これは自粛すべきだと思ひます。民営化したら
今度は役人の天下みだになつたやうななら、
總理の言うところの民営化して活力あるものに
していこうということにはならないと思ひますの
で、そういう意味でひとつ總理の口から各省
庁にけしからぬ、大体そう電報に人を送り込む

などということは自粛するようにというひとつ
言をいただきたいと思ひるのであります。

○中曾根内閣總理大臣 全く同感でありまして、
これは民営化のためにやるのであつて、官活のた
めにやるのではない。したがひまして、私のところ
へどういふものが出てくるかわかりませんが、厳
重に絞上げて少数精鋭、そういうことにいたし
ます。

○佐藤(観)委員 まことに結構な御答弁でござ
います。ひとつそういうふうな、本当に天下り先が
一つふえたなどというふうな、そんな省庁は絶対
入れないということをひとつ監視をしていただき
たいと思ひます。

それでもう一つは、新会社になつた場合にその
役員、これは担当としては郵政大臣の認可とい
うことになるわけでありまして、これもやはり
り、特に監査役ですね、これは郵政大臣の特命事
項等になつてくるわけでありまして、そういう監
査ができるわけでありまして、確かに監査という
のは、自主監査というのは監査にあらずというの
が、自主監査の原則でありますから、そういう意
味では監査、それはそれなりに非常に重要な
あります、さりとて監査する監査人が余りにも
また絶大な権限を郵政大臣をバックにしてする
ことは、これこそまた何のために民営化したんだ
というふうなことになると思ひますので、
そういう意味では、この監査役につきましても
その監査できる内容についても、おのずと民間
社を扱うんだという立脚点に立つてやはりや
らうというに確認をしておきたいと思ひますの
で、よろしくごさいいます。

○左藤(観)委員 この法律案を作成する段階にお
きまして、監査役というものの責任というもの
つきましての御意見がございまして、法案の検討
が行われたわけでございまして、非常に大きな
事業規模の巨大な、また公共的な役割を持つ会社
であるという見地から、そういう特別の監査権
限というものが付与されたんじゃないかと思ひま
すけれども、そういう問題につきましても郵政

省としては、特に今お話がございましたような
とで、特命事項として重大な問題だけに限つて
つて、あくまでも商法の建前からこうした監査を
実施してやっていたいただきたいというふうな考
えております。

○佐藤(観)委員 せっかく民間会社になるとい
うことのメリットを生かすことが非常に重要な
ことであるから、その趣旨にのつてひとつや
つていただきたいと思ひます。

まだまだ電電公社の民営化に当たつて少し具
体的にお伺いをしたいところであるのでありますが、
時間も迫つておりますので、次に朝鮮半島の緊
緩和の問題についてお伺いをしたいと思ひま
す。

總理の施政方針演説をお伺いしたわけであり
すけれども、總理の施政方針演説には、アメリカ
の話があり、その次にアジアの話があつて、その
アジアの一番最初に中国があつて、その次に韓
国の話と、こういうふうになつていくわけであり
ます。わずかに数行、「韓国の全煥斗大統領が、昨
年九月、同国の元首として、初めて我が国を公
式訪問されましたが、これは、長い歴史を持つ
両国の関係において画期的なことであり、善隣
友好関係を一層強固にする契機となつたと確信
いたしました。」というところで朝鮮半島のことは
終わつておられるわけですね。外務大臣はもう少
し述べたのでありますけれども、總理の頭の中
には朝鮮半島の南しかなくて、朝鮮半島全体とい
うものがないんじゃないか、日本外交のちよつと
エポケットになつていくんじゃないか、そういう
感じがしてならないわけでありまして、

これは仮想敵国という言葉を使つていいの
かわかりませんが、ソ連という話はありましたが、
朝鮮民主主義人民共和国の話というのは今までは
なかったですね。しかし、恐らく日本の防衛体制
中の仮想敵国というところから共和制もな
っているんじゃないかと思ひます。

なつてくると、やはり共和国との関係とい
うのは、いろいろな形で私は非常に重要なこと
だと思ひます。

そこで伺いをしたいのでありますけれども、
ラングレン事件という不幸な事件があり、ある
いはロス・オリビックの統一チームの話が決裂
をするということでもございましたけれども、その
後共和国から韓国への水害の物資の見舞いとい
うものを契機にいたしまして、経済会談なりある
いは赤十字の会談なりということがいろいろな形
で話し合はれていくわけでありまして、本来なら
ば、チームスピリット85がなければ、共和国は
理由にしているわけでありまして、一月の二十
三日に本来会談があるはずだつたわけであり
すけれども、残念ながら北側の言う理由は、チ
ームスピリット85を理由にいたしましたので
中絶をしております。しかし、共和国も副首相
の会談をやつたらどうかとか、あるいは韓国の
方も金日成主席との会談を希望するとか、あ
るいはソウルとピョンヤンに常設の連絡代表部
を設置したらどうかというふうな提案を韓国側
もしているわけでありまして、そういう意味で、
私は一時中断をしているように見えますけれども、
南北対話あるいは緊張緩和の流れといふのは大
体変わらないうんじゃないか、こう見ています
ので、
○安倍(観)委員 北朝鮮との関係につきま
しては、我が国は基本的な考え方を保持して
おります。国交はもとより回復してはおりませんが、
経済、文化、この交流は維持していくというの
が基本的な政策であります。

なお、朝鮮半島の緊張緩和のために努力を
していくことは当然のことです。やはりその基
本は、何といたしましても南北の会談が進むこ
とであるというの、日本の基本的な考え方であ
ります。今中断はしておりますが、これは今の状
況で

ね。

○佐藤(観)委員 まあ歴史をさかのほればそこまでも入っているかもしれないが、やはり最大のものは植民地時代の三十六年間、このことが最初とにかく頭に出てくるわけでありませう。それが調査に出てくるわけでありませう。それで、韓国内で日本を好きと言われる方が二三%、嫌いだと言われる方が三九%、どちらでもないという方が三四%。三四%、三分の一の方々がどちらでもないと言われているわけでありませうけれども、例えば、日本政府がこの前、日韓文化交流委員会をつくろうと提案をしたら、韓国の方ではこれは拒否をなさいましたね。やはり私は、この日本が戦前三十六年間にわたって統治をし、併合したという植民地時代というのは、本当に韓国の方々、これは韓国だけではなく北の方々もそうでありませうけれども、朝鮮半島の方々に大変な心の痛みと流を流してきてきた。このことを日韓の本当の交流を考へるときに——確かに経済的な外交的には大変うまくいっているわけでありませうけれども、本当に韓国の方々が日本人を尊敬をしているか、あるいは日本という国をすばらしいとして考へているかどうか。私は、この植民地時代の三十六年間のことを、決して忘れてはならぬ重要なことだと思っているわけでありませう。こんな観点から、私自身、昭和十七年生まれでありませうから、必ずしも実感としてそういうことがないわけでありませうが、しかし、このことを日本外交は、また日本人として私は忘れてはならないと思っているわけでありませう。

そんなことを思いながら一つのことをお伺いしたいのでありますが、ここに吉田清治さんという方、七十一歳、今品川区の上大崎に住んでいらっしゃるようですが、吉田清治さんという方がいらっしゃる。現在は強制連行犠牲者遺骨祭祀送還協会の会長というのをやっています。そのわけでありませう。つまり朝鮮半島から強制連行をしてきた方々の日本に残っている遺骨を祖国へ返したい、そういうことを調査をし、そしてその運動を

やっています。この方は元山口県の労働報国会の委員長をやられていた方でありませう。戦後、サラリーマンあるいは団体の役員として過ごされてきたわけでありませうけれども、従来ならその過去のことに目をつぶって生きているとしたわけでありませうけれども、しかしどうして脳裏に焼きついておられますか。記憶を消すことができないということ、若い朝鮮人の男女を泣き叫ぶ中を連れてきたこと、あるいはその泣き叫ぶ声というのが夢の中にも繰り返して出てくる、このままではいけないということ、この吉田さんは過日、一昨年の十二月でございませうけれども、韓国に渡りまして、天安市にいわば謝罪の碑を建ててきたわけでありませう。これは新聞では「たった一人の謝罪」というふうに報道され、ここに吉田さんが地べたに手をつけて謝っている写真があるわけでありませうけれども、天安市に韓国の国立墓地がある、その入り口に日本人の謝罪の碑というのをみずから日本語とハングル文字でつくってきたわけでありませう。「あなたは日本の侵略戦争のために徴用され強制連行されて、強制労働の屈辱と苦難の中で、家族を思い、望郷の念も空しく、貴い命を奪われました。私は徴用・強制連行を実行した日本人の一人として死後もあなたの霊の前に拝跪謝罪を続けます。元労働報国会徴用隊長吉田清治」こういう碑をつくってきたわけでありませう。

彼の本がここにありませうけれども、私も読ませていただきましたけれども、本当にやりたいほうだい、人間狩りを朝鮮半島でしてきた。「私の戦争犯罪」という中に、彼はやはり後に難がなければいかぬということを書いておられるわけでありませう。彼はその中で、大体一九三九年から四五年の間に、韓国の赤十字社が調べた人数で七十二万人の人々が徴用されたんじゃないか。これは日本の公安調査庁の資料でも七十二万四千七百人ということ、大体数字が合っているわけでありませう。その中で、この吉田さん自身の告白では、約六千人の人を朝鮮半島から徴用ということ、連れ

てきた、その中には、九百五十人が女子挺身隊員ということ、いわば南方に送る慰安婦として連れてきたという告白がされているわけでありませう。今、彼は、さんきの念にたえず、在日本大韓民国婦人中央本部の方々と一緒に、大体そういう強制労働をされたダム工事とかトンネルの工事とかあるいは炭鉱とか鉄道とかいろいろな工事のあったところを、もちろん協力をしてくださる方々もいらっしゃるわけでありませうが、調べ上げて——上げましていっても、まだまだ緒に付いたばかりでありませうが、調べ回っておりまして、そして供養に回っているわけでありませう。私も、韓国の方々からこういった話を聞いたときに、一体日本政府というのは何にもしてないんだらうか。当時は、日本は一体だと言っているだけ使、人権はもちろんのこと、人間としての精神あるいは肉體も抹消するような、人間以下の扱いをした強制労働者の方々、こういった方々の遺骨があらにもこちらにもあると言われているものについて、今一生懸命この吉田さんと在日大韓民国婦人会の方々は、支部を通して、お寺にあるそういったお骨や、あるいはどこかに埋まっていると聞けば、それを捜しに行っているわけでありませう。

総理、一体こういった問題というのは日本政府は何にもタッチをしないでいいんだらうか、日本人としてこれは大変恥かしいことではないか。確かに法律的には、日韓基本条約なりその他の法律によつて、金銭的にはあるいは政治的には解決をしたかもしれないけれども、しかし、戦後政治の総決算を言う前に、戦前に我々の先輩たちが起こしたこういう間違えというものについて、できることがあればやるべきではないか。法律的な、行政的ないろいろな難しさはあるかもしれないけれども、何らかの形でこういった強制労働をされた朝鮮人の方々、北も南もありませう、そういった方々の遺骨収集ということについて、私は政府が関与すべきであると思ひますが、総理はいかがでございませうか。

○中曾根内閣総理大臣 朝鮮半島で日本が行ったことに対する日本人自体の反省につきましても、全く同感であります。

それから、吉田清治さんがおやりになっていることは非常にとうとうであると思ひます。今初めてお聞きいたしましたので、よく調べてみたいと思ひます。

○佐藤(観)委員 時間も余りないのですけれども、この吉田清治さんが書いたものをちょっとだけ読ませていただきたいと思います。これは昭和十八年、今の韓国の光州のあたりでございませうけれども、

町の入口で私の組が降りると、二台の護送車は速度を早めて土ぼこりをあげて町の中を北へ直進して行った。私の組の隊員は山田と大野で、二人とも以前は山口県の大嶺炭鉱の労働係だったので、朝鮮人の狩り出しには手慣れている。

吉田さんは、あえて当時呼んでいた、日本人が朝鮮半島の方々をべつ視をしたそのまの呼び方でこの文章を書いている。それはあえて彼は言っているわけでありませうけれども、

二人はすぐ土塀のなかへはいって行った。若い朝鮮人巡査がはじめての徴用の仕事に緊張して、私の顔を見つめて突っ立っていた。私が目くばせして指示すると、あわてて二人のあとを追った。

私は道路を歩いて町の様子を調べた。秋晴れの日にしに国民服と将校用乗馬ズボンに長靴はからだに汗ばみ、肩からつた軍用水筒の水をラップ飲みしながら進むと、道路の両側に古びた朝鮮家屋が建てこんで路地が入り組み、狩り出しには手間どりそうだった。通行人は年寄りや女がまばらで、徴用できそうな男の姿は見当らなかつた。どの家も戸口や土塀のかけから老婆や子供がだまって私を見ていた。道路沿いの片側は数軒に一軒は商店をやっている、軒先の台の上に乾物や雑貨を並べていた。飲食店の前は煮物の臭いがたちこめて、年寄りの主人が出

てきて私におじぎをして歯の抜けたしわだらけの顔で卑屈に笑いかけた。私は雑貨屋の前にあった古い椅子にこしかけて隊員の狩り出しを待った。

山田が一人狩り出して道路へ追い立ててきた。白い朝鮮服を着た四十才くらいの男だった。手ぬぐいで鼻血をふきながら顔をひきつらせておびえていた。山田は男の尻を靴でけって私の前へ突き出して、木剣で肩を押えて道路に坐らせた。

「木工品組合の班長だと言つて、態度がおうちやくでした」

山田はすぐ次の狩り出しに駆けだし、路地裏へ姿が消えると、男が地面に両手をついて私に哀願をはじめた。

「わたし病氣です。ろくまゝ悪いから、徴用行つてもしごとできんです」

男の肩幅は広く胸も厚くが、うしろな体格だった。私が相手にしないと男はうつむいて黙りこんだ。

土堀の中から朝鮮人巡査が一人連れ出してきた。二十才前後の若い男が巡査に腕をつかまれて歩きながら朝鮮語でわめいていた。うしろから大野が木剣を肩にかついで笑いながら見張つて来た。若い男は私の前へ来ると礼をして上手な日本語で言った。

「この次の徴用にしてください。父が病氣で寝ています。私が棉花の供出をしないと、役所から罰金を取られます」

その男は色白で百姓をやっているようには見えなかった。皮靴なんかはいていて顔付きも商人のようだった。私は大野に命じて二人の男を護送車へ連れて行かせた。

私は朝鮮人巡査をつれて路地へはいって行った。間口の大きな家の前に青竹の束が積んであった。なかへはいると爺と女が竹細工をしていた。この町は木工品と竹製品が特産であった。広い土間に積み上げた竹製品の大きな山は、こんな爺や女だけで作れるはずがなかった。壁に

かかっていた衣類を見て働きざかりの男がいることは見当がついた。私は巡査に男がどこへ行ったか調べると命じた。巡査が尋問をはじめると、爺が大声で何か言いたてた。朝鮮人は年寄りたいてい弱気で、若い巡査は爺から言い負かされている様子だった。私はいらだてて巡査をどなりつけた。

「徴用から逃がしたりすると、逮捕すると言え」

巡査が声を大きくすると爺は懇願したのか、女をふりかえって何か言いつけた。女は私の顔をにらむように見つめて裏口へ走って行った。

まもなく女といっしょに三十才くらいの男が帰ってきた。私は巡査にその男を連行しろと命じた。巡査が何か言うとも男は巡査に向かって激しい句調でしゃべりだし、二人は大声で口論をはじめた。朝鮮人どうしの話にはちががかないので、私は木剣を上に構えて男を威嚇した。女が悲鳴をあげ、巡査が私をささえるように男の前に立ちふさがった。男は青ざめてまだ何かしゃべっていた。巡査が男のこたばを通知した。

「徴用に行くから、荷物をつくるまで待つてくだされと言っています」

「荷物はあとで家族に警察へ届けさせろ」

巡査は男の肩を軽く押して戸口へ向かわせると、爺と女をふりかえって声をかけた。女は私をにらんで朝鮮語で何か言った。

こういう話がずっとあるわけでありまして、山口県から朝鮮半島へ渡つて一週間、五日間あるいは何度かこうやって吉田さんは、まあ知事の命令で、当時は労働報国会は知事が会長だったわけでありまして、命令で行つてきたわけでありまして。

私はこういったのを読みますと、この吉田さん自身に私もお会いをしましたけれども、大変記憶力のいい、しかもいろいろな足で集めた方でございますから、ここに書いてあること自体一つの創作だとは私は思っておりませんし、またわざわざソウルまで行って、韓国まで行って謝罪をする、これは私は心の問題といえどもなかなかできること

ではないと思うわけでありまして。

そこで、もう一つ話を進めて具体的にお伺いをしたいのでありますけれども、今、私の手元に一枚の見取り図があるわけでありまして。総理、こういう見取り図があるわけでありまして。これは皆さんひとつ見えておいてもらいたいと思ひます。この白丸、黒丸は、実は福岡県の嘉穂郡桂川町の麻生炭鉱のかつては一角だったところでありまして。三年前にこの麻生炭鉱の会社の方から、もちろんその当時は麻生炭鉱ではなくていたわけでありまして、約二千平米あるわけでありまして、が、難地としてこれは町に寄附をいたしました。それで、ここに公民館があるわけでありまして、けれども、この公民館は四年前に建てられたのであります。この公民館を建て、そしてこのあたりに児童公園をつくつたわけでありまして、そのとき既に白骨化した遺体というのがもうほろほろになつて出てきていたわけでありまして。しかし余り注意もされずに、子供たちが頭蓋骨を学校へ持つていつて話題になるとかというふうなことでその当時は済んでしまつたようでありまして。この見取り図は何かといひますと、実はこの麻生炭鉱が労働組合に対して、当時、三十五年以前はこういうふうな朝鮮人の労働者の遺体を埋めましたという見取り図なんでありまして。そして三十六年のお彼岸の日に改めて掘り出して、そして近くのお寺に埋めたということを労働組合に説明をしていくわけでありまして。しかし、実はそれはうそでございますまして、労働組合にはそういうふうな言ひましたけれども、実は実際に掘つてみた。その後二年前に、桜の木をこのところに植える、これは少し山地でございますけれども、約四百坪くらい、こちらが二百坪くらいあるわけでありまして、全部で六百坪くらいであります、五本の桜の木を植えるというので、一メートルくらい穴を掘つたら下から頭蓋骨がどんどん出てくるわけでありまして。これはまさに穴を掘つて死んだ朝鮮人労働者をばんと投げ捨てたそのまゝの頭蓋骨がほろほろと出てきているわけでありまして。今これは

もうほとんど貝のように白くなつて、もちろん原形をとどめるものはほとんどないわけでありましてけれども、これは今申しましたように、桂川町の町有地に今はなつてゐるわけでありまして。

戦後四十年たつて、強制労働で連れてこられた方々、何の供養もなくそのまゝずっと今日までこうやつて日を過ごしてきたわけでありまして。私は何らかの形で、これは日本人として、日本政府として供養する、そしてできれば祖国へ帰してあげたい。ただ、どこかわかりませんから、そのことは後にいたしますけれども、何らかの形で吉田さんのこういった活動あるいは在日朝鮮人、大韓民国婦人会の方々、こういった方々の運動というのを、私もいろいろ行政的な難しさというのがあることはわかりますけれども、何らかの形で、やはり現実にかういったものはまだまだたくさん残つてゐるわけでありまして、政府としてこういったことに対して何らかの形で手伝いをする、これは日本人として当然ではないか。そして本当に日韓なり朝鮮半島の方々との友好を考えると、長い間犯した過ちを日本人として心からわびる一つの残された手段というのは、この遺骨を早く発掘をし、そして祖国へお返しをすることじゃないか、こう思ひますが、総理、いかがでございますか。

○中曾根内閣総理大臣 非常に大切なことをお聞きいたしました。やはりそういうことが残つておるといふことは甚だ残念であり、申しわけないと思ひます。その実態をよく調査させまして、厚生省なりあるいは労働省なりしかるべき役所に命じまして、そして発掘なりあるいは供養を行うとか、そういう措置に協力するようにしたいと思ひます。

○佐藤(観)委員 総理からお言葉があつたからそれ以上のことは申しませんが、ひとつ外務大臣、これはやはり韓国との関係のこともある問題でありますし、あるいは厚生省もかんでくるのでありますし、戦前の労働報国会というのを見るとき、どうも今で言へば自治省も絡んでくるのであり

ましようし、あるいは総理府も総務庁も戦後処理という面から言えばかわつてくるのでありましようし、あるいはお寺にちゃんと名前も書いて出身地も書いて残っている遺骨もあるわけでありましようし、しかしなかなかお寺も協力をしてくれないものもあります。お寺ということになりますと文部省の管轄、文化庁の管轄でございますので、文部大臣も絡んでくるわけでございますので、そのあたりをひくくめてどういふふう具体的に御協力を申し上げるか、これを取りまとめたいただくよう、ひとつ官房長官から御答弁をいただきたいと思ひます。

○藤波國務大臣 今、先生から御指摘のありました、そういう厳肅な事実、前々から少し話題としては伺つてきておりましたが、きょうは詳しくいろいろお教をいただいた次第でございます。

総理からお答を申し上げました線で関係省庁よく連絡をとり合ひまして、まず実情がどういふことになつておるか、それにどう対処したらいいかということとを関係省庁でよく相談することが大事かと思ひますので、そういう連絡、そしていろいろ話し合う機会をつくりまして、政府としての考え方をまとめていくようにいたしたい、このように存する次第でございます。総理から御答弁申し上げました線で作業を進めてまいります。

○佐藤(鶴)委員 結構でございますが、私が申し上げたのは、具体的な福岡県嘉穂郡桂川町の麻生炭鉱の問題に限らず、まだまだ遺骨が残つておるものもございまして、その方のことも含めて、今、官房長官からあるいは総理大臣からお話があったような点で前へ進めていただきたいと思ひのであります。

私の手もとにこういうものがあるのですが、ちよつと私たちの時代ではもう時代が違うのですが、「勤報隊 半島鎮員 徴用鎮員 索引」というので朝鮮人の人々の名前が、生年月日、住所が全部書いてあるのがあります。「貝島炭礦第七坑」、これにも姓名、棟号そして解雇理由、依頼解雇となつておるもの、無断退坑となつて帰国、あるいは

はよく見ますと、中にはこれは次の鉱山には回せないというふうな印が書いてあるものもあります。

韓国ではやはりこういう強制的労働で連れてこられた方々の御親戚がそれなりの会を持つていらしているようでございます。それは当然だと思ひます。私先ほど「私の戦争犯罪」という吉田清治さんの本のほんの一部を読ましていただきましたけれども、それはまさにむちゃくちゃなことをやってきたわけでありまして、ひとつそういう意味で、外交や経済やそういう意味での友好だけではなくて、本心に心のつき合いができる、日本人として本心に恥ずかしくない行動というのをお互いにやっていきたい、こういうことを総理から御答弁がございましたので、お願いを申しまして、最後の問題に移らしていただきたいと思ひます。

最後は、政治資金規正法の話と政治倫理の話でございます。

五十八年の政治資金の額が、自治省が発表した額が千四百七十二億という額になつていられるわけがあります。五十七年が千九十四億、五十六年が一億と年々ふえておるわけでありまして、ただこの数字は、もちろん合計をした方でもそう言つておられますけれども、一つの政治団体から他の政治団体へ移ったときには二回計算に入つてまいりますから、その辺の実態を全部追ひかけることはなかなか大変な難なことでございますので、そのことが一つございまして。

それから、私調べてみたのでありますが、この千四百七十二億の中で、例えば政党的収入、例えば失礼ですが共産党さんとしてもらいますと、二百二十九億が収入になっておりますが、うち事業収入、つまり赤旗その他の新聞の代金二百一億が事業収入なんでありまして、したがひまして、この中には紙代も印刷代も全部入つていられるのです。例えば我が党の場合でも六十五億でございますが、共産党に比べて少ないのでありますが、うち事業収入は二十八億であります。それも当然のことながら紙代と印刷代その他が入つていられる

で、これを政治資金というふうな概念です。私は、これを正直言つて個人的には少し抵抗があるのではありませんが、こういった政党的収入は千四百七十二億に對しまして六百五十六億あります。うち事業収入が三百四十七億あるわけでありまして、それなりの事業収入があるわけでありまして、それがございまして、千四百七十二億というのはそのまま受け取るという数字ではないと思ひのであります。

ただもう一つ、もう時間ありませんので私に言わせていただきますが、地方の都道府県に届けている額があるわけでありまして、これは五十七年分でございますと四万二千三百団体、九百三十三億という数字になつております。これだつてやはりダブリがないとも限りません。それから地方から自治省に届けているもののダブリがあるかもしれせん。そういったものを引いてみて、ざつと二千億を幾らか切るんじゃないか。国と地方を合せて二千億をどのくらい切るのだろうかというところで、その辺のことは正確な数字というのはいわゆる、総理、どうでしょう、こういう金額というものは、国民感情からいってかなりの額だといはれ見なければいかぬと思ひのであります。

あわせて自民党さんの方では、今度の党大会でこの政治資金規正法の枠をふやそうというところをぜひ今国会に提出をするということをお決めになつていられるようでございます。一体これはどんなものであろうか。まだロッキード事件の問題も国会内としても片づいてない。何か忘れられたような格好になつていられる。やはり政治と金という問題は非常に重要な要素でございます。そういう意味では、新聞の書き方だけがすべてじゃないと思ひますけれども、金権政治の土壌というものは変わつてないんじゃないか、あるいは第二期の金権政治の時期じゃないかとかいふような書き方になつていられる。これは私は大変国民に政治不信を起させることになるんじゃないだろうか。これは政治資金規正法の枠を、確かに十年たつていまして、しかし、今のような政治風土の中でこれをふやすと

いうことは、私は決して好ましいことではないといふふうに思ひますが、総理はいかがでございますか。また、今国会に政治資金規正法の改正を提出をされる御意思がございらないでございまして、○中曾根内閣総理大臣 政治資金の問題は、国民も大きな関心を持つていられることであり、政治倫理にも関係することでございますから、我々としては、厳肅にこれを取り扱つて、そしていやくも誤解を受けることがないようないろいろな措置をしていかなければならぬと思ひます。

ただ、あの法律にも書いてありますように、五年たつて見直すとかそういう規定があります。それはいろいろ不合理な点とか、あるいは改善すべき点があった場合に、これを各党協力し合つて直してよろしい、そういう趣旨でできているのだからと思ひます。私は、そういう意味において制度が硬直しないように、常にこれが本来の目的を達するように改善する措置をしていくということとは心がけていこうと思ひます。ただ、その内容はいろいろふにやるかというところは、これは各党等いろいろ御相談願つて、そして国会へ上程して、こういう筋のものであると思ひます。

私は今、党から今度の国会へその改正案を出すということとはまだ聞いておりません。実情を党に聞いてみてほしいと思ひますが、私のところにはまだ来ておりません。

○佐藤(鶴)委員 総理、この附則について見直し条項は、要するになるべく個人献金にいくようにしようじゃないかという見直しがついていられるので、その趣旨がついていられるのでございまして、もう全然、さらには実情に合うようにしようではないかというふうなことでないのだから、小泉さんでも、私も昭和五十年のときにはいろいろ、小泉さんでも、皆さん大変苦勞してあれをやつたわけでありまして、ちよつと誤解のないようにしていただきたいと思ひのであります。それは、それで、もう時間も最後でございますので、あと政治倫理の問題について一言だけ伺ひしてお

きたいのでありますけれども、昨年の二月六日に政治倫理協議会が発足をして、ほぼ一年を目安にということで協議を続けてこられた。大抵焦点は絞られたのでありますけれども、どうも自民党さんの方がウナギのようになかなかとらえどころがないということのごさいます。私たちが今日まで聞いていた報告では、審査の対象には行為規範に違反をした人だけではなくて、有責議員というのには有責議員も含むのだということ。昨年六月に自民党さんもOKをしたという話を聞いてずっといました。何かきのうになったらまたそれが、いや違うのです、そいつは入ってませんというような話になったり、あるいは議員辞職勧告が倫理審査会を通じてからできるようにしたらどうだろうか、あるいは直に一審であろうと判決が下ったからやるといふのは立法府としてまずいのではないかということ、もう一段階クッションを設けてひとつ議員辞職勧告なり、あるいは議員活動の自粛をしたらどうだろうかというようにことを言っているのではありませんが、これもなかなかちがいが明かない。

その上、きのうもう一つ、これはまた不思議なことなんでしょうが、そこにきます政治倫理審査会、それは国政調査権に基づいたものであるということ。今日までずっと来ていたわけでありました。その証拠に、昨年の八月十九日に、これはおたくの派の、と言ったら悪いけれども、あの有能なる江藤国会对策委員長が、これはNHKの放送討論会で岡村さんの確認に対して、政治倫理審査会というのは国政調査権を持っているのです。ということを全国民にブ라운管を通してお話しになっているのです。江藤国対委員長が昨年の八月十九日、ここにそれを起こしたものがあつたわけでありました。総理のまさに支えとなる国会対策委員長が述べているわけでありました。それをきのう何か協議会をやつたら、これはいや、実は議長に近いに置きます、そういう国政調査権を持ってないものでございませう、話がもとへ戻っちゃったのです。これはもう本当に時間稼ぎを自民党さ

んはやっていらつしやるのかと、こう言われてもしょうがないわけでありまして、本当ならここで審議がとまってもしょうがないところでありませうけれども、残念ながら僕らの時間が過ぎちやつたらきょうのところはとまりませんが、総理、このままではちよつと国会としても、二月六日というのをほぼ一年をめどにということをやつてきたわけでありませうから、一体総理はどういう報告を受けられていたのですか。受けられたときに一体総理はどういう指導性を発揮されているのですか。どうもやはり総理・総裁として、この政治倫理問題は、この前の選挙のときのあの宣言を見ても、あのような気持ちになられたのなら、本当にやはりはじめをつける。その際には、この政治倫理問題というものは、実は我々全部が政治倫理問題にひつかかちやつて、我々は正直言つて貧乏代議士で、貧乏じやない方もいらつしやるかもしれませんが関係ないので、私なんか全然触れるところがないのに、私もいわば政治倫理協議会の対象の一員に原則的にされているわけですね。国会議員の行為規範なんでありませうから、我々が全部なつちやうという、私、大変な迷惑を受けているような気持ちになっているわけでありませうけれども、問題は、これはやつぱり田中角栄元総理のロッキード事件から事を発しているのをごさいます、そのことを抜きにして、この政治倫理問題というのは切り離して考えることができないわけでありませう。

総理のひとつ指導性を発揮していただく決意をお伺いいたしまして、決意次第では、その後いろいろとまた控えておりますので、予算委員会が前へ進むのか、着工できない新幹線になるのかわかりませうけれども、ひとつ総理の決意をお伺いをさせていたしたいと思います。

○中曽根内閣総理大臣 政治倫理問題については、私も積極的に取り組んでまいりたいと思ひますし、現にやっております。行為規範もでき、また綱領もやり、今審査会の設置に向かつて各党の考え方も提示されてきて、我が党の考えも固まつ

て提示する、こういうことになっておりまして、今後とも積極的に努力してまいりたいと思ひます。

○佐藤（親）委員 極めて不満な答弁でございませうが、時間が来ましたので、残念ながら私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○天野委員長 これにて佐藤君の質疑は終了いたしました。

次回は、明十五日午前十時より開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時三十九分散会

昭和六十年二月二十五日印刷

昭和六十年二月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D